

「審査事務規程」(平成14年7月1日検査法人規程第11号)改正新旧対照表

平成16年3月31日施行

新	旧
<p>4-2 長さ、幅及び高さ 4-2-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ(セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。(保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係) ~ (略) 車体外に取り付けられた後写鏡、4-89の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、4-89の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。(細目告示第6条第1項第4号関係、細目告示第84条第1項第4号関係) (略) (2) (略) (3) 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡並びに4-89の装置は、次に定める状態で測定した場合において、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。(保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第3項関係、細目告示第84条第3項関係) 外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態 後写鏡及び4-89の装置にあつては、取り付けられた状態 4-2-2 欠番 4-2-3 欠番 4-2-4 適用関係の整理 (1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、4-2-5(従前規定の適用)を適用する。(適用関係告示第1条第1項関係) 4-2-5 従前規定の適用 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第1条第1項関係) 4-2-5-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態により測定した場合において、長さ(セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。(保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係) 空車状態(細目告示第6条第1項第1号関係、細目告示第84条第1項第1号関係) はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているもの</p>	<p>4-2 長さ、幅及び高さ 4-2-1 テスタ等による審査 (2) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ(セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。(保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係) ~ (略) 車体外に取り付けられた後写鏡、4-82の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、4-82の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。(細目告示第6条第1項第4号関係、細目告示第84条第1項第4号関係) (略) (2) (略) (3) 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡並びに4-82の装置は、次に定める状態で測定した場合において、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。(保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第3項関係、細目告示第84条第3項関係) 外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態 後写鏡及び4-82の装置にあつては、取り付けられた状態</p>

については、これらの装置を格納した状態（細目告示第6条第1項第2号関係、細目告示第84条第1項第2号関係）

折畳式のぼろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用されるすべての状態。ただし、外開き式の窓及び換気装置並びに腕木式方向指示器については、これらの装置を閉鎖又は格納した状態（細目告示第6条第1項第3号関係、細目告示第84条第1項第3号関係）

車体外に取り付けられた後写鏡、4-82の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、4-82の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。（細目告示第6条第1項第4号関係、細目告示第84条第1項第4号関係）

直進姿勢にある状態（細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係）

- (2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。（細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係）

長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離

幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離

- (3) 外開き式の窓及び換気装置、腕木式方向指示器、後写鏡並びに4-82の装置は、次に定める状態（腕木式方向指示器にあっては、作動した状態）で測定した場合において、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。（保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第3項関係、細目告示第84条第3項関係）

外開き式の窓及び換気装置にあっては、開放した状態

後写鏡並びに4-82の装置にあっては、取り付けられた状態

4-5 軸重等

4-5-1 テスタ等による審査

（略）

4-5-2 欠番

4-5-3 欠番

4-5-4 適用関係の整理

- (1) 平成5年11月24日以前に製作された自動車（隣り合う車軸にかかる荷重の和が増加する改造を行う場合を除く。）については、4-5-5（従前規定の適用）の規定を適用

4-5 軸重等

4-5-1 テスタ等による審査

（略）

<p>する。(適用関係告示第2条関係)</p> <p>4 - 5 - 5 従前規定の適用 平成5年11月24日以前に製作された自動車(隣り合う車軸にかかる荷重の和が増加する改造を行う場合を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第2条関係)</p> <p>4 - 5 - 5 - 1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 4 - 5 - 1 (1)に同じ。 (2) なし。 (3) 4 - 5 - 1 (3)に同じ。 (4) 4 - 5 - 1 (4)に同じ。 (5) 4 - 5 - 1 (5)に同じ。 (6) 4 - 5 - 1 (6)に同じ。</p> <p>4 - 7 最小回転半径</p> <p>4 - 7 - 1 テスタ等による審査 (略)</p> <p>4 - 7 - 2 欠番 4 - 7 - 3 欠番 4 - 7 - 4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和37年9月30日以前に製作された自動車については、4 - 7 - 5 (従前規定の適用)を適用する。(適用関係告示第3条関係)</p> <p>4 - 7 - 5 従前規定の適用 昭和37年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第3条関係)</p> <p>4 - 7 - 5 - 1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 4 - 7 - 1 (1)に同じ。 (2) なし。 (3) 4 - 7 - 1 (3)に同じ。</p> <p>4 - 9 原動機及び動力伝達装置</p> <p>4 - 9 - 1 性能要件(視認等による審査) (略)</p> <p>4 - 9 - 2 欠番 4 - 9 - 3 欠番 4 - 9 - 4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和26年12月31日以前に製作された自動車及び昭和35年3月31日以前に製作された車両総重量2t未満の自動車については、4 - 9 - 5 (従前規定の適用)の規定を適</p>	<p>4 - 7 最小回転半径</p> <p>4 - 7 - 1 テスタ等による審査 (略)</p> <p>4 - 9 原動機及び動力伝達装置</p> <p>4 - 9 - 1 性能要件(視認等による審査) (略)</p>
---	---

用する。(適用関係告示第4条第1項第3号関係)

- (2) 平成6年3月31日以前に製作された自動車については、4-9-6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第4条第1項第4号関係)

4-9-5 従前規定の適用

昭和26年12月31日以前に製作された自動車及び昭和35年3月31日以前に製作された車両総重量2t未満の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第4条第1項第3号関係)

4-9-5-1 性能要件(視認等による審査)

- (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。(保安基準第8条第1項関係、細目告示第10条第1項関係、細目告示第88条第1項関係)

原動機の始動が著しく困難なもの

原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの

原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの

エア・クリーナが取り外されているもの

潤滑系統に著しい油漏れがあるもの

冷却装置に著しい水漏れがあるもの

ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの

クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの

変速機の操作機構に著しいがたがあるもの

動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの

動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの

推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの

駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの

推進軸又は駆動軸に損傷があるもの

自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの

自在接手部のダスト・ブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの

動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの

別添7「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの

別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの

- (2) (1)において、速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満たすこととなっているけん引自動車の速度制限装置を、「速度制限装置が装着された大型トラクタの速度制限装置の機能確認等について」(平成8年12月27日自技第241号・自整第237号)別添速度制限装置の機能確認方法に基づき速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない

場合は、当該基準を満足していないものとする。

4 - 9 - 6 従前規定の適用

平成 6 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 4 号関係)

4 - 9 - 6 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。(保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 10 条第 1 項関係、細目告示第 88 条第 1 項関係)

原動機の始動が著しく困難なもの

原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの

原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの

の

エア・クリーナが取り外されているもの

潤滑系統に著しい油漏れがあるもの

冷却装置に著しい水漏れがあるもの

ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの

クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの

変速機の操作機構に著しいがたがあるもの

動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの

動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの

推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの

駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの

推進軸又は駆動軸に損傷があるもの

自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの

自在接手部のダスト・ブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの

動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの

別添 7「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの

別添 8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの

(2) (1) において、速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより別添 8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満たすこととなっているけん引自動車の速度制限装置を、「速度制限装置が装着された大型トラクタの速度制限装置の機能確認等について」(平成 8 年 12 月 27 日自技第 241 号・自整第 237 号)別添速度制限装置の機能確認方法に基づき速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、当該基準を満足していないものとする。

(3) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。(保

安基準第8条第2項)

4 - 10 速度抑制装置

4 - 10 - 1 装備要件

(略)

4 - 10 - 2 性能要件(書面等による審査)

(略)

4 - 10 - 3 欠番

4 - 10 - 4 適用関係の整理

- (1) 平成8年3月31日以前に製作された自動車であって、自動車登録ファイルに道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成3年運輸省令第3号)第3条による改正後の保安基準第31条第6項の基準に適合するものとして登録されていないものについては、4 - 10 - 5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第4条第1項第1号関係)
- (2) 初度登録日(自動車が初めて法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。)が平成9年12月31日(自動車NOx・PM総量削減法施行令第4条第6号に規定する特種自動車にあつては平成9年8月31日)以前の自動車(保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものを除く。)であつて、自動車NOx・PM総量削減法第12条に規定する窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車については、4 - 10 - 6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第4条第1項第2号関係)
- (3) 平成15年8月31日以前に製作された自動車であつて、4 - 10 - 1(1)に規定する自動車(1)及び(2)に規定する自動車を除く)については、4 - 10 - 7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第4条第2項関係)

4 - 10 - 5 従前規定の適用

平成8年3月31日以前に製作された自動車であつて、自動車登録ファイルに道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成3年運輸省令第3号)第3条による改正後の保安基準第31条第6項の基準に適合するものとして登録されていないものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第4条第1項第1号関係)

4 - 10 - 5 - 1 装備要件

なし。

4 - 10 - 5 - 2 性能要件

なし。

4 - 10 - 6 従前規定の適用

初度登録日が平成9年12月31日(自動車NOx・PM総量削減法施行令第4条第6号に規定する特種自動車にあつては平成9年8月31日)以前の自動車(保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものを除

4 - 10 速度抑制装置

4 - 10 - 1 装備要件

(略)

4 - 10 - 2 性能要件(書面等による審査)

(略)

く。)であって、自動車NOx・PM総量削減法第12条に規定する窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

(適用関係告示第4条第1項第2号関係)

4-10-6-1 装備要件

なし。

4-10-6-2 性能要件

なし。

4-10-7 従前規定の適用

平成15年8月31日以前に製作された自動車であって、4-10-1(1)に規定する自動車(4-10-4(1)及び(2)に規定する自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第4条第2項関係)

4-10-7-1 装備要件

4-10-1(1)に規定する自動車については、次に掲げる期日までにその原動機に速度抑制装置を備えなければならない。

- (1) 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成3年運輸省令第3号)第3条による改正後の道路運送車両の保安基準第31条第6項の基準(以下、「平成6年基準」という。)に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車にあっては、次表の左欄に掲げる自動車毎に、それぞれ同表の右欄に掲げる日

自動車	期日
<p>平成 6 年基準に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車（道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成 8 年運輸省令第 4 号）第 2 条による保安基準第 31 条第 6 項の基準（以下、「平成 10 年基準」という。）又は道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成 9 年運輸省令第 22 号）第 2 条による改正後の保安基準第 31 条第 6 項の基準（以下、「平成 11 年基準」という。）に適合するものを除く。以下、同じ。）であって初度登録日が平成 10 年 1 月 1 日以降のもの及び平成 10 年基準又は平成 11 年基準に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車であって初度登録日が平成 15 年 1 月 1 日以降のもの</p>	<p>平成 15 年 9 月 1 日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日</p>
<p>平成 6 年基準に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車であって初度登録日が平成 9 年 1 月 1 日以降のもの及び平成 10 年基準又は平成 11 年基準に適合するものとして登録ファイルに登録されている自動車であって初度登録日が平成 14 年 1 月 1 日以降のもの（の自動車を除く。）</p>	<p>平成 16 年 9 月 1 日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日</p>
<p>及び に掲げる自動車以外の自動車</p>	<p>平成 17 年 9 月 1 日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日</p>

(2) 4 - 10 - 7 - 1 (1)に規定する自動車以外の自動車にあっては、次表の左欄に掲げる自動車毎に、それぞれ同表右欄に掲げる日

自動車	期日
初度登録日が平成 14 年 1 月 1 日以降のもの	平成 15 年 9 月 1 日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日
初度登録日が平成 11 年 1 月 1 日以降のもの(の自動車を除く。)	平成 16 年 9 月 1 日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日
及び に掲げる自動車以外の自動車	平成 17 年 9 月 1 日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日

4 - 10 - 7 - 2 性能要件(書面等による審査)

(1) 4 - 10 - 1 の速度抑制装置は、細目告示別添 1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に適合するものでなければならない。(保安基準第 8 条第 5 項関係、細目告示第 88 条第 2 項関係)

(2) 指定自動車等に備えられている速度抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度抑制装置であって、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。

細目告示別添 1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」3.6.又は細目告示別添 96「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」3.6.に規定する自動車が停止している間に速度抑制装置の機能が確認できるものとして速度抑制装置の機能を確認するためのランプ又は設定速度を表示するディスプレイ(以下「確認ランプ等」という。)が適正に作動すること。ただし、確認ランプ等が装備されていないものにあっては、速度抑制装置の封印等当該装置の機能を損なう改変を防止する措置が自動車に適正に施されていること。

次の標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面(牽引自動車を除く。)に表示されていること。

速度抑制 装置付

(備考)

ア 形状は、車両の後面に表示するものについては直径が 130mm 以上の円、車室内に示するものについては直径が 30mm 以上の円とする。

イ 文字の高さは、車両の後面に表示するものについては 25mm、車室内に表示するものについては 7mm 以上とする。

ウ 色彩は、文字を黒色とし、地を黄色とする。

(3) 平成 15 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、(1)の基準にかかわらず、5 - 10 - 2 の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 条第 3 項関係)

4 - 11 走行装置

4 - 11 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(略)

4 - 11 - 2 欠番

4 - 11 - 3 欠番

4 - 11 - 4 適用関係の整理

(1) 平成 16 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 11 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 5 条関係)

4 - 11 - 5 従前規定の適用

平成 16 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 5 条関係)

4 - 11 走行装置

4 - 11 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(略)

4 - 11 - 5 - 1 性能要件

- (1) 自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。
- ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの
 - ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの
 - アクスルに損傷があるもの
 - リム又はサイドリングに損傷があるもの
 - サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの
 - 車輪に著しい振れがあるもの
 - 車輪の回転が円滑でないもの
- (2) 軽合金製ディスクホイールであって、別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づきJWLマーク若しくはJWL-Tマーク又は自動車製作者を表すマークがホイールを車両に取付けた状態で容易に確認できる箇所に鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1)の「堅ろう」とされるものとする。
- (3) (1)の走行装置のうち空気入ゴムタイヤは、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、の規定は、最高速度40km/h未満の自動車及びこれにより牽引される被牽引自動車には、適用しない。
- 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。
 - 接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝(大型特殊自動車及びこれにより牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。)の深さは、当該溝のいずれの部分においても1.6mm(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、0.8mm)以上であること。この場合において、「滑り止めの溝」とは、タイヤの接地部の全幅(ラグ型タイヤにあつては、タイヤの接地部の中心線にそれぞれ全幅の4分の1)にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)をいう。
 - なお、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより行って差し支えない。
 - タイヤの空気圧が適正であること。
- (4) 自動車用タイヤに負荷しうる荷重自動車の積載状態における軸重を当該軸重に係る輪数で除した値が、タイヤの負荷能力以下であること。
- (5) タイヤ・チェン等は走行装置に確実に取り付けることができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない。この場合において、タイヤに装着されていないタイヤ・チェーン等については、審査を省略することができる。

4 - 12 操縦装置

4 - 12 - 1 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 12 - 2 欠番

4 - 12 操縦装置

4 - 12 - 1 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 12 - 3 欠番

4 - 12 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 12 - 5 (従前規定の適用) を適用する。(適用関係告示第 6 条第 2 項第 1 号関係)
- (2) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 12 - 6 (従前規定の適用) を適用する。(適用関係告示第 6 条第 2 項第 2 号関係)
- (3) 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 12 - 7 (従前規定の適用) を適用する。(適用関係告示第 6 条第 1 項関係)

4 - 12 - 5 従前規定の適用

昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 6 条第 2 項第 1 号関係)

4 - 12 - 5 - 1 性能要件

- (1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。
始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置
制動装置の操作装置
前照灯、警音器、方向指示器、窓拭器及び洗浄液噴射装置の操作装置

4 - 12 - 6 従前規定の適用

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 6 条第 2 項第 2 号関係)

4 - 12 - 6 - 1 性能要件

- (1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 500mm 以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。この場合において、かじ取ハンドル中心との配置に係る距離は、それぞれの装置の中心位置から、かじ取ハンドルの中心(レバー式のかじ取り装置にあっては、運転者席の中心)を含み車両中心線に平行な鉛直面に下ろした垂線の長さとし、変速装置の中心位置は、変速レバーを中立の状態の中央に置いたときの握り部中心の位置とする。
始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置
制動装置の操作装置
前照灯、警音器、方向指示器、窓拭器及び洗浄液噴射装置の操作装置

4 - 12 - 7 従前規定の適用

昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 6 条第 1 項関係)

4 - 12 - 7 - 1 性能要件

- (1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 500mm 以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。この場合において、かじ取ハンドル中心との配置に係る距離は、それぞれの装置の中心位置から、かじ取ハンドルの中心(レバー式のかじ取り装置にあっては、運転者席の中心)を含み車両中心線に平行な鉛直面に下ろした垂線の長さとし、変速装置

の中心位置は、変速レバーを中立の状態の中央に置いたときの握り部中心の位置とし、レバー式等可動のデフロスタ操作位置の中心位置は、可動範囲の中心位置とする。

始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置

制動装置の操作装置

前照灯、警音器、方向指示器、窓拭器及び洗淨液噴射装置の操作装置

- (2) (1) に掲げる装置（始動装置、加速装置、クラッチ及び変速装置の操作装置を除く。）及び(1) に掲げる装置（方向指示器の操作装置を除く。）又はその附近には、当該装置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。
- (3) 変速装置の操作装置又はその附近には、変速段ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。
- (4) 方向指示器の操作装置又はその附近には、当該方向指示器が指示する方向ごとの操作位置を運転者が運転者席において容易に識別できるような表示をしなければならない。
- (5) (2)、(3)及び(4)の「運転者が運転者席において容易に識別できるような表示」とは、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、当該装置又は当該装置の操作位置を容易に判別できる表示をしたものをいう。この場合において、JIS D0032「自動車用操作・計量・警報装置類の識別記号」又はISO（国際標準規格 2575「Road vehicles-Symbols for controls, indicators and tell-tales」）に掲げられた識別記号は、その表示の例とする。

4 - 13 かじ取装置

4 - 13 - 1 性能要件

（略）

4 - 13 - 2 欠番

4 - 13 - 3 欠番

4 - 13 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和48年9月30日以前に製作された自動車については、4 - 13 - 5（従前規定の適用）を適用する。（適用関係告示第7条関係）

4 - 13 - 5 従前規定の適用

昭和48年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条関係）

4 - 13 - 5 - 1 性能要件

- (1) 四輪以上の自動車は、かじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横すべり量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。
- (2) 自動車のかじ取装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
かじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。
ア ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの

4 - 13 かじ取装置

4 - 13 - 1 性能要件

（略）

- イ 前号各部の取り付け部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの
- ウ かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの
- エ 給油を必要とする箇所に所要の給油がなされていないもの
- オ かじ取フォークに損傷があるもの
- カ ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの
- キ かじ取装置のダスト・ブーツに損傷があるもの
- ク パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの
- ケ パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み又は損傷があるもの
- コ 溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行った部品を使用しているもの

かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。この場合において、パワ・ステアリングを装着していない自動車（最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）であって、かじ取車輪の輪荷重の総和が4,700kg以上であるものは、「容易に、且つ、確実に操作できるもの」とされないものとする。

かじ取装置は、かじ取時に車枠、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。

かじ取ハンドルの回転角度とかじ取車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相違がないこと。

かじ取ハンドルの操だ力は、左右について著しい相違がないこと。

4 - 14 施錠装置等

4 - 14 - 1 装備要件

(略)

4 - 14 - 2 性能要件

(略)

4 - 14 - 3 欠番

4 - 14 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、4 - 14 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第8条第2項関係）

(2) 平成18年6月30日（軽自動車にあっては平成20年6月30日）以前に製作された自動車については、4 - 14 - 6（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第8条第1項、第2項及び第3項関係）

4 - 14 - 5 従前規定の適用

昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第8条第2項関係）

4 - 14 - 5 - 1 装備要件

なし。

4 - 14 - 5 - 2 性能要件

4 - 14 - 6 - 2 に同じ。

4 - 14 - 6 従前規定の適用

平成18年6月30日（軽自動車にあっては平成20年6月30日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第8条第1項、第2項及

4 - 14 施錠装置等

4 - 14 - 1 装備要件

(略)

4 - 14 - 2 性能要件

(略)

び第3項関係)

4-14-6-1 装備要件

専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。)の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置又はかじ取装置には、施錠装置を備えなければならない。

4-14-6-2 性能要件

自動車の施錠装置は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、の規定は二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車には、適用しない。

その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造であること。

堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造であること。

その作動中は、始動装置を操作することができないものであること。

走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。

4-15 トラック・バスの制動装置

4-15-1 装備要件

自動車(4-16から4-19までに規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車が確実にかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、4-15-2の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度25km/h未満の自動車にあつては、4-15-2の基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。(保安基準第12条第1項関係)

4-15-2 性能要件

4-15-2-1 テスト等による審査

(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第1項関係、細目告示第93条第1項関係)

(2) 制動装置は、ブレーキ・テストを用いての状態^アで計測した制動力が^イに掲げる基準に適合しなければならない。ただし、ブレーキ・テストを用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により審査し、^イに掲げる基準の適合性を判断することができるものとする。(細目告示第15条第2項関係、細目告示第93条第8項関係)

^ア 計測の条件

検査時車両状態とする。なお、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。

^イ 計測値の判定

ア 自動車(被牽引自動車を除く。)の主制動装置にあつては、制動力の総和を検査時車両状態(注1)における自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が検査時車両状態にお

4-15 制動装置

4-15-1 装備要件

(1) 自動車には、走行中の自動車が確実にかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、4-15-2の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあつては、4-15-2の基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。(保安基準第12条第1項関係)

(2) 車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度25km/h未満の自動車を除く。))を除く。)の車両重量の2分の1を当該被牽引自動車の車両総重量が超えない場合には、(1)の規定にかかわらず、主制動装置(走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。)を省略することができる。(保安基準第12条第2項関係)

4-15-2 性能要件

4-15-2-1 視認等による審査

(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)から(7)までの基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第1項関係、細目告示第93条第1項関係)

(2) 自動車((3)から(6)までの自動車を除く。)には、次に掲げる基準に適合する制動装置を備えなければならない。(細目告示第15条第2項関係、細目告示第93条第2項関係)

る自動車の重量の50%以上)(注2)であり、かつ、後車輪にかかわる制動力の和を検査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の和と検査時車両状態における当該車軸の軸重の10%以上)であること。

イ 最高速度が80km/h未満で、車両総重量が車両重量の1.25倍以下の自動車の主制動装置にあっては、アにかかわらず、制動力の総和を車両総重量で除した値が3.92N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が車両総重量の40%以上)(注2)であること。

ウ 被牽引自動車の主制動装置にあっては、制動力の和を検査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が4.90N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の和が当該車軸の軸重の50%以上)(注3)であること。

エ 主制動装置にあっては、左右の車輪の制動力の差を検査時車両状態(注1)における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の差が検査時車両状態(注1)における当該車軸の軸重の8%以下)であること。

オ 主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統。)にあっては、制動力の総和を検査時車両状態(注1)における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が検査時車両状態(注1)における自動車の重量の20%以上)とし、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制動装置は、この基準に適合しないものとする。

カ 4-20-1-1(4)の被牽引自動車の制動装置にあっては、制動力の総和を検査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が検査時車両状態における自動車の重量の20%以上)であること。

(注1) 検査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を検査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

(注2) ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

(注3) ブレーキ・テストのローラ上で当該車軸のすべての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で当該車軸の軸重で除した値が4.90N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を使用する場合においては、当該軸重の50%以上)とみなして差し支えない。

(3) ブレーキ・テストを用いて(2)の状態に計測した制動力が(2)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

制動装置は、かじり性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横すべりをおこすものでないこと。(細目告示第93条第2項第3号関係)

主制動装置(走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。)は、す

独立に作用する2系統以上の制動装置を備えていること。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで(ホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあっては、ブレーキ・シューを直接作動させるカム軸等まで)の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独立に作用する2系統以上の制動装置」であるものとする。(細目告示第93条第2項第1号)

制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。(細目告示第93条第2項第2号)

ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル(配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。)であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの

イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの

ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの

エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品(パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。)を使用しているもの

オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの

カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取り付けられているもの

キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすきまがないもの

ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの

ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの

コ アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていないもの

液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。(細目告示第93条第2項第9号)

ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの

イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの

ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの

エ アからウに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの

空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する

<p>すべての車輪を制動すること。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。(細目告示第93条第2項第4号関係)</p> <p>4 - 15 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第1項関係、細目告示第93条第1項関係)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第2項関係、細目告示第93条第2項関係)</p> <p>独立に作用する2系統以上の制動装置を備えていること。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで(ホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあっては、ブレーキ・シューを直接作動させるカム軸等まで)の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独立に作用する2系統以上の制動装置」であるものとする。(細目告示第93条第2項第1号)</p> <p>制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。(細目告示第93条第2項第2号)</p> <p>ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル(配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。)であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの</p> <p>イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの</p> <p>ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの</p> <p>エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品(パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。)を使用しているもの</p> <p>オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの</p> <p>カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取り付けられているもの</p> <p>キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすきまがないもの</p> <p>ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの</p> <p>ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの</p> <p>コ アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていないもの</p> <p>液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。(細目告示第93条第2項第9号)</p>	<p>装置を備えたものであること。(細目告示第93条第2項第10号)</p> <p>走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、電源投入時に警告を発生し、かつ、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に容易に判断できる警報を発生する装置を備えたものであること。(細目告示第93条第2項第12号)</p> <p>(3) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの(4から6)までの自動車を除く。)には、次に掲げる基準に適合する制動装置を備えなければならない。(細目告示第15条第3項関係、細目告示第93条第3項関係)</p> <p>独立に作用する2系統以上の制動装置を備えていること。この場合において、(2)後段の規定を準用する。(細目告示第93条第3項第1号)</p> <p>制動装置は(2) から の基準に適合すること。(細目告示第93条第3項第2号関係)</p> <p>主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統。主制動装置を除く制動装置の操作装置を操作することにより主制動装置を作動させる機構を有する場合には主制動装置)は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。(細目告示第93条第3項第4号)</p> <p>制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。(細目告示第93条第3項第7号関係)</p> <p>(4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車(最高速度25km/h以下の自動車及び(6)の自動車を除く。)には、次に掲げる基準に適合する制動装置を備えなければならない。(細目告示第15条第4項関係、細目告示第93条第4項)</p> <p>2系統以上の制動装置を備えていること。(細目告示第93条第4項第1号)</p> <p>制動装置は、(2) 及び の基準に適合すること。(細目告示第93条第4項第2号)</p> <p>主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、4-15-2-2(2)イ後段の規定を準用する。(細目告示第93条第4項第3号)</p> <p>液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。(細目告示第93条第4項第5号)</p> <p>ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの</p> <p>イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの</p> <p>ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの</p> <p>エ アからウに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの</p> <p>(5) 大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度25km/h以下の自動車(6)の自動車を除く。)には、次に掲げる基準に適</p>
---	---

ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの
 イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの
 ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの
 エ アからウに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの
 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。(細目告示第93条第2項第10号)
 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、電源投入時に警告を発し、かつ、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に容易に判断できる警報を発する装置を備えたものであること。(細目告示第93条第2項第12号)

4 - 15 - 2 - 3 書面等による審査

- (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条関係、細目告示第93条第1項関係)
 (2) 制動装置は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第93条第2項関係)
 (3) 書面その他適切な方法により審査したときに(2)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。
 主制動装置は、繰り返し制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。(細目告示第93条第2項第5号)
 主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。(細目告示第93条第2項第6号)
 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。ただし、次に掲げる主制動装置にあっては、この限りでない。(細目告示第93条第2項第7号)
 ア 車両総重量3.5t以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除く。)の後車輪に備える主制動装置
 イ 次に掲げる車両総重量が3.5tを超え12t以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除く。)に備える主制動装置
 (ア) 全ての車輪に動力を伝達できる構造(1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。)の動力伝達装置を備える自動車
 (イ) 前軸及び後軸のそれぞれ1軸以上に動力を伝達できる構造(1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。)の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車
 ウ 次に掲げる車両総重量が12tを超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除

合する制動装置を備えなければならない。ただし、及びの規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度25km/h以下の自動車については適用しない。(細目告示第15条第5項関係、細目告示第93条第5項関係)
 独立に作用する2系統以上の制動装置を備えていること。この場合において、(2)後段の規定を準用する。(細目告示第93条第5項第1号)
 制動装置は、(2)の基準に適合すること。(細目告示第93条第5項第2号関係)
 主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。(細目告示第93条第5項第3号関係)
 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管(ブレーキ配管のうち1車輪のみへの制動用オイルの通路となる部分をいい、2以上の車輪への共用部分を除く。)から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。ただし、非常用制動装置(主制動装置が故障したときに走行中の自動車の2以上の車輪を制御することができる制動装置をいう。)を備えた自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第93条第5項第8号)
 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。ただし、その圧力が零となつた場合においても4-15-2-2(2)ウに定める基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。(細目告示第93条第5項第9号)
 車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、(2)の規定を準用する。(細目告示第93条第5項第10号関係)
 (6) 被牽引自動車には、(2)の基準に適合する制動装置を備えなければならない。(細目告示第15条第6項関係、細目告示第93条第6項第2号関係)
 (7) 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、4-15-2-2(2)イの基準にかかわらず、被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造とすることができる。この場合において、細目告示別添15「トレーラの制動装置の技術基準」に定める基準並びに4-15-2-3(2)ア及び4-15-2-2(2)ウの基準は適用しない。(細目告示第15条第7項関係、細目告示第93条第7項関係)
 車両総重量3.5t以下の被牽引自動車(セミトレーラを除く。)
 最高速度25km/h以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車
 最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車により牽引される被牽引自動車で車両総重量2t未満のもの(及びに掲げるものを除く。)
 4 - 15 - 2 - 2 テスタ等による審査
 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第1項関係、細目告示第93条第1項関係)
 (1) 自動車の制動装置は、ブレーキ・テスタを用いての状態で計測した制動力がに

く。)に備える主制動装置

(7) 全ての車輪に動力を伝達できる構造(1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。)の動力伝達装置を備える自動車

(1) 半数以上の軸に動力を伝達できる構造の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車

専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの(高速自動車国道等(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4第1項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車(旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。)を除く。)及び車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。(細目告示第93条第2項第11号)

専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が10tを超えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)の補助制動装置は、連続して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。(細目告示第93条第2項第13号)

(4) 指定自動車等(4-15に規定する自動車に限る。)に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。

この場合において、指定自動車等であって、制動装置について別添1「改造自動車審査要領」3.(6)に該当する改造がなされていない場合は、同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているものとみなす。

4-15-3 欠番

4-15-4 適用関係の整理

(1) 次に掲げる自動車については、4-15-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第5項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号関係)

平成11年6月30日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの、軽自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及び平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

平成12年6月30日以前に製作された軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの及び平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

平成7年12月31日(輸入された自動車にあつては平成11年3月31日)以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人のもの(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有するもの及び輸入された自動車以外の自動車であつて平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

掲げる基準に適合しなければならない。ただし、ブレーキ・テストを用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により審査し、に掲げる基準の適合性を判断することができるものとする。(細目告示第15条第2項から第6項まで関係、細目告示第93条第8項関係)

計測の条件

検査時車両状態とする。なお、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。

計測値の判定

ア 自動車(被牽引自動車を除く。)の主制動装置にあつては、制動力の総和を検査時車両状態(注1)における自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が検査時車両状態における自動車の重量の50%以上)(注2)であり、かつ、後車輪にかかわる制動力の和を検査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の和と検査時車両状態における当該車軸の軸重の10%以上)であること。

イ 最高速度が80km/h未満で、車両総重量が車両重量の1.25倍以下の自動車の主制動装置にあつては、アにかかわらず、制動力の総和を車両総重量で除した値が3.92N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が車両総重量の40%以上)(注2)であること。

ウ 被牽引自動車の主制動装置にあつては、制動力の和を検査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が4.90N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の和が当該車軸の軸重の50%以上)(注3)であること。

エ 主制動装置にあつては、左右の車輪の制動力の差を検査時車両状態(注1)における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の差が検査時車両状態(注1)における当該車軸の軸重の8%以下)であること。

オ 主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統。)にあつては、制動力の総和を検査時車両状態(注1)における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が検査時車両状態(注1)における自動車の重量の20%以上)とし、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制動装置は、この基準に適合しないものとする。

カ 4-16-1-1(4)の被牽引自動車の制動装置にあつては、制動力の総和を検査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が検査時車両状態における自動車の重量の20%以上)であること。

(注1) 検査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を検査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

(注2) ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ

平成 11 年 6 月 30 日（輸入された自動車にあっては平成 14 年 9 月 30 日）以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限り、輸入された自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。）

平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限り、平成 10 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）

- (2) 次に掲げる被牽引自動車を牽引する自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のものを除く。）については、4 - 15 - 6（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 3 項第 6 号関係）

平成 11 年 6 月 30 日以前に製作された車両総重量 3.5 t 以下の被牽引自動車（平成 9 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）

平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された車両総重量が 3.5 t を超える被牽引自動車（平成 10 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）

- (3) 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のものを除く。）については、4 - 15 - 7（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 1 項第 1 号関係）

- (4) 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のものについては、4 - 15 - 8（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 1 項第 2 号関係）

4 - 15 - 5 従前規定の適用

から までに掲げる自動車については、4 - 18 「大型特殊自動車等の制動装置」の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 5 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号関係）

平成 11 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの、軽自動車、車両総重量が 3.5 t を超える自動車及び平成 9 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）

平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された軽自動車及び車両総重量が 3.5 t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの及び平成 10 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）

平成 7 年 12 月 31 日（輸入された自動車にあっては平成 11 年 3 月 31 日）以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するもの及び輸入された自動車以外の自動車であ

以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

（注 3）ブレーキ・テストのローラ上で当該車軸のすべての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で当該車軸の軸重で除した値が 4.90N/kg 以上（制動力の計量単位として「kgf」を使用する場合においては、当該軸重の 50%以上）とみなして差し支えない。

- (2) ブレーキ・テストを用いて(1) の状態で計測した制動力が(1) に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

4 - 15 - 2 - 1 (2) 及び(3)の自動車の制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横すべりをおこすものでないこと。（細目告示第 93 条第 2 項第 3 号関係、同条第 3 項第 2 号関係）

イ 主制動装置（走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。）は、すべての車輪を制動すること。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。（細目告示第 93 条第 2 項第 4 号、同条第 3 項第 2 号関係）

4 - 15 - 2 - 1 (4)の自動車の制動装置は、アの基準に適合すること。（細目告示第 93 条第 4 項第 2 号関係）

4 - 15 - 2 - 1 (5)の自動車の制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 制動装置は、アの基準に適合すること。（細目告示第 93 条第 5 項第 2 号関係）

イ 主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。この場合において、イ後段の規定を準用する。（細目告示第 93 条第 5 項第 3 号関係）

ウ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じた次の表に掲げる制動能力を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては 900N 以下、手動式のものにあっては 300N 以下とする。（細目告示第 93 条第 5 項第 4 号）

最高速度 (km/h)	制動初速度 (km/h)	停止距離 (m)
80以上	50	22以下
35以上80未満	35	14以下
20以上35未満	20	5以下
20未満	その最高速度	5以下

エ 制動装置（制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した 5 分の 1 こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては 900N 以下、手動式のものにあっては 500N 以下とし、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した

って平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

平成11年6月30日(輸入された自動車にあっては平成14年9月30日)以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限り、輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

平成12年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限り、平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

4-15-6 従前規定の適用

及びに掲げる被牽引自動車を牽引する自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3項第6号関係)

車両総重量3.5t以下の被牽引自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

車両総重量が3.5tを超える被牽引自動車であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

4-15-6-1 装備要件

4-15-7-1に同じ。

4-15-6-2 性能要件

4-15-6-2-1 テスタ等による審査

4-15-7-2-1に同じ

4-15-6-2-2 視認等による審査

4-15-7-2-2に同じ。

4-15-6-2-3 書面等による審査

(1) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、最高速度が75km/hを超える専ら乗用の用に供する自動車、最高速度が100km/hを超える車両総重量3.5t以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除く。)及び最高速度が75km/hを超える車両総重量が3.5tを超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除く。)にあってはA及びイ、それ以外の自動車にあってはAの計算式に適合する制動能力を有すること。この場合において、運転者の操作力は、700N以下とする。

$$A \quad S_1 \quad 0.15V_1 + 0.0077V_1^2$$

この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S_1 は、停止距離(単位 m)

後において、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制動装置は、この基準に適合しないものとする。(細目告示第93条第5項第6号)

4-15-2-1(6)の自動車の制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。

A 制動装置は、イの基準に適合すること。(細目告示第93条第6項第2号関係)

イ 主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。(細目告示第93条第6項第3号関係)

ウ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、被牽引自動車のみ主制動装置を動作させることにより、セミトレーラにあっては(A)、それ以外の被牽引自動車にあっては(イ)の計算式に適合する制動能力を有すること。(細目告示第93条第6項第4号関係)

$$(A) \quad S \quad 0.15V + 0.0086V^2$$

$$(イ) \quad S \quad 0.15V + 0.0077V^2$$

この場合において被牽引自動車を牽引する牽引自動車の原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S は、被牽引自動車単体の停止距離(単位 m)

V は、制動初速度(被牽引自動車を牽引する牽引自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が60km/hを超える牽引自動車に牽引される被牽引自動車にあっては、60とする。)(単位 km/h)

エ 被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統)は、乾燥した50分の9この配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、600N以下とする。(細目告示第63条第6項第6号関係)

4-15-2-3 書面等による審査

(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条関係、細目告示第93条第1項関係)

4-15-2-1(2)の自動車の制動装置は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合すること。(細目告示第93条第2項関係)

4-15-2-1(3)の自動車の制動装置は、細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合すること。ただし、細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」別紙3自動車の車軸間の制動力配分の基準5.2.(a)の規定中「3.1.(A)」の規定を満たすものであること。」とあるのは「3.1.(A)」の規定を満たすものであること又は後車軸の曲線が、0.15から0.8までのすべての制動比に対して直線 $z = 0.9k$ の下にあること。」と、細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」別紙7乗用車の制動装置の電磁両立性に係る試験2.2.2.2.及び2.3.2.2.の規定中「基準限界より25%高い」とあるのは「基準限界の80%の」と読み替えるものとする。(細目告示第93条第3項関係)

4-15-2-1(4)の自動車の制動装置は、細目告示別添13「二輪車の制動装置の

V_1 は、制動初速度（その自動車の最高速度とする。ただし、次の表の上欄に掲げる自動車にあっては、同表の下欄に掲げる速度とする。）(単位 km/h)	
最高速度が60km/hを超える専ら乗用の用に供する自動車	60
最高速度が60km/hを超える車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）	60
最高速度が80km/hを超える車両総重量3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）	80
$S_2 = 0.15V_2 + 0.0097V_2^2$ この場合において、 S_2 は、停止距離（単位 m） V_2 は、制動初速度（その自動車の最高速度の80%の速度とする。ただし、次の表の上欄に掲げる自動車にあっては、同表の下欄に掲げる速度とする。）(単位 km/h)	
最高速度が125km/hを超える専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上であって車両総重量5t以下の自動車（牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	100
最高速度が125km/hを超える専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上であって車両総重量が5tを超える自動車（牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	90
最高速度が125km/hを超える車両総重量3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	120
最高速度が125km/hを超える車両総重量が3.5tを超える12t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	100
最高速度が112.5km/hを超える車両総重量が12tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	90
牽引自動車であってセミトレーラを牽引するもの	80
主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。ただし、次に掲げる主制動装置にあっては、この限りでない。 ア 車両総重量3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）の後車輪に備える主制動装置 イ 次に掲げる車両総重量が3.5tを超える12t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置 (ア) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車 (イ) 前軸及び後軸のそれぞれ1軸以上に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装	

技術基準」に定める基準に適合すること。（細目告示第93条第4項関係） この場合において、指定自動車等以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、細目告示別添13「二輪車の制動装置の技術基準」4.2.1.常温時制動試験の基準に適合するものは、4.2.2.常温時高速制動試験の基準に適合するものとして取扱うものとする。 4-15-2-1(5)の自動車の制動装置は、細目告示別添14「制動液漏れ警報装置の技術基準」に定める基準に適合すること。（細目告示第93条第5項関係） 4-15-2-1(6)の自動車の制動装置は、細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」及び細目告示別添15「トレーラの制動装置の技術基準」に定める基準に適合すること。（細目告示第93条第6項関係） (2) 書面その他適切な方法により審査したときに(1)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。 4-15-2-1(2)の自動車の制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。（細目告示第93条第2項第5号） イ 主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。（細目告示第93条第2項第6号） ウ 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。ただし、次に掲げる主制動装置にあっては、この限りでない。（細目告示第93条第2項第7号） (ア) 車両総重量3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）の後車輪に備える主制動装置 (イ) 次に掲げる車両総重量が3.5tを超える12t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置 a 全ての車輪に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車 b 前軸及び後軸のそれぞれ1軸以上に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1ここの配の坂路を登坂する能力を有する自動車 (ウ) 次に掲げる車両総重量が12tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置 a 全ての車輪に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車 b 半数以上の軸に動力を伝達できる構造の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1ここの配の坂路を登坂する能力を有する自動車 エ 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する道路及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4第1項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する

<p>置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車</p> <p>ウ 次に掲げる車両総重量が12tを超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除く。)に備える主制動装置</p> <p>(7) 全ての車輪に動力を伝達できる構造(1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。)の動力伝達装置を備える自動車</p> <p>(イ) 半数以上の軸に動力を伝達できる構造の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車</p> <p>主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統)は、乾燥した平坦な舗装路面で、次の計算式に適合する制動能力を有し、かつ、乾燥した50分の9こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては700N以下、手動式のものにあっては600N以下とする。</p> $S = 0.15V + 0.0257V^2$ <p>この場合において、 Sは、停止距離(単位 m) Vは、制動初速度(その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が30km/hを超える自動車にあっては、30とする。)(単位 km/h)</p> <p>制動装置(制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統)は、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において、乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては900N以下、手動式のものにあっては500N以下とする。</p> <p>専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの(高速自動車国道等(高速自動車国道法(昭和30年法律第79号)第4条第1項に規定する道路及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4第1項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車(旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。)を除く。)及び車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。</p> <p>専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が10tを超えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)の補助制動装置は、連続して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれと同等の制動能力を有する構造の制動装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷がないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>(3) 細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合する制動装置は、(1)の基準に適合するものとする。</p>	<p>旅客自動車運送事業用自動車(旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。)を除く。)及び車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。(細目告示第93条第2項第11号)</p> <p>オ 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が10tを超えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)の補助制動装置は、連続して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。(細目告示第93条第2項第13号)</p> <p>4-15-2-1(3)の自動車の制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は ア及びイの基準に適合すること。(細目告示第93条第3項第2号)</p> <p>イ 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。(細目告示第93条第3項第3号関係)</p> <p>ウ 主制動装置は、適切な点検孔又はその他の手段を備えることにより、しゅう動部分の磨耗が容易に確認できる構造であること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第93条第3項第5号)</p> <p>(ア) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</p> <p>(イ) しゅう動部分の交換が必要になった場合に、運転者席の運転者に警報する装置を備えた制動装置</p> <p>エ 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、制動に十分な電気を蓄積する能力を有するものであり、かつ、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。(細目告示第93条第3項第7号)</p> <p>4-15-2-1(4)の自動車の制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は アの基準に適合すること。(細目告示第93条第4項第2号関係)</p> <p>イ 主制動装置は、雨水の付着等により、その制動効果に著しい支障を生じないものであること。(細目告示第93条第4項第4号)</p> <p>4-15-2-1(5)の自動車の制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 主制動装置は、その配管(2以上の車輪への共用部分を除く。)の1部が損傷した場合においても2以上の車輪を制動することができる構造であること。ただし、非常用制動装置(主制動装置が故障したときに走行中の自動車の2以上の車輪を制動することができる制動装置をいう。)を備えた自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第93条第5項第5号)</p> <p>イ 牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において4-15-2-2(2)エの基準に適合すること。(細目告示第93条第5項第7号)</p> <p>4-15-2-1(6)の自動車の制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 2系統以上の制動装置を備えていること。(細目告示第93条第6項第1号関係)</p> <p>イ 制動装置は アの基準に適合すること。(細目告示第93条第6項第2号関係)</p> <p>(3) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備</p>
--	---

4 - 15 - 7 従前規定の適用

平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 1 号関係)

4 - 15 - 7 - 1 装備要件

自動車には、次の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで(ホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあつては、ブレーキ・シューを直接作動させるカム軸等まで)の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独立に作用する 2 系統以上の制動装置」であるものとする。

4 - 15 - 7 - 2 性能要件

4 - 15 - 7 - 2 - 1 テスタ等による審査

- (1) 制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (2)の基準に適合するものでなければならない。
- (2) ブレーキ・テスタを用いて(1)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。

主制動装置(走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。)は、すべての車輪を制動すること。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

4 - 15 - 7 - 2 - 2 視認等による審査

制動装置は次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル(配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある保護部材は除く。)であつて、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの

イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの

ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの

エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品(パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。)を使用しているもの

オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの

カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取り付けられているもの

キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすきまがないもの

ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代がないもの

ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの

えられた制動装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) から までの基準のうち、当該指定自動車等の制動装置に適用される基準と同一のものに適合するものとする。

この場合において、指定自動車等であつて、制動装置について別添 1「改造自動車審査要領」3.(6)に該当する改造がなされていない場合は、同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているものとみなす。

液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量が容易に確認できる構造であり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。この場合において、「制動液の液量が容易に確認できる構造」とは、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるものをいい、次に掲げるものはこれに適合するものとする。

- ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの
- イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの
- ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの

空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止できる装置を備えた自動車にあっては、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

- ア 電源投入時に警告を発しないもの
- イ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの

4 - 15 - 7 - 2 - 3 書面等による審査

(1) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、最高速度が75km/hを超える専ら乗用の用に供する自動車、最高速度が100km/hを超える車両総重量3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）及び最高速度が75km/hを超える車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）にあってはア及びイ、それ以外の自動車にあってはアの計算式に適合する制動能力を有すること。この場合において、運転者の操作力は、700N以下とする。

$$ア \quad S_1 = 0.15V_1 + 0.0077V_1^2$$

この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S_1 は、停止距離（単位 m）

V_1 は、制動初速度（その自動車の最高速度とする。ただし、次の表の上欄に掲げる自動車にあっては、同表の下欄に掲げる速度とする。）（単位 km/h）

最高速度が60km/hを超える専ら乗用の用に供する自動車	60
最高速度が60km/hを超える車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）	60
最高速度が80km/hを超える車両総重量3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）	80

$$イ \quad S_2 = 0.15V_2 + 0.0097V_2^2$$

この場合において、

S_2 は、停止距離（単位 m）

V_2 は、制動初速度（その自動車の最高速度の80%の速度とする。ただし、次の

表の上欄に掲げる自動車にあっては、同表の下欄に掲げる速度とする。)(単位 km/h)	
最高速度が 125km/h を超える専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上であって車両総重量 5 t 以下の自動車 (牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。)	100
最高速度が 125km/h を超える専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上であって車両総重量が 5 t を超える自動車 (牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。)	90
最高速度が 125km/h を超える車両総重量 3.5 t 以下の自動車 (専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。)	120
最高速度が 125km/h を超える車両総重量が 3.5 t を超える 12 t 以下の自動車 (専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。)	100
最高速度が 112.5km/h を超える車両総重量が 12 t を超える自動車 (専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。)	90
牽引自動車であってセミトレーラを牽引するもの	80

主制動装置は、繰り返し制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。ただし、次に掲げる主制動装置にあっては、この限りでない。

ア 車両総重量 3.5 t 以下の自動車 (専ら乗用の用に供する自動車を除く。) の後車輪に備える主制動装置

イ 次に掲げる車両総重量が 3.5 t を超える 12 t 以下の自動車 (専ら乗用の用に供する自動車を除く。) に備える主制動装置

(ア) 全ての車輪に動力を伝達できる構造 (1 軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。) の動力伝達装置を備える自動車

(イ) 前軸及び後軸のそれぞれ 1 軸以上に動力を伝達できる構造 (1 軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。) の動力伝達装置及び 1 個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4 分の 1 こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車

ウ 次に掲げる車両総重量が 12 t を超える自動車 (専ら乗用の用に供する自動車を除く。) に備える主制動装置

(ア) 全ての車輪に動力を伝達できる構造 (1 軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。) の動力伝達装置を備える自動車

(イ) 半数以上の軸に動力を伝達できる構造の動力伝達装置及び 1 個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4 分の 1 こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車

主制動装置を除く制動装置 (主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合には

うち1系統)は、乾燥した平坦な舗装路面で、次の計算式に適合する制動能力を有し、かつ、乾燥した50分の9こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては700N以下、手動式のものにあっては600N以下とする。

$$S = 0.15V + 0.0257V^2$$

この場合において、

Sは、停止距離(単位 m)

Vは、制動初速度(その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が30km/hを超える自動車にあっては、30とする。)(単位 km/h)

牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除くもの(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統)は、被牽引自動車を連結した状態において、乾燥した25分の3こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては700N以下、手動式のものにあっては600N以下とする。

専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの(高速自動車国道等(高速自動車国道法(昭和30年法律第79号)第4条第1項に規定する道路及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4第1項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車(旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。)を除く。)及び車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。

専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が10tを超えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)の補助制動装置は、連続して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

- (2) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれと同等の制動能力を有する構造の制動装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷がないものは、(1)の基準に適合するものとする。
- (3) 細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合する制動装置は、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 15 - 8 従前規定の適用

平成15年12月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のものについては、4 - 16 - 6の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第1項第2号関係)

4 - 16 乗用車の制動装置

4 - 16 - 1 装備要件

専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（4 - 17 から 4 - 19 までに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、4 - 16 - 2 の基準に適合する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度 25km/h 未満の自動車にあつては、4 - 16 - 2 の基準に適合する 1 系統の制動装置を備えればよい。（保安基準第 12 条第 1 項関係）

4 - 16 - 2 性能要件

4 - 16 - 2 - 1 テスタ等による審査

- (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係）
- (2) 制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 3 項関係、細目告示第 93 条第 8 項関係）
- (3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (3)及び の基準に適合するものとする。（細目告示第 93 条第 3 項第 2 号関係）

4 - 16 - 2 - 2 視認等による審査

- (1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係）
- (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 3 項関係、細目告示第 93 条第 3 項関係）
独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えていること。この場合において、4 - 15 - 2 - 2 (2) 後段の規定を準用する。（細目告示第 93 条第 3 項第 1 号関係）
制動装置は 4 - 15 - 2 - 2 (2) から の基準に適合すること。（細目告示第 93 条第 3 項第 2 号関係）
主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統。主制動装置を除く制動装置の操作装置を操作することにより主制動装置を作動させる機構を有する場合には主制動装置）は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。（細目告示第 93 条第 3 項第 4 号）
制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。（細目告示第 93 条第 3 項第 7 号関係）

4 - 16 - 2 - 3 書面等による審査

- (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条関係、細目告示第 93 条第 1 項関係）
- (2) 制動装置は、細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合す

るものでなければならない。ただし、細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」別紙 3 自動車の車軸間の制動力配分の基準 5.2.(a)の規定中「3.1.(A)の規定を満たすものであること。」とあるのは「3.1.(A)の規定を満たすものであること又は後車軸の曲線が、0.15 から 0.8 までのすべての制動比に対して直線 $z = 0.9k$ の下にあること。」と、細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」別紙 7 乗用車の制動装置の電磁両立性に係る試験 2.2.2.2.及び 2.3.2.2.の規定中「基準限界より 25%高い」とあるのは「基準限界の 80%の」と読み替えるものとする。(細目告示第 93 条第 3 項関係)

(3) 書面その他適切な方法により審査したときに(2)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする

制動装置は 4 - 15 - 2 - 3 (3) 及び の基準に適合すること。(細目告示第 93 条第 3 項第 2 号)

主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。(細目告示第 93 条第 3 項第 3 号関係)

主制動装置は、適切な点検孔又はその他の手段を備えることにより、しゅう動部分の磨耗が容易に確認できる構造であること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 3 項第 5 号)

ア 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置

イ しゅう動部分の交換が必要になった場合に、運転者席の運転者に警報する装置を備えた制動装置

制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、制動に十分な電気を蓄積する能力を有するものであり、かつ、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。(細目告示第 93 条第 3 項第 7 号)

(4) 指定自動車等(4 - 16 に規定する自動車に限る。)に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。

この場合において、指定自動車等であって、制動装置について別添 1「改造自動車審査要領」3.(6)に該当する改造がなされていない場合は、同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているものとみなす。

4 - 16 - 3 欠番

4 - 16 - 4 適用関係の整理

(1) 次に掲げる自動車については、4 - 16 - 5 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 5 項第 3 号、第 4 号、第 5 号関係)

平成 7 年 12 月 31 日(輸入された自動車にあっては平成 11 年 3 月 31 日)以前に製作された自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するもの及び輸入された自動車以外の自動車であって平成 6 年 4 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

平成 11 年 6 月 30 日(輸入された自動車にあっては平成 14 年 9 月 30 日)以前に製作された自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自

動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限り、輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

平成12年6月30日以前に製作された自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限り、平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

(2) 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、4-16-6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第1項第2号関係)

(3) 平成16年1月1日以降に製作された自動車であって次に掲げるものについては、4-16-7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第6項関係)

平成15年12月31日までに法第75条の規定によりその型式について指定を受けた自動車

平成15年12月31日までに自動車型式認証実施要領別添2の新型自動車等取扱要領に基づく新型届出(以下「新型届出」という。)による取扱いを受けた自動車

平成15年12月31日までに輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱自動車の取扱い(以下「輸入自動車特別取扱」という。)を受けた自動車

型式指定自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

上記 から までに掲げる自動車と制動装置に係る構造・装置が同一(「装置型式指定実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12日自技第215号、自審第1253号、自環第222号)別添装置型式指定実施要領別添1「乗用車の制動装置の装置型式指定基準」中2.2.「制動装置に係る自動車の同一型式の範囲」に基づく同一型式の範囲を超える変更がないものをいう。)の自動車

4-16-5 従前規定の適用

次に掲げる自動車については、4-18「大型特殊自動車等の制動装置」の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第5項第3号、第4号、第5号関係)

平成7年12月31日(輸入された自動車にあつては平成11年3月31日)以前に製作された自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するもの及び輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

平成11年6月30日(輸入された自動車にあつては平成14年9月30日)以前に製作された自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限り、輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

平成12年6月30日以前に製作された自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた

軽自動車であって車枠を有するものに限り、平成 10 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

4 - 16 - 6 従前規定の適用

平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 2 号関係)

4 - 16 - 6 - 1 装備要件

4 - 16 - 7 - 1 に同じ。

4 - 16 - 6 - 2 性能要件

4 - 16 - 6 - 2 - 1 テスタ等による審査

4 - 16 - 7 - 2 - 1 に同じ。

4 - 16 - 6 - 2 - 2 視認等による審査

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 2 から までの基準に適合すること。

4 - 16 - 6 - 2 - 3 及び の制動装置は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

4 - 16 - 6 - 2 - 3 書面等による審査

(1) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は 4 - 15 - 7 - 2 - 3 (1) 及び の基準に適合すること。

主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、最高速度が 125km/h を超える自動車にあってはア及びイ、それ以外の自動車にあってはアの計算式に適合する制動能力を有すること。この場合において、運転者の操作力は、500N 以下とする。

ア $S_1 = 0.1V_1 + 0.006V_1^2$

この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S_1 は、停止距離 (単位 m)

V_1 は、制動初速度 (その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が 100km/h を超える自動車にあっては、100 とする。)(単位 km/h)

イ $S_2 = 0.1V_2 + 0.0067V_2^2$

この場合において、

S_2 は、停止距離 (単位 m)

V_2 は、制動初速度 (その自動車の最高速度の 80% の速度とする。ただし、最高速度の 80% の速度が 160km/h を超える自動車にあっては、160 とする。)(単位 km/h)

主制動装置を除く制動装置 (主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統) は、乾燥した平坦な舗装路面で、次の計算式に適合する制動能力を有し、かつ、乾燥した 5 分の 1 こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては 500N 以下、手動式のものにあっては 400N 以下とする。

$S = 0.1V + 0.0257V^2$

この場合において、

S は、停止距離 (単位 m)

V は、制動初速度 (その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が 30km/h を超える自動車にあっては、30 とする。)(単位 km/h)

牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除くもの（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、被牽引自動車を連結した状態において、乾燥した25分の3こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては500N以下、手動式のものにあっては400N以下とする。

制動力を制御する電気装置を備えた主制動装置は、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

(2) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれと同等の制動能力を有する構造の制動装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷がないものは(1)の基準に適合するものとする。

(3) 「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」別添7の2「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合する制動装置は、(1)の基準に適合するものとする。

4-16-7 従前規定の適用

平成16年1月1日以降に製作された自動車であって から までに掲げるものについては、当分の間、次の規定を適用することができる。（適用関係告示第9条第6項関係）

平成15年12月31日までに法第75条の規定によりその型式について指定を受けた自動車

平成15年12月31日までに新型届出による取扱いを受けた自動車

平成15年12月31日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車

型式指定自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

上記 から までに掲げる自動車と制動装置に係る構造・装置が同一（「装置型式指定実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日自技第215号、自審第1253号、自環第222号）別添装置型式指定実施要領別添1「乗用車の制動装置の装置型式指定基準」中2.2.「制動装置に係る自動車の同一型式の範囲」に基づく同一型式の範囲を超える変更がないものをいう。）の自動車

4-16-7-1 装備要件

自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで（ホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあっては、ブレーキ・シューを直接作動させるカム軸等まで）の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独立に作用する2系統以上の制動装置」とみなすものとする。

4-16-7-2 性能要件

4-16-7-2-1 テスタ等による審査

(1) 制動装置は、4-15-2-1(2)次の基準に適合するものでなければならない。

(2) ブレーキ・テスタを用いて(1)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

制動装置は、4-15-7-2-1(2)及び の基準に適合すること。

4-16-7-2-2 視認等による審査

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 2 から までの基準に適合すること。

4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) 及び の制動装置は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、制動に十分な電気を蓄積する能力を有するものであり、かつ、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力のみにより作動する主制動装置は、独立に作用する2系統以上の圧力を蓄積する装置を有するものであること。

4 - 16 - 7 - 2 - 3 書面等による審査

(1) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 3 (1) 及び の基準に適合すること。

主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、最高速度が 125km/h を超える自動車にあってはア及びイ、それ以外の自動車にあってはアの計算式に適合する制動能力を有すること。この場合において、運転者の操作力は、500N以下とする。

$$\text{ア } S_1 = 0.1V_1 + 0.006V_1^2$$

この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S_1 は、停止距離(単位 m)

V_1 は、制動初速度(その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が 100km/h を超える自動車にあっては、100 とする。)(単位 km/h)

$$\text{イ } S_2 = 0.1V_2 + 0.0067V_2^2$$

この場合において、

S_2 は、停止距離(単位 m)

V_2 は、制動初速度(その自動車の最高速度の 80%の速度とする。ただし、最高速度の 80%の速度が 160km/h を超える自動車にあっては、160 とする。)(単位 km/h)

主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統)は、乾燥した平坦な舗装路面で、次の計算式に適合する制動能力を有し、かつ、乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては500N以下、手動式のものにあっては400N以下とする。

$$S = 0.1V + 0.0257V^2$$

この場合において、

S は、停止距離(単位 m)

V は、制動初速度(その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が 30km/h を超える自動車にあっては、30 とする。)(単位 km/h)

牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除くもの(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統)は、被牽引自動車を連結した状態において、乾燥した25分の3こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては500N以下、手動式のものにあっては400N以下とする。

制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、制動に十分な電気を蓄積する能力を

有するものであり、かつ、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。

主制動装置は、しゅう動部分の摩耗が容易に確認できる構造であること。この場合において、「しゅう動部分の摩耗が容易に確認できる構造」とは、適切な点検孔又はその他の手段を備えることにより、しゅう動部分の摩耗が容易に確認できる構造をいい、次の各号に掲げるものはこれに適合するものとする。

ア 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

イ しゅう動部分の交換が必要になった場合に、運転者席の運転者に警報する装置を備えたもの

(2) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれと同等の制動能力を有する構造の制動装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷がないものは(1)の基準に適合するものとする。

(3) 細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」又は改正前の「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」別添 7「乗用車の制動装置の技術基準」及び別添 7の2「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものは(1)の基準に適合するものとする。この場合において細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」別紙 3 自動車の車軸間の制動力配分の基準 5.2.(a)の規定中「3.1.(A)の規定を満たすものであること。」とあるのは「3.1.(A)の規定を満たすものであること又は後車軸の曲線が、0.15 から 0.8 までのすべての制動比に対して直線 $z = 0.9k$ の下にあること。」と、細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」別紙 7 乗用車の制動装置の電磁両立性に係る試験 2.2.2.2.及び 2.3.2.2 の規定中「基準限界より 25% 高い」とあるのは「基準限界の 80% の」と読み替えるものとする。

4 - 17 二輪車の制動装置

4 - 17 - 1 装備要件

二輪自動車及び側車付二輪自動車(最高速度 25km/h 未満の自動車及び 4 - 19 に規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、4 - 17 - 2 の基準に適合する制動装置を備えなければならない。(保安基準第 12 条第 1 項関係)

4 - 17 - 2 性能要件

4 - 17 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係)

(2) 制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示

第 15 条第 4 項関係、細目告示第 93 条第 8 項関係)

- (3) ブレーキ・テストを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (3)の基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 4 項第 2 号関係)

4 - 17 - 2 - 2 視認等による審査

- (1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係)

- (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 4 項関係、細目告示第 93 条第 4 項関係)

2 系統以上の制動装置を備えていること。(細目告示第 93 条第 4 項第 1 号)

制動装置は、4 - 15 - 2 - 2 (2) 及び の基準に適合すること。(細目告示第 93 条第 4 項第 2 号関係)

主制動装置は、2 個の独立した操作装置を有し、1 個により前車輪を含む車輪を制動し、他の 1 個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、4 - 15 - 2 - 1 (3) 後段の規定を準用する。(細目告示第 93 条第 4 項第 3 号関係)

液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。(細目告示第 93 条第 4 項第 5 号)

ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの

イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの

ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの

エ アからウに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの

4 - 17 - 2 - 3 書面等による審査

- (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条関係、細目告示第 93 条第 1 項関係)

- (2) 制動装置は、細目告示別添 13「二輪車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 93 条第 4 項関係)

この場合において、指定自動車等以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、細目告示別添 13「二輪車の制動装置の技術基準」4.2.1.常温時制動試験の基準に適合するものは、4.2.2.常温時高速制動試験の基準に適合するものとして取扱うものとする。

- (3) 書面その他適切な方法により審査したときに(2)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

制動装置は 4 - 15 - 2 - 3 (3) の基準に適合すること。(細目告示第 93 条第 4 項第 2 号関係)

主制動装置は、雨水の付着等により、その制動効果に著しい支障を生じないものであること。(細目告示第 93 条第 4 項第 4 号)

- (4) 指定自動車等(4 - 17 に規定する自動車に限る。)に備えられている制動装置と同一の

構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。

この場合において、指定自動車等であって、制動装置について別添1「改造自動車審査要領」3.(6)に該当する改造がなされていない場合は、同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているものとみなす。

4-17-3 欠番

4-17-4 適用関係の整理

- (1) 平成11年6月30日以前に製作された自動車(平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、4-17-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第5項第6号関係)
- (2) 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、4-17-6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第1項第3号関係)

4-17-5 従前規定の適用

平成11年6月30日以前に製作された自動車(平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、4-18「大型特殊自動車等の制動装置」の基準(二輪自動車にあっては4-18-14-2-1(2)、4-18-14-2-2、4-18-14-2-3(1)及びに係る部分を除き、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては4-18-14-2-2及び4-18-14-2-3(1)に係る部分を除く。)に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第5項第6号関係)

4-17-6 従前規定の適用

平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第1項第3号関係)

4-17-6-1 装備要件

自動車には、次の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。

4-17-6-2 性能要件

4-17-6-2-1 テスタ等による審査

- (1) 制動装置は、4-15-2-1(2)の基準に適合するものでなければならない。
- (2) ブレーキ・テスタを用いて(1)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

制動装置は4-15-7-2-1(2)の基準に適合すること。

4-17-6-2-2 視認等による審査

制動装置は次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は、4-15-7-2-2及びの基準に適合すること。

主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合においてブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量が容易に確認できる構造であること。この場合において「制動液の液量が容易に確認できる構造」とは、制動液の液

量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるものをいい、次の各号に掲げるものはこれに適合するものとする。

ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの

イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの

ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの

4-17-6-2-3 書面等による審査

(1) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は、4-15-7-2-3(1)の基準に適合すること。

主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、ア及びイの計算式に適合する制動能力を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては350N以下、手動式のものにあつては200N以下とする。また、指定自動車等以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であつてアの基準に適合するものは、イの基準に適合するものとして取扱うものとする。

ア $S_1 = 0.1V_1 + V_1^2$

この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S_1 は、停止距離(単位 m)

V_1 は、制動初速度(その自動車の最高速度の90%の速度とする。ただし、最高速度の90%の速度が60km/hを超える自動車にあつては、60とする。)(単位 km/h)

は、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の中欄に掲げる制動装置の作動状態において、同表の下欄に掲げる値とする。

自動車の種別	制動装置の作動状態	
1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができない二輪自動車	前輪の制動装置のみを作動させる場合	0.0087
	後輪の制動装置のみを作動させる場合	0.0133
1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができない側車付二輪自動車	前輪又は後輪の制動装置を作動させる場合	0.0105
1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができる二輪自動車	主たる操作装置により前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0076
	主たる操作装置以外の操作装置により前輪のみ、後輪のみ又は前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0154
1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができる側車付二輪自動車	主たる操作装置により前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0071
	主たる操作装置以外の操作装置により前輪のみ、後輪のみ又は前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0154

イ $S_2 = 0.1V_2 + 0.0067V_2^2$

S_2 は、停止距離(単位 m)

V_2 は、制動初速度（その自動車の最高速度の80%の速度とする。ただし、最高速度の80%の速度が160km/hを超える自動車にあっては、160とする。）単位 km/h）主制動装置は、雨水の付着等により、その制動効果に著しい支障を生じないものであること。

主制動装置を除く制動装置を備える自動車にあっては、当該制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、乾燥した50分の9こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては500N以下、手動式のものにあっては400N以下とする。

- (2) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれと同等の制動能力を有する構造の制動装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷がないものは、(1)の基準に適合するものとする。
- (3) 細目告示別添 13「二輪車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合する制動装置は、(1)の基準に適合するものとする。この場合において、指定自動車等以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、細目告示別添 13「二輪車の制動装置の技術基準」4.2.1.常温時制動試験の基準に適合するものは、4.2.2.常温時高速制動試験の基準に適合するものとして取扱うものとする。

4 - 18 大型特殊自動車等の制動装置

4 - 18 - 1 装備要件

大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度25km/h以下の自動車（4 - 19に規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が确实かつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で确实に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、4 - 18 - 2の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあっては、4 - 18 - 2の基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。（保安基準第12条第1項関係）

4 - 18 - 2 性能要件

4 - 18 - 2 - 1 テスタ等による審査

- (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条第1項関係、細目告示第93条第1項関係）
- (2) 制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条第5項関係、細目告示第93条第8項関係）
- (3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。
制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (3) の基準に適合すること。（細目告示第93条第5項第2号関係）

主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。この場合において、4 - 15 - 2 - 1 (3) 後段の規定を準用する。(細目告示第 93 条第 5 項第 3 号関係)

主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあつては 900N 以下、手動式のものにあつては 300N 以下とする。(細目告示第 93 条第 5 項第 4 号)

最高速度 (km/h)	制動初速度 (km/h)	停止距離 (m)
80以上	50	22以下
35以上80未満	35	14以下
20以上35未満	20	5以下
20未満	その最高速度	5以下

制動装置(制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統)は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては 900N 以下、手動式のものにあつては 500N 以下とし、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制動装置は、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 93 条第 5 項第 6 号)

4 - 18 - 2 - 2 視認等による審査

(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係)

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、及びの規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車については適用しない。(細目告示第 15 条第 5 項関係、細目告示第 93 条第 5 項関係)

独立に作用する2系統以上の制動装置を備えていること。この場合において、4 - 15 - 2 - 2 - 2 (2) 後段の規定を準用する。(細目告示第 93 条第 5 項第 1 号関係)

制動装置は、4 - 15 - 2 - 2 (2) の基準に適合すること。(細目告示第 93 条第 5 項第 2 号関係)

液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管(ブレーキ配管のうち1車輪のみへの制動用オイルの通路となる部分をいい、2以上の車輪への共用部分を除く。)から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。ただし、非常用制動装置(主制動装置が故障したときに走行中の自動車の2以上の車輪を制御することができる制動装置をいう。)を備えた自動車にあつては、この限りでない。(細目告示第 93 条第 5 項第 8 号)

空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じた

ときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。ただし、その圧力が零となつた場合においても4-18-2-1(3)に定める基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。(細目告示第93条第5項第9号関係)

車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、4-15-2-2(2)の規定を準用する。(細目告示第93条第5項第10号関係)

4-18-2-3 書面等による審査

(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条関係、細目告示第93条第1項関係)

(2) 制動装置は、細目告示別添14「制動液漏れ警報装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第93条第5項関係)

(3) 書面その他適切な方法により審査したときに(2)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

主制動装置は、その配管(2以上の車輪への共用部分を除く。)の1部が損傷した場合においても2以上の車輪を制動することができる構造であること。ただし、非常用制動装置(主制動装置が故障したときに走行中の自動車の2以上の車輪を制動することができる制動装置をいう。)を備えた自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第93条第5項第5号)

牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において4-18-2-1(3)の基準に適合すること。(細目告示第93条第5項第7号関係)

(4) 指定自動車等(4-18に規定する自動車に限る。)に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。

この場合において、指定自動車等であつて、制動装置について別添1「改造自動車審査要領」3.(6)に該当する改造がなされていない場合は、同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているものとみなす。

4-18-3 欠番

4-18-4 適用関係の整理

(1) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については4-18-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第3項第1号、第4項関係)

(2) 昭和38年10月14日以前に製作された自動車については4-18-6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第3項第2号関係)

(3) 昭和43年7月31日以前に製作された自動車については4-18-7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第2項第2号関係)

(4) 昭和45年5月31日以前に製作された自動車については4-18-8(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第2項第3号関係)

(5) 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については4-18-9(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第3項第3号、第4号関係)

(6) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については4-18-10(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第2項第4号、第5号及び第3項第5号関係)

係)

- (7) 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については 4 - 18 - 11 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 2 項第 7 号関係)
- (8) 次に掲げる自動車については、4 - 18 - 12 (従前規定の適用) の規定を適用する。
平成 3 年 9 月 30 日(専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が 12 t を超えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの)にあつては、平成 4 年 3 月 31 日)以前に製作された自動車(適用関係告示第 9 条第 2 項第 8 号関係)
平成 7 年 8 月 31 日以前に製作された車両総重量が 13 t 以下の牽引自動車(適用関係告示第 9 条第 2 項第 9 号関係)
- (9) 平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された 4 - 15 の自動車(軽自動車及び車両総重量が 3.5 t を超える自動車に限り、平成 10 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)については 4 - 18 - 13 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 3 項第 7 号関係)
- (10) 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については 4 - 18 - 14 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 4 号関係)

4 - 18 - 5 従前規定の適用

昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 3 項第 1 号、第 4 項関係)

4 - 18 - 5 - 1 装備要件

自動車には、次の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあつてはこれを 1 系統とすることができ、かつ、4 - 18 - 9 - 2 - 1 (2) の基準に適合することを要しない。また、車両総重量 2 t 未満の自動車(乗車定員 10 人未満の旅客自動車運送事業用自動車を除く。)にあつては、これを 1 系統とすることができる。

4 - 18 - 5 - 2 性能要件

4 - 18 - 5 - 2 - 1 テスタ等による審査

- (1) 制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (2) の基準に適合するものでなければならない。
- (2) ブレーキ・テスタを用いて(1)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準に適合すること。

主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。この場合においてブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあつては 1200N 以下、手動式のものにあつては 300N 以下とする。

最高速度 (km/h)	制動初速度 (km/h)	停止距離 (m)
80 以上	50	22 以下
35 以上 80 未満	35	14 以下
25 以上 35 未満	25	10 以下
15 以上 25 未満	15	5 以下
15 未満	その最高速度	5 以下

制動装置（制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、停止状態に保持できる性能を有すること。

4 - 18 - 5 - 2 - 2 視認等による審査

4 - 18 - 8 - 2 - 2 に同じ。

4 - 18 - 5 - 2 - 3 書面等による審査

4 - 18 - 7 - 2 - 3 に同じ。

4 - 18 - 6 従前規定の適用

昭和38年10月14日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第3項第2号関係）

4 - 18 - 6 - 1 装備要件

自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車にあってはこれを1系統とすることができ、かつ、4 - 18 - 9 - 2 - 1 (2) 基準に適合することを要しない。また、車両総重量2t未満の自動車（乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車を除く。）にあっては、これを1系統とすることができる。

4 - 18 - 6 - 2 性能要件

4 - 18 - 6 - 2 - 1 テスタ等による審査

4 - 18 - 9 - 2 - 1 に同じ。

4 - 18 - 6 - 2 - 2 視認等による審査

4 - 18 - 8 - 2 - 2 に同じ。

4 - 18 - 6 - 2 - 3 書面等による審査

4 - 18 - 7 - 2 - 3 に同じ。

4 - 18 - 7 従前規定の適用

昭和43年7月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第2項第2号関係）

4 - 18 - 7 - 1 装備要件

自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車にあってはこれを1系統とすることができ、かつ、4 - 18 - 9 - 2 - 1 (2) の基準に適合することを要しない。また、車両総重量2t未満の自動車（乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車を除く。）にあっては、これを1系統とすることができる。

4 - 18 - 7 - 2 性能要件

4 - 18 - 7 - 2 - 1 テスタ等による審査

4 - 18 - 9 - 2 - 1 に同じ。

4 - 18 - 7 - 2 - 2 視認等による審査

4 - 18 - 8 - 2 - 2 に同じ。

4 - 18 - 7 - 2 - 3 書面等による審査

(1) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において 4 - 18 - 9 - 2 - 1 (2) の基準に適合すること。

(2) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれと同等の制動能力を有する構造の制動装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷がないものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 18 - 8 従前規定の適用

昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 2 項第 3 号関係)

4 - 18 - 8 - 1 装備要件

4 - 18 - 9 - 1 に同じ。

4 - 18 - 8 - 2 性能要件

4 - 18 - 8 - 2 - 1 テスタ等による審査

4 - 18 - 9 - 2 - 1 に同じ。

4 - 18 - 8 - 2 - 2 視認等による審査

制動装置は次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準に適合すること。

4 - 18 - 8 - 2 - 3 書面等による審査

4 - 18 - 10 - 2 - 3 に同じ。

4 - 18 - 9 従前規定の適用

昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 3 項第 3 号、第 4 号関係)

4 - 18 - 9 - 1 装備要件

自動車には、次の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度 35 km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあってはこれを 1 系統とすることができ、かつ、4 - 18 - 9 - 2 - 1 (2) 及び 4 - 18 - 10 - 2 - 3 (1) の基準に適合することを要しない。また、車両総重量 2 t 未満の自動車(乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車を除く。)にあっては、これを 1 系統とすることができる。

4 - 18 - 9 - 2 性能要件

4 - 18 - 9 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) 制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (2)の基準に適合するものでなければならない。

(2) ブレーキ・テスタを用いて(1)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準に適合すること。

主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。この場合においてブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあつては 1200N 以下、手動式のものにあつては 300N 以下とする。

最高速度 (km/h)	制動初速度 (km/h)	停止距離 (m)
80 以上	50	22 以下
35 以上 80 未満	35	14 以下
20 以上 35 未満	20	5 以下
20 未満	その最高速度	5 以下

制動装置（制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した 5 分の 1 こう配の舗装路面で、停止状態に保持できる性能を有すること。

4 - 18 - 9 - 2 - 2 視認等による審査

4 - 18 - 11 - 2 - 2 に同じ。

4 - 18 - 9 - 2 - 3 書面等による審査

4 - 18 - 10 - 2 - 3 に同じ。

4 - 18 - 10 従前規定の適用

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 2 項第 4 号、第 5 号及び第 3 項第 5 号関係）

4 - 18 - 10 - 1 装備要件

4 - 18 - 14 - 1 に同じ。

4 - 18 - 10 - 2 性能要件

4 - 18 - 10 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) 制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (2) の基準に適合するものでなければならない。

(2) ブレーキ・テスタを用いて(1)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準に適合すること。

主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。この場合においてブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあつては 1200N 以下、手動式のものにあつては 300N 以下とする。

最高速度 (km/h)	制動初速度 (km/h)	停止距離 (m)
80 以上	50	22 以下
35 以上 80 未満	35	14 以下
20 以上 35 未満	20	5 以下
20 未満	その最高速度	5 以下

制動装置（制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。

4 - 18 - 10 - 2 - 2 視認等による審査

4 - 18 - 11 - 2 - 2 に同じ。

4 - 18 - 10 - 2 - 3 書面等による審査

(1) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上のもの及び乗車定員30人以上の普通自動車の主制動装置は、その配管（2以上の車輪への共用部分を除く。）の一部が損傷した場合においても2以上の車輪を制動することができる構造であること。ただし、非常用制動装置（主制動装置が故障したときに走行中の自動車の2以上の車輪を制動することができる制動装置をいう。）を備えた自動車にあつては、この限りでない。

牽引自動車にあつては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において4 - 18 - 10 - 2 - 1 (2) の基準に適合すること。

(2) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれと同等の制動能力を有する構造の制動装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷がないものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 18 - 11 従前規定の適用

昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第2項第7号関係）

4 - 18 - 11 - 1 装備要件

4 - 18 - 14 - 1 に同じ。

4 - 18 - 11 - 2 性能要件

4 - 18 - 11 - 2 - 1 テスタ等による審査

4 - 18 - 14 - 2 - 1 に同じ。

4 - 18 - 11 - 2 - 2 視認等による審査

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準に適合すること。

空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。ただし、その圧力が零となった場合においても4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。

4 - 18 - 11 - 2 - 3 書面等による審査

(1) 制動装置は次の基準に適合するものでなければならない。

主制動装置は、その配管（2以上の車輪への共用部分を除く。）の一部が損傷した場合においても2以上の車輪を制動することができる構造であること。ただし、非常用制動装置（主制動装置が故障したときに走行中の自動車の2以上の車輪を制動することができる制動装置をいう。）を備えた自動車にあっては、この限りでない。

牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合すること。

(2) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれと同等の制動能力を有する構造の制動装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷がないものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 18 - 12 従前規定の適用

及び に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

平成3年9月30日（専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの）にあっては、平成4年3月31日）以前に製作された自動車（適用関係告示第9条第2項第8号関係）

平成7年8月31日以前に製作された車両総重量が13t以下の牽引自動車（適用関係告示第9条第2項第9号関係）

4 - 18 - 12 - 1 装備要件

4 - 18 - 14 - 1 に同じ。

4 - 18 - 12 - 2 性能要件

4 - 18 - 12 - 2 - 1 テスタ等による審査

4 - 18 - 14 - 2 - 1 に同じ。

4 - 18 - 12 - 2 - 2 視認等による審査

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準に適合すること。

液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管（2以上の車輪への共用部分を除く。）から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザーその他の装置を備えたものであること。ただし、4 - 18 - 14 - 2 - 3 (1) ただし書の自動車にあっては、この限りでない。

空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザーその他の装置を備えたものであること。ただし、その圧力が零となった場合においても4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。

4 - 18 - 12 - 2 - 3 書面等による審査

4 - 18 - 14 - 2 - 3 に同じ。

4 - 18 - 13 従前規定の適用

平成12年6月30日以前に製作された4 - 15 の自動車（軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限り、平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式に

ついて指定を受けた自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3項第7号関係)

4 - 18 - 13 - 1 装備要件

4 - 18 - 14 - 1 に同じ。

4 - 18 - 13 - 2 性能要件

4 - 18 - 13 - 2 - 1 テスタ等による審査

4 - 18 - 14 - 2 - 1 に同じ。

4 - 18 - 13 - 2 - 2 視認等による審査

制動装置は次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準に適合すること。

液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管(2以上の車輪への共用部分を除く。)から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。ただし、4 - 18 - 14 - 2 - 3 (1) ただし書の自動車にあっては、この限りでない。

空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。ただし、その圧力が零となった場合においても4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。

専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)及び車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置及び当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。この場合において次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

ア 電源投入時に警告を発しないもの

イ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの

4 - 18 - 13 - 2 - 3 書面等による審査

4 - 18 - 14 - 2 - 3 に同じ。

4 - 18 - 14 従前規定の適用

平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第1項第4号関係)

4 - 18 - 14 - 1 装備要件

自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未滿の自動車にあってはこれを1系統とすることができ、かつ、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 、 4 - 18 - 14 - 2 - 3 (1) 、 4 - 18 - 14 - 2 - 2 及び の基準に適合することを要しない。

4 - 18 - 14 - 2 性能要件

4 - 18 - 14 - 2 - 1 テスタ等による審査

- (1) 制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (2)の基準に適合するものでなければならない。
- (2) ブレーキ・テストを用いて(1)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準に適合すること。

主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。この場合においてブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあつては900N以下、手動式のものにあつては300N以下とする。

最高速度 (km/h)	制動初速度 (km/h)	停止距離 (m)
80 以上	50	22 以下
35 以上 80 未満	35	14 以下
20 以上 35 未満	20	5 以下
20 未満	その最高速度	5 以下

制動装置（制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては900N以下、手動式のものにあつては500N以下とする。

4 - 18 - 14 - 2 - 2 視認等による審査

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準に適合すること。

液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管（2以上の車輪への共用部分を除く。）から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザーその他の装置を備えたものであること。ただし、4 - 18 - 14 - 2 - 3 (1) ただし書の自動車にあつては、この限りでない。

空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザーその他の装置を備えたものであること。ただし、その圧力が零となった場合においても4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。

車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置及び当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザーその他の装置を備えたものであること。この場合において次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

ア 電源投入時に警告を発しないもの

イ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの

4 - 18 - 14 - 2 - 3 書面等による審査

- (1) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

主制動装置は、その配管（2以上の車輪への共用部分を除く。）の一部が損傷した場合においても2以上の車輪を制動することができる構造であること。ただし、非常用制動装置（主制動装置が故障したときに走行中の自動車の2以上の車輪を制動することができる制動装置をいう。）を備えた自動車にあっては、この限りでない。

牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合すること。

- (2) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれと同等の制動能力を有する構造の制動装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷がないものは、(1)の基準に適合するものとする。
- (3) 細目告示別添 14「制動液漏れ警報装置の技術基準」に定める基準に適合する制動装置は(1)の基準に適合するものとする。

4 - 19 被牽引自動車の制動装置

4 - 19 - 1 装備要件

- (1) 被けん引自動車には、走行中の自動車が確かかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、4 - 19 - 2 の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。（保安基準第12条第1項関係）
- (2) 車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあっては、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度25km/h未満の自動車を除く。）を除く。）の車両重量の2分の1を当該被牽引自動車の車両総重量が超えない場合には、(1)の規定にかかわらず、主制動装置（走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。）を省略することができる。（保安基準第12条第2項関係）

4 - 19 - 2 性能要件

4 - 19 - 2 - 1 テスタ等による審査

- (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条第1項関係、細目告示第93条第1項関係）
- (2) 制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条第6項関係、細目告示第93条第8項関係）
- (3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。
制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (3) の基準に適合すること。（細目告示第93条第6項第2号関係）
主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。（細目告示第93条第6項第3号）
主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、被牽引自動車のみ主制動装置を作動

させることにより、セミトレーラにあってはア、それ以外の被牽引自動車にあってはイの計算式に適合する制動能力を有すること。(細目告示第93条第6項第4号関係)

$$\text{ア } S = 0.15V + 0.0086V^2$$

$$\text{イ } S = 0.15V + 0.0077V^2$$

この場合において被牽引自動車を牽引する牽引自動車の原動機と走行装置の接続は断つこととし、

Sは、被牽引自動車単体の停止距離(単位 m)

Vは、制動初速度(被牽引自動車を牽引する牽引自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が60km/hを超える牽引自動車に牽引される被牽引自動車にあっては、60とする。)(単位 km/h)

被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統)は、乾燥した50分の9こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、600N以下とする。(細目告示第63条第6項第6号関係)

4-19-2-2 視認等による審査

(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)及び(3)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第1項関係、細目告示第93条第1項関係)

(2) 制動装置は、4-15-2-2(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第6項関係、細目告示第93条第6項第2号関係)

(3) 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、4-19-2-1(3)の基準にかかわらず、被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造とすることができる。この場合において、細目告示別添15「トレーラの制動装置の技術基準」に定める基準並びに4-15-2-3(3)及び4-19-2-1(3)の基準は適用しない。(細目告示第15条第7項関係、細目告示第93条第7項関係)

車両総重量3.5t以下の被牽引自動車(セミトレーラを除く。)

最高速度25km/h以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車

最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車により牽引される被牽引自動車で車両総重量2t未滿のもの(及びに掲げるものを除く。)

4-19-2-3 書面等による審査

(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条関係、細目告示第93条第1項関係)

(2) 制動装置は、細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」及び細目告示別添15「トレーラの制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第93条第6項関係)

(3) 書面その他適切な方法により審査したときに(2)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

2系統以上の制動装置を備えていること。(細目告示第93条第6項第1号関係)

制動装置は4-15-2-3(3)の基準に適合すること。(細目告示第93条第6項第2号関係)

主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分のすき間を自動的に調整できるものであること。ただし、車両総重量3.5t以下の被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第93条第6項第5号)

- (4) 指定自動車等(4-19に規定する自動車に限る。)に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。

この場合において、指定自動車等であって、制動装置について別添1「改造自動車審査要領」3.(6)に該当する改造がなされていない場合は、同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているものとみなす。

4-19-3 欠番

4-19-4 適用関係の整理

- (1) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、4-19-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第2項第1号関係)
- (2) 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、4-19-6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第3項第4号関係)
- (3) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、4-19-7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第2項第4号関係)
- (4) 次に掲げる自動車については、4-19-8(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第2項第10号、第11号及び第3項第8号、第9号関係)

平成11年6月30日以前に製作された車両総重量3.5t以下の被牽引自動車(平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

平成12年6月30日以前に製作された車両総重量が3.5tを超える被牽引自動車(平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

昭和47年1月1日以降に製作された及びに掲げる被牽引自動車

- (5) 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、4-19-9(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第1項第5号、第6号及び第7号関係)

4-19-5 従前規定の適用

昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第2項第1号関係)

4-19-5-1 装備要件

4-19-8-1に同じ。

4-19-5-2 性能要件

4-19-5-2-1 テスタ等による審査

- (1) 制動装置は、4-15-2-1(2)の基準に適合するものでなければならない。
- (2) ブレーキ・テスタを用いて(1)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。

4-19-5-2-2 視認等による審査

<p>4 - 19 - 8 - 2 - 2 に同じ。</p> <p>4 - 19 - 5 - 2 - 3 書面等による審査</p> <p>なし。</p> <p>4 - 19 - 6 従前規定の適用</p> <p>昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 3 項第 4 号関係)</p> <p>4 - 19 - 6 - 1 装備要件</p> <p>4 - 19 - 8 - 1 に同じ。</p> <p>4 - 19 - 6 - 2 性能要件</p> <p>4 - 19 - 6 - 2 - 1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) ブレーキ・テスタを用いて(1)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。</p> <p>制動装置(車両総重量 2 t 未満の被牽引自動車の制動装置を除く。)のうち 1 系統は、被牽引自動車に備えられた操作装置により操作できるものであり、かつ、空車状態の被牽引自動車を乾燥した 5 分の 1 こう配の舗装路面で、停止状態に保持できる性能を有すること。</p> <p>4 - 19 - 6 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p>4 - 19 - 8 - 2 - 2 に同じ。</p> <p>4 - 19 - 6 - 2 - 3 書面等による審査</p> <p>なし。</p> <p>4 - 19 - 7 従前規定の適用</p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 2 項第 4 号関係)</p> <p>4 - 19 - 7 - 1 装備要件</p> <p>4 - 19 - 8 - 1 に同じ。</p> <p>4 - 19 - 7 - 2 性能要件</p> <p>4 - 19 - 7 - 2 - 1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) ブレーキ・テスタを用いて(1)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。</p> <p>制動装置のうち 1 系統は、被牽引自動車に備えられた操作装置により操作できるものであり、かつ、空車状態の被牽引自動車を乾燥した 5 分の 1 こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。</p> <p>4 - 19 - 7 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p>4 - 19 - 8 - 2 - 2 に同じ。</p> <p>4 - 19 - 7 - 2 - 3 書面等による審査</p> <p>なし。</p> <p>4 - 19 - 8 従前規定の適用</p>	
--	--

からに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第2項第10号、第11号及び第3項第8号、第9号関係)

平成11年6月30日以前に製作された車両総重量3.5t以下の被牽引自動車(平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

平成12年6月30日以前に製作された車両総重量が3.5tを超える被牽引自動車(平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

昭和47年1月1日以降に製作された 及び に掲げる被牽引自動車

4-19-8-1 装備要件

- (1) 自動車には、4-19-8-2の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。
- (2) 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、4-19-8-2-1(2)の基準にかかわらず、被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造とすることができる。

車両総重量750kg以下の被牽引自動車及び車両総重量が750kgを超え3.5t以下の被牽引自動車(セミトレーラを除く。)

最高速度20km/h未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車

最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車により牽引される被牽引自動車で車両総重量2t未満のもの(及びに掲げるものを除く。)

4-19-8-2 性能要件

4-19-8-2-1 テスタ等による審査

- (1) 制動装置は、4-15-2-1(2)の基準に適合するものでなければならない。
- (2) ブレーキ・テスタを用いて(1)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。

制動装置のうち1系統は、被牽引自動車に備えられた操作装置により操作できるものであり、かつ、空車状態の被牽引自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては900N以下、手動式のものにあつては500N以下とする。

4-19-8-2-2 視認等による審査

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は、4-15-7-2-2の基準に適合すること。

4-19-8-2-3 書面等による審査

なし。

4-19-9 従前規定の適用

平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第1項第5号、第6号及び第7号関係)

4-19-9-1 装備要件

- (1) 自動車には、4-19-9-2の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。

- (2) 次に掲げる自動車の主制動装置は、4 - 19 - 9 - 2 - 1 (2) の基準にかかわらず、被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造とすることができる。この場合においては、4 - 15 - 7 - 2 - 3 (1) 及び4 - 19 - 9 - 2 - 1 (2) の基準に適合することを要しない。

車両総重量 3.5 t 以下の被牽引自動車（セミトレーラを除く。）

最高速度 20km/h 未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車

最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車により牽引される被牽引自動車で車両総重量 2 t 未満のもの（及び に掲げるものを除く。）

- (3) 車両総重量 750 kg 以下の被牽引自動車にあつては、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車の車両重量の 2 分の 1 を当該被牽引自動車の車両総重量が超えない場合には、(1) 及び(2)の規定にかかわらず、主制動装置を省略することができる。

4 - 19 - 9 - 2 性能要件

4 - 19 - 9 - 2 - 1 テスタ等による審査

- (1) 制動装置は、4 - 15 - 2 - 1 (2)の基準に適合するものでなければならない。
- (2) ブレーキ・テスタを用いて(1)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準に適合すること。

主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。

主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、被牽引自動車のみ主制動装置を作動させることにより、セミトレーラにあつてはア、それ以外の被牽引自動車にあつてはイの計算式に適合する制動能力を有すること。

$$\text{ア } S = 0.15V + 0.0086V^2$$

$$\text{イ } S = 0.15V + 0.0077V^2$$

この場合において被牽引自動車を牽引する牽引自動車の原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S は、被牽引自動車単体の停止距離（単位 m）

V は、制動初速度（被牽引自動車を牽引する牽引自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が 60km/h を超える牽引自動車に牽引される被牽引自動車にあつては、60 とする。）（単位 km/h）

被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）は、乾燥した 50 分の 9 こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、600N 以下とする。

4 - 19 - 9 - 2 - 2 視認等による審査

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準に適合すること。

4 - 19 - 9 - 2 - 3 書面等による審査

- (1) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 3 (2)(1) の基準に適合すること。

主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。ただし、車両総重量 3.5 t 以下の被牽引自動車及び最高速度 20 km/h 未満の牽

引自動車により牽引される被牽引自動車にあつては、この限りでない。

- (2) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれと同等の制動能力を有する構造の制動装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷がないものは、(1)の基準に適合するものとする。
- (3) 細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」に定める基準に適合する制動装置は、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

4 - 20 - 1 性能要件

4 - 20 - 1 - 1 視認等による審査

- (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、連結状態における制動性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)から(8)までの基準に適合しなければならない。(保安基準第 13 条関係、細目告示第 16 条第 1 項関係、細目告示第 94 条第 1 項関係)
- (2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 2 - 2 (2) アの基準及び次の基準に適合しなければならない。(細目告示第 16 条第 2 項関係、細目告示第 94 条第 2 項関係)
4 - 15 - 2 - 1 (2) 又は(3)の自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 2 - 1 (2) の基準
4 - 15 - 2 - 1 (5)の自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 2 - 1 (5) の基準
- (3) 4 - 15 - 2 - 1 (7) 及び に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4 - 15 - 2 - 2 (2) ア及び4 - 15 - 2 - 2 (2) ウの基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第 16 条第 3 項関係、細目告示第 94 条第 3 項関係)
- (4) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(被牽引自動車の制動装置であつて当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの(以下「慣性制動装置」という。))を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が 1.5t 以下の 1 軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(細目告示第 16 条第 4 項関係、細目告示第 94 条第 4 項関係)
- (5) 牽引自動車(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 16 条第 5 項関係、細目告示第 94 条第 5 項関係)

4 - 16 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

4 - 16 - 1 性能要件

4 - 16 - 1 - 1 視認等による審査

- (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、連結状態における制動性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)から(8)までの基準に適合しなければならない。(保安基準第 13 条関係、細目告示第 16 条第 1 項関係、細目告示第 94 条第 1 項関係)
- (2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 2 - 2 (2) アの基準及び次の基準に適合しなければならない。(細目告示第 16 条第 2 項関係、細目告示第 94 条第 2 項関係)
4 - 15 - 2 - 1 (2) 又は(3)の自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 2 - 1 (2) の基準
4 - 15 - 2 - 1 (5)の自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 2 - 1 (5) の基準
- (3) 4 - 15 - 2 - 1 (7) 及び に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4 - 15 - 2 - 2 (2) ア及び4 - 15 - 2 - 2 (2) ウの基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第 16 条第 3 項関係、細目告示第 94 条第 3 項関係)
- (4) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(被牽引自動車の制動装置であつて当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの(以下「慣性制動装置」という。))を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が 1.5t 以下の 1 軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(細目告示第 16 条第 4 項関係、細目告示第 94 条第 4 項関係)
- (5) 牽引自動車(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 16 条第 5 項関係、細目告示第 94 条第 5 項関係)

<p>4 - 15 - 2 - 1 (2)又は(3)の自動車に牽引される場合にあつては、<u>4 - 15 - 2 - 1 (2) の基準</u></p> <p>4 - 15 - 2 - 1 (4)の自動車に牽引される場合にあつては、<u>4 - 15 - 2 - 1 (4) の基準</u></p> <p>4 - 15 - 2 - 1 (5)の自動車に牽引される場合にあつては、<u>4 - 15 - 2 - 3 (2) ア</u>及び<u>4 - 15 - 2 - 1 (5) の基準</u></p> <p>(6) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。（細目告示第16条第6項関係、細目告示第94条第6項関係）</p> <p>(7) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度25km/h以下の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。（細目告示第16条第7項関係、細目告示第94条第7項関係）</p> <p><u>4 - 15 - 2 - 1 (2)の自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 2 - 3 (2) 工の基準</u></p> <p><u>4 - 15 - 2 - 1 (5)の自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 2 - 1 (2) の基準</u></p> <p>(8) <u>4 - 15 - 2 - 1 (3)の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙 1 の 2.1.2.及び4 - 15 - 2 - 2 (2) アの基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。（細目告示第 16 条第 8 項関係、細目告示第 94 条第 8 項関係）</u></p> <p>4 - 20 - 1 - 2 書面等による審査</p> <p>牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、連結状態における制動性能に関し、書面により審査したときに、細目告示別添 93「連結車両の制動作動遅れ防止の技術基準」に定める基準に適合しなければならない。（細目告示第 94 条第 1 項関係）</p> <p>4 - 20 - 2 欠番</p> <p>4 - 20 - 3 欠番</p> <p>4 - 20 - 4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 20 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 1 号関係）</p> <p>(2) 昭和 38 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 20 - 6（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 1 号関係）</p> <p>(3) 昭和 43 年 7 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 20 - 7（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p>(4) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上のもの及び乗車定員 30 人以上の普通自動車を除く。）については、4 - 20 - 8（従前規定の適用）の規定を適用する。</p>	<p>4 - 15 - 2 - 1 (2)又は(3)の自動車に牽引される場合にあつては、<u>4 - 15 - 2 - 1 (2) の基準</u></p> <p>4 - 15 - 2 - 1 (4)の自動車に牽引される場合にあつては、<u>4 - 15 - 2 - 1 (4) の基準</u></p> <p>4 - 15 - 2 - 1 (5)の自動車に牽引される場合にあつては、<u>4 - 15 - 2 - 3 (2) ア</u>及び<u>4 - 15 - 2 - 1 (5) の基準</u></p> <p>(6) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。（細目告示第16条第6項関係、細目告示第94条第6項関係）</p> <p>(7) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度25km/h以下の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。（細目告示第16条第7項関係、細目告示第94条第7項関係）</p> <p><u>4 - 15 - 2 - 1 (2)の自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 2 - 3 (2) 工の基準</u></p> <p><u>4 - 15 - 2 - 1 (5)の自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 2 - 1 (2) の基準</u></p> <p>(8) <u>4 - 15 - 2 - 1 (3)の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙 1 の 2.1.2.及び4 - 15 - 2 - 2 (2) アの基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。（細目告示第 16 条第 8 項関係、細目告示第 94 条第 8 項関係）</u></p> <p>4 - 16 - 1 - 2 書面等による審査</p> <p>牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、連結状態における制動性能に関し、書面により審査したときに、細目告示別添 93「連結車両の制動作動遅れ防止の技術基準」に定める基準に適合しなければならない。（細目告示第 94 条第 1 項関係）</p>
--	--

<p>(適用関係告示第 10 条第 2 項第 3 号関係)</p> <p>(5) 昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、4 - 20 - 9 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 2 号関係)</p> <p>(6) 牽引自動車と昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 46 年 12 月 31 日までに製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、4 - 20 - 10 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 3 号関係)</p> <p>(7) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、4 - 20 - 11 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 4 号関係)</p> <p>(8) 昭和 45 年 6 月 1 日から昭和 50 年 3 月 31 日までに製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と当該期間に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、4 - 20 - 12 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 5 号関係)</p> <p>(9) 昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、4 - 20 - 13 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 2 項第 4 号関係)</p> <p>(10) 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 20 - 14 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 2 項第 5 号関係)</p> <p>(11) 平成 3 年 9 月 30 日 (専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が 12 t を超えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの) にあつては、平成 4 年 3 月 31 日) 以前に製作された自動車については、4 - 20 - 15 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 2 項第 6 号関係)</p> <p>(12) 次に掲げる被牽引自動車以外の被牽引自動車であつて、平成 7 年 8 月 31 日以前に製作されたものについては、4 - 20 - 16 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 2 項第 7 号関係)</p> <p>火薬類(保安基準第 51 条第 2 項各号に掲げる数量以下のものを除く。)を運送する被牽引自動車</p> <p>危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号。)別表第 3 に掲げる指定数量以上の危険物を運送する被牽引自動車</p> <p>保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する被牽引自動車</p> <p>150kg 以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する被牽引自動車</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和 35 年総理府令第 56 号)第 18 条の 3 第 1 項に規定する放射性輸送物(L 型輸送物を除く。)を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和 52 年運輸省令第 33 号)第 18 条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和 53 年総理府令第 57 号)第 3 条に規定する核燃料輸送物(L 型輸送物</p>	
--	--

を除く。)若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)第19条の規定により運送する場合に使用する被牽引自動車

- (13) 牽引自動車と4-19-4(4)及びに掲げる被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるもの(三輪自動車を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、4-20-17(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第10条第2項第8号関係)

4-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

4-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限る。)であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

4-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。)であって平成7年12月31日(輸入された自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

4-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平成11年6月30日(輸入された自動車にあっては平成14年9月30日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

4-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

- (14) 牽引自動車であって次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、4-20-18(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第10条第2項第9号関係)

次のアからオまでに掲げる自動車(三輪自動車に限る。)

ア 4-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

イ 4-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限る。)であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

ウ 4-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあ

る自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。)であって平成7年12月31日(輸入された自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

エ 4-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平成11年6月30日(輸入された自動車にあっては平成14年9月30日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

オ 4-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

4-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)

(15) 牽引自動車と4-15-4(2)及びに掲げる被牽引自動車であって昭和47年1月1日以降に製作されたものとを連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるもの(昭和47年1月1日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、4-20-19(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第10条第3項第7号関係)

4-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

4-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限る。)であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

4-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。)であって平成7年12月30日(輸入された自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

4-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平成11年6月30日(輸入された自動車にあっては平成14年9月30日)以前に製作され

たもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

4-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

4-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)

(16) 牽引自動車と4-15-4(2)及びに掲げる被牽引自動車であって昭和50年4月1日以降に製作されたものとを連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるもの(昭和50年4月1日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、4-20-20(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第10条第3項第6号関係)

4-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

4-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限る。)であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

4-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。)であって平成7年12月30日(輸入された自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

4-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平成11年6月30日(輸入された自動車にあっては平成14年9月30日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

4-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

4-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受け

た自動車及び施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた
自動車を除く。)

(17) 牽引自動車と 4 - 15 - 4 (2) 及び に掲げる被牽引自動車とを連結した場合又は牽
引自動車であって次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車とを連結した場合におけ
る牽引自動車及び被牽引自動車については、4 - 20 - 21(従前規定の適用) の規定を適
用する。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 8 号関係)

4 - 15 の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が 3.5 t を超える自動車を
除く。)であって平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの(平成 9 年 10 月 1 日以降に
法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

4 - 15 の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が 3.5 t を超える自動車に
限る。)であって平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたもの(平成 10 年 10 月 1 日以降
に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

4 - 16 の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある
自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であ
って車枠を有するものを除く。)であって平成 7 年 12 月 30 日(輸入された自動車にあ
っては平成 11 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車で
あって平成 6 年 4 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を
受けたものを除く。)

4 - 16 の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある
普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装
置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平
成 11 年 6 月 30 日(輸入された自動車にあっては平成 14 年 9 月 30 日)以前に製作され
たもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第
1 項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

4 - 16 の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある
軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車
であって車枠を有するものに限る。)であって平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたも
の(平成 10 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を
受けた自動車を除く。)

4 - 17 の基準を適用する自動車であって平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの
(平成 9 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受け
た自動車及び施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた
自動車を除く。)

(18) 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 20 - 22(従前規定の適
用) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 1 項及び第 3 項第 9 号関係)

4 - 20 - 5 従前規定の適用

昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであれ
ばよい。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 1 号関係)

4 - 20 - 5 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した
状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合しな

なければならない。この場合において、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び⁶の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)

(2) 車両総重量2 t未満の被牽引自動車及び最高速度25km/h未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) 及び4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び⁶の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。この場合において、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び⁶の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)

(3) 4 - 16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準及び4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの基準(この場合において、4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの規定中「 $0.0060V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071V_1^2$ 」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)

4 - 20 - 6 従前規定の適用

昭和38年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第1号関係)

4 - 20 - 6 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) 及び4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合しなければならない。この場合において、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び⁶の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)

(2) 4 - 19 - 9 - 1 (2) 及び⁶に掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) 及び4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。この場合において、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び⁶の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)

(3) 4 - 16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準及び4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの基準(この場合において、4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの規定中「 $0.0060V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071V_1^2$ 」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)

4 - 20 - 7 従前規定の適用

昭和43年7月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第2号関係)

4 - 20 - 7 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) 及び4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2)の基準に適合しなければならない。この場合において、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び⁶の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)

1.5 t以下の1軸を有する被牽引自動車（セミトレーラを除く。）で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。（適用関係告示第10条第1項第3号関係）

- (4) 4 - 16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4 - 15 - 7 - 2 - 1(2)の基準及び4 - 16 - 7 - 2 - 3(1)アの基準（この場合において、4 - 16 - 7 - 2 - 3(1)アの規定中「 $0.0060V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071V_1^2$ 」とする。）に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。（適用関係告示第10条第1項第7号関係）

4 - 20 - 9 従前規定の適用

昭和45年5月31日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第10条第3項第2号関係）

4 - 20 - 9 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1(1)及び4 - 18 - 14 - 2 - 1(2)の基準に適合しなければならない。この場合において、4 - 18 - 16 - 2 - 1(2)及びの基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。（適用関係告示第10条第1項第1号関係）
- (2) 4 - 19 - 9 - 1(2)及びに掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4 - 15 - 7 - 2 - 1(2)及び4 - 18 - 14 - 2 - 1(2)の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。この場合において、4 - 18 - 14 - 2 - 1(2)及びの基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。（適用関係告示第10条第1項第2号関係）
- (3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置（被牽引自動車の制動装置であつて当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの（以下「慣性制動装置」という。）を除く。）は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が1.5 t以下の1軸を有する被牽引自動車（セミトレーラを除く。）で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。（適用関係告示第10条第1項第3号関係）
- (4) 牽引自動車（最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第10条第1項第4号関係）
- 4 - 15又は4 - 16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2の基準
 - 4 - 17の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 17 - 6 - 2 - 2の基準
 - 4 - 18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 18 - 14 - 2 - 2及び4 - 18 - 14 - 2 - 3(1)の基準

(5) 車両総重量が7 tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10 t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係)

4-15の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-15-7-2-2及び4-15-7-2-3(1)の基準

(6) 4-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4-15-7-2-1(2)の基準及び4-16-7-2-3アの基準(この場合において、4-16-7-2-3アの規定中「 $0.0060V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071V_1^2$ 」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)

4-20-10 従前規定の適用

牽引自動車と昭和35年4月1日から昭和46年12月31日までに製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第3項第3号関係)

4-20-10-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、4-15-7-2-1(2)の基準並びに次の基準に適合しなければならない。この場合において、4-18-14-2-1(2)及びの基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)

4-15又は4-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-15-7-2-2の基準

4-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2(4)の基準

(2) 車両総重量2 t未満の被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4-15-7-2-1(2)及び4-18-14-2-1(2)の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。この場合において、4-18-14-2-1(2)及びの基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)

(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(車両総重量2 t未満の被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車の制動装置を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が1.5 t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)

(4) 牽引自動車(最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の

基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)

4 - 15 又は 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準

4 - 17 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 17 - 6 - 2 - 2 の基準

4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 3 の基準

- (5) 車両総重量が 7 t を超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量 10 t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係)

4 - 15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 及び 4 - 15 - 7 - 2 - 3 (1) の基準

- (6) 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準及び 4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの基準(この場合において、4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの規定中「 $0.0060 V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071 V_1^2$ 」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 7 号関係)

4 - 20 - 11 従前規定の適用

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 4 号関係)

4 - 20 - 11 - 1 性能要件(視認等による審査)

- (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。この場合において、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)

4 - 15 又は 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準

4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準

- (2) 4 - 19 - 9 - 1 (2) 及び に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。この場合において、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 2 号関係)

- (3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(被牽引自動車の制動装置であつて当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの(以下「慣性

制動装置」という。)を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものについては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)

(4) 牽引自動車(最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)

4-15又は4-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-15-7-2-2の基準

4-17の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-17-6-2-2の基準

4-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2及び4-18-14-2-3の基準

(5) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係)

4-15の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-15-7-2-2及び4-15-7-2-3(1)の基準

(6) 4-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4-15-7-2-1(2)の基準及び4-16-7-2-3(1)アの基準(この場合において、4-16-7-2-3(1)アの規定中「 $0.0060V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071V_1^2$ 」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)

4-20-12 従前規定の適用

昭和45年6月1日から昭和50年3月31日までに製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と当該期間に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第3項第5号関係)

4-20-12-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4-15-7-2-1(2)並びに4-18-14-2-1(2)及び4-18-14-2-2の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)

(2) 4-19-9-1(2)及びに掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4-15-7-2-1(2)及び4-18-14-2-1(2)の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)

- (3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(被牽引自動車の制動装置であって当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの(以下「慣性制動装置」という。)を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)
- (4) 牽引自動車(最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未滿の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)
- 4-15又は4-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-15-7-2-2の基準
 - 4-17の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-17-6-2-2の基準
 - 4-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-18-14-2-2及び4-18-14-2-3の基準
- (5) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度20km/h未滿の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係)
- 4-15の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-15-7-2-2及び4-15-7-2-3(1)の基準
- (6) 4-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4-15-7-2-1(1)(2)の基準及び4-16-7-2-3(1)アの基準(この場合において、4-16-7-2-3(1)アの規定中「 $0.0060V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071V_1^2$ 」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)

4-20-13 従前規定の適用

昭和50年3月31日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第4号関係)

4-20-13-1 性能要件(視認等による審査)

- (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4-15-7-2-1(2)の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)
- 4-15又は4-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4-15-7-2-2の基準

<p>4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準</p> <p>(2) 4 - 19 - 9 - 1 (2) 及び に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) 及び4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(被牽引自動車の制動装置であつて当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの(以下「慣性制動装置」という。))を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未滿の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)</p> <p>4 - 15 又は4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準</p> <p>4 - 17 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 17 - 6 - 2 - 2 の基準</p> <p>4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 及び4 - 18 - 14 - 2 - 3 の基準</p> <p>(5) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度20km/h未滿の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係)</p> <p>4 - 15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 及び4 - 15 - 7 - 2 - 3 (1) の基準</p> <p>(6) 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準及び4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの基準(この場合において、4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの規定中「$0.0060 V_1^2$」とあるのは「$0.0071 V_1^2$」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)</p> <p>4 - 20 - 14 従前規定の適用</p> <p>昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第5号関係)</p> <p>4 - 20 - 14 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した</p>	
---	--

状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1(2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)

4 - 15 又は 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準

4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準

(2) 4 - 19 - 9 - 1(1) 及び に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 4 - 15 - 7 - 2 - 1(2) 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 1(2) の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 2 号関係)

(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(被牽引自動車の制動装置であつて当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの(以下「慣性制動装置」という。)を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が 1.5t 以下の 1 軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 3 号関係)

(4) 牽引自動車(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)

4 - 15 又は 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準

4 - 17 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 17 - 6 - 2 - 2 の基準

4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 3 の基準

(5) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置(慣性制動装置を除く。)は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 5 号関係)

(6) 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 4 - 15 - 7 - 2 - 1(2) の基準及び 4 - 16 - 7 - 2 - 3(1) アの基準(この場合において、4 - 16 - 7 - 2 - 3(1) アの規定中「 $0.0060 V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071 V_1^2$ 」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 7 号関係)

4 - 20 - 15 従前規定の適用

平成 3 年 9 月 30 日(専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの)にあつては、平成 4 年 3 月 31 日)以前に製作された自動車については、次

の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第6号関係)

4-20-15-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4-15-7-2-1(2)の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)

4-15又は4-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4-15-7-2-2の基準

4-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4-18-14-2-2の基準

(2) 4-19-9-1(2)及びに掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4-15-7-2-1(2)及び4-18-14-2-1(2)の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)

(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(被牽引自動車の制動装置であって当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの(以下「慣性制動装置」という。))を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるもの(以下「慣性制動装置」という。))を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるもの(以下「慣性制動装置」という。))を除く。)(適用関係告示第10条第1項第3号関係)

(4) 牽引自動車(最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。))及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。))の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)

4-15又は4-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4-15-7-2-2の基準

4-17の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4-17-6-2-2の基準

4-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4-18-14-2-2及び4-18-14-2-3の基準

(5) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置(慣性制動装置を除く。))は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。(適用関係告示第10条第1項第5号関係)

(6) 4-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4-15-7-2-1(2)の基準及び4-16-7-2-3(1)アの基準(この場合において、4-16-7-2-3(1)アの規定中「 $0.0060V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071V_1^2$ 」とする。))に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)

4-20-16 従前規定の適用

平成7年8月31日以前に製作された次に掲げる被牽引自動車以外の被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第7号関係)

火薬類(保安基準第51条第2項各号に掲げる数量以下のものを除く。)を運送する被牽引自動車

危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。)別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する被牽引自動車

保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する被牽引自動車

150kg以上の高压ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する被牽引自動車

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第18条の3第1項に規定する放射性輸送物(L型輸送物を除く。)を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)第3条に規定する核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)第19条の規定により運送する場合に使用する被牽引自動車

4-20-16-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4-15-7-2-1(2)の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)

4-15又は4-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4-15-7-2-2の基準

4-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4-18-14-2-2の基準

(2) 4-19-9-1(2)及びに掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4-15-7-2-1(2)及び4-18-14-2-1(2)の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)

(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(被牽引自動車の制動装置であって当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの(以下「慣性制動装置」という。)を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあっては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)

(4) 牽引自動車(最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)

4-15又は4-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4-15-7-2-2の基準

4 - 17 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 17 - 6 - 2 - 2 の基準

4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 及び4 - 18 - 14 - 2 - 3 の基準

(5) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。（適用関係告示第10条第1項第5号関係）

(6) 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準及び4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの基準（この場合において、4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの規定中「 $0.0060V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071V_1^2$ 」とする。）に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。（適用関係告示第10条第1項第7号関係）

4 - 20 - 17 従前規定の適用

牽引自動車と4 - 19 - 4 (4) 及び に掲げる被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるもの（三輪自動車を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第10条第2項第8号関係）

平成11年6月30日以前に製作された4 - 15の自動車（軽自動車及び車両総重量が3.5 tを超える自動車及び平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）

平成12年6月30日以前に製作された4 - 15の自動車（軽自動車及び車両総重量が3.5 tを超える自動車に限り、平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）

平成7年12月31日（輸入された自動車にあつては平成11年3月31日）以前に製作された4 - 16の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有及び輸入された自動車以外の自動車であつて平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。）

平成11年6月30日（輸入された自動車にあつては平成14年9月30日）以前に製作された4 - 16の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するものに限り、輸入された自動車以外の自動車であつて平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。）

平成12年6月30日以前に製作された4 - 16の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限り、平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）

4 - 20 - 17 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1(2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)
- 4 - 15又は4 - 16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準
- 4 - 18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準
- (2) 4 - 19 - 9 - 1(2) 及び に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4 - 15 - 7 - 2 - 1(2) 及び4 - 18 - 14 - 2 - 1(2) の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)
- (3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(被牽引自動車の制動装置であつて当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの(以下「慣性制動装置」という。))を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)
- (4) 牽引自動車(最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未滿の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)
- 4 - 15又は4 - 16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準
- 4 - 17の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 17 - 6 - 2 - 2 の基準
- 4 - 18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 及び4 - 18 - 14 - 2 - 3 の基準
- (5) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置(慣性制動装置を除く。)は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。(適用関係告示第10条第1項第5号関係)
- (6) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度20km/h未滿の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係)
- 4 - 15の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 及び4 - 15 - 7 - 2 - 3(1) の基準
- (7) 4 - 16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4 - 15 - 7 - 2 - 1(2) の基準及び4 - 16 - 7 - 2 - 3(1) アの基準(この場合において、4 - 16 - 7 - 2 - 3(1) アの規定中「 $0.0060V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071V_1^2$ 」とする。)に適

合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)

4 - 20 - 18 従前規定の適用

牽引自動車であって 及び に掲げる自動車であるものと被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

(適用関係告示第10条第2項第9号関係)

次のアからオまでに掲げる自動車(三輪自動車に限る。)

ア 平成11年6月30日以前に製作された4 - 15の自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車及び平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

イ 平成12年6月30日以前に製作された4 - 15の自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限り、平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

ウ 平成7年12月31日(輸入された自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作された4 - 16の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するもの及び輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

エ 平成11年6月30日(輸入された自動車にあっては平成14年9月30日)以前に製作された4 - 16の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限り、輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

オ 平成12年6月30日以前に製作された4 - 16の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限り、平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

平成11年6月30日以前に製作された4 - 17の自動車(平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)

4 - 20 - 18 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1(2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)

4 - 15又は4 - 16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準

4 - 18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準

(2) 4 - 19 - 9 - 1(2) 及び に掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4 - 15 - 7 - 2 - 1(2) 及び4 - 18 - 14 - 2 -

1(2)の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)

(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(被牽引自動車の制動装置であって当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの(以下「慣性制動装置」という。)を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)

(4) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置(慣性制動装置を除く。)は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。(適用関係告示第10条第1項第5号関係)

(5) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係)

4-15の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4-15-7-2-2及び4-15-7-2-3(1)の基準

(6) 4-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4-15-7-2-1(2)の基準及び4-16-7-2-3(1)アの基準(この場合において、4-16-7-2-3(1)アの規定中「 $0.0060V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071V_1^2$ 」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)

4-20-19 従前規定の適用

牽引自動車と4-15-4(2)及びに掲げる被牽引自動車であって昭和47年1月1日以降に製作されたものとを連結した場合又は牽引自動車であって決からまでに掲げる自動車であるもの(昭和47年1月1日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第3項第7号関係)

平成11年6月30日以前に製作された4-15の自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車及び平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

平成12年6月30日以前に製作された4-15の自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限り、平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

平成7年12月30日(輸入された自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作された4-16の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するもの及び輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

平成 11 年 6 月 30 日（輸入された自動車にあっては平成 14 年 9 月 30 日）以前に製作された 4 - 16 の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限り、輸入された自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。）

平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された 4 - 16 の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限り、平成 10 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）

平成 11 年 6 月 30 日以前に製作された 4 - 17 の自動車（平成 9 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）

4 - 20 - 19 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 1 (2) 、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車（車両総重量が当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車の車両重量に 55kg を加えた値の 2 分の 1 を超えるものを除く。）並びに 4 - 19 - 9 - 1 (2) 及び に掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置（車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 4 - 19 - 9 - 9 - 1 (2) 及び に掲げる被牽引自動車の制動装置を除く。）は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が 1.5 t 以下の 1 軸を有する被牽引自動車（セミトレーラを除く。）で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 3 号関係）
- (4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（車両総重量 750kg キログラム以下の被牽引自動車並びに 4 - 19 - 9 - 1 (2) 及び に掲げる被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 18 - 14 - 2 - 2 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 3 の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係）
- (5) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置（車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 4 - 19 - 9 - 1 (2) 及び に掲げる被牽引自動車の主制動装置を除く。）は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 5 号関係）

(6) 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12 t を超えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)及び車両総重量が7 t を超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10 t 以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度20km/h未滿の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係)

4 - 15 の自動車に牽引される場合にあっては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 及び4 - 15 - 7 - 2 - 3 (1) の基準

(7) 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準及び4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの基準(この場合において、4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの規定中「 $0.0060 V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071 V_1^2$ 」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)

4 - 20 - 20 従前規定の適用

牽引自動車と4 - 15 - 4 (2) 及び に掲げる被牽引自動車であって昭和50年4月1日以降に製作されたものとを連結した場合又は牽引自動車であって から に掲げる自動車であるもの(昭和50年4月1日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第3項第6号関係)

平成11年6月30日以前に製作された4 - 15 の自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5 t を超える自動車及び平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

平成12年6月30日以前に製作された4 - 15 の自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5 t を超える自動車に限り、平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

平成7年12月30日(輸入された自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作された4 - 16 の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するもの及び輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

平成11年6月30日(輸入された自動車にあっては平成14年9月30日)以前に製作された4 - 16 の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限り、輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

平成12年6月30日以前に製作された4 - 16 の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限り、平成10年10月1日以降に法第75条第1

項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

平成 11 年 6 月 30 日以前に製作された 4 - 17 の自動車 (平成 9 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)

4 - 20 - 20 - 1 性能要件 (視認等による審査)

- (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 1 (2) 、4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)
- (2) 4 - 19 - 9 - 1 (2) 及び に掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 2 号関係)
- (3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(被牽引自動車の制動装置であって当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの(以下「慣性制動装置」という。))を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が 1.5 t 以下の 1 軸を有する被牽引自動車 (セミトレーラを除く。) で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 3 号関係)
- (4) 牽引自動車 (最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) 及び被牽引自動車 (車両総重量 750kg キログラム以下の被牽引自動車並びに 4 - 19 - 9 - 1 (2) 及び に掲げる被牽引自動車を除く。) の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 18 - 14 - 2 - 2 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 3 の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)
- (5) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置 (車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 4 - 19 - 9 - 1 (2) 及び に掲げる被牽引自動車の主制動装置を除く。) は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 5 号関係)
- (6) 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が 12 t を超えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。) 及び車両総重量が 7 t を超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量 10 t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。) の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係)
4 - 15 の自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 及び 4 - 15 - 7 - 2 - 3 (1) の基準
- (7) 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 4 - 15 - 7 -

2 - 1 (2) の基準及び4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの基準(この場合において、4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの規定中「 $0.0060 V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071 V_1^2$ 」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)

4 - 20 - 21 従前規定の適用

牽引自動車と4 - 15 - 4 (2) 及び に掲げる被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車であって から までに掲げる自動車であるものと被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、 から までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第3項第8号関係)

平成11年6月30日以前に製作された4 - 15の自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5 tを超える自動車及び平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

平成12年6月30日以前に製作された4 - 15の自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5 tを超える自動車に限り、平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

平成7年12月30日(輸入された自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作された4 - 16の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するもの及び輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

平成11年6月30日(輸入された自動車にあっては平成14年9月30日)以前に製作された4 - 16の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限り、輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

平成12年6月30日以前に製作された4 - 16の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限り、平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

平成11年6月30日以前に製作された4 - 17の自動車(平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)

4 - 20 - 21 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)

4 - 15又は4 - 16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準

4 - 18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準

- (2) 4 - 19 - 9 - 1 (2) 及び に掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 2 号関係)
- (3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(被牽引自動車の制動装置であって当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの(以下「慣性制動装置」という。)を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が 1.5 t 以下の 1 軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるもの(以下「慣性制動装置」という。)にあっては、この限りでない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 3 号関係)
- (4) 牽引自動車(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(車両総重量 750kg キログラム以下の被牽引自動車並びに 4 - 19 - 9 - 1 (2) 及び に掲げる被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 18 - 14 - 2 - 2 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 3 の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)
- (5) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置(車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 4 - 19 - 9 - 1 (2) 及び に掲げる被牽引自動車の主制動装置を除く。)は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 5 号関係)
- (6) 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が 12 t を超えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)及び車両総重量が 7 t を超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量 10 t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係)
- 4 - 15 の自動車に牽引される場合にあっては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 及び 4 - 15 - 7 - 2 - 3 (1) の基準
- (7) 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 4 - 15 - 7 - 2 - 1 (2) の基準及び 4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの基準(この場合において、4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの規定中「 $0.0060 V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071 V_1^2$ 」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 7 号関係)

4 - 20 - 22 従前規定の適用

平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

4 - 20 - 22 - 1 性能要件(視認等による審査)

- (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、4 - 15 - 7 - 2 - 1(2) の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)
- 4 - 15 又は 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準
- 4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 の基準
- (2) 4 - 19 - 9 - 1(2) 及び に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 4 - 15 - 7 - 2 - 1(2) 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 1(2) の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 2 号関係)
- (3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(被牽引自動車の制動装置であつて当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの(以下「慣性制動装置」という。))を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が 1.5 t 以下の 1 軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 3 号関係)
- (4) 牽引自動車(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)
- 4 - 15 又は 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 の基準
- 4 - 17 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 17 - 6 - 2 - 2 の基準
- 4 - 18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 18 - 14 - 2 - 2 及び 4 - 18 - 14 - 2 - 3 の基準
- (5) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置(慣性制動装置を除く。)は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 5 号関係)
- (6) 車両総重量が 7 t を超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量 10 t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係)
- 4 - 15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、4 - 15 - 7 - 2 - 2 及び 4 - 15 - 7 - 2 - 3(1) の基準
- (7) 4 - 16 の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 4 - 15 - 7 -

2 - 1 (2) の基準及び4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの基準(この場合において、4 - 16 - 7 - 2 - 3 (1) アの規定中「 $0.0060V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071V_1^2$ 」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)

4 - 21 緩衝装置

4 - 21 - 1 装備要件

自動車には、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものとして強度、緩衝性能等に関し、4 - 21 - 2の基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、車両総重量2 t未満の被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の自動車で、4 - 101 - 1 (4)の自動車以外のものにあつては、これを省略することができる。(保安基準第14条関係)

4 - 21 - 2 性能要件(視認等による審査)

4 - 21 - 1のばねその他の緩衝装置は、強度、緩衝性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるばねその他の緩衝装置は、この基準に適合しないものとする。(細目告示第17条第1項及び第2項関係、細目告示第95条第1項及び第2項関係)

～ (略)

4 - 21 - 3 欠番

4 - 21 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、4 - 21 - 5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第11条第1項第1号関係)
- (2) 昭和58年12月31日以前に製作された自動車については、4 - 21 - 6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第11条第1項第2号関係)

4 - 21 - 5 従前規定の適用

昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第11条第1項第1号関係)

4 - 21 - 5 - 1 装備要件

自動車には、4 - 21 - 5 - 2の基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、車両総重量2 t未満の自動車及び最高速度25km/h未満の自動車で、4 - 101 - 1 (4)の自動車以外のものにあつては、これを省略することができる。なお、緩衝装置に係る改造を行った自動車については、本文中「車両総重量2 t未満の自動車」を「車両総重量2 t未満の被牽引自動車」に読み替えて適用する。(保安基準第14条関係)

4 - 21 - 5 - 2 性能要件

4 - 21 - 6 - 2に同じ。

4 - 17 緩衝装置

4 - 17 - 1 装備要件

自動車には、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものとして強度、緩衝性能等に関し、4 - 17 - 2の基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、車両総重量2 t未満の被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の自動車で、保安基準第52条第3項の自動車以外のものにあつては、これを省略することができる。(保安基準第14条関係)

4 - 17 - 2 性能要件(視認等による審査)

4 - 17 - 1のばねその他の緩衝装置は、強度、緩衝性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるばねその他の緩衝装置は、この基準に適合しないものとする。(細目告示第17条第1項及び第2項関係、細目告示第95条第1項及び第2項関係)

～ (略)

4 - 21 - 6 従前規定の適用

昭和 58 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 11 条第 1 項第 2 号関係)

4 - 21 - 6 - 1 装備要件

自動車には、4 - 21 - 6 - 2 の基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、車両総重量 2 t 未満の自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車で、4 - 101 - 1 (4)の自動車以外のものにあつては、これを省略することができる。なお、緩衝装置に係る改造を行った自動車については、本文中「車両総重量 2 t 未満の自動車」を「車両総重量 2 t 未満の被牽引自動車」に読み替えて適用する。

(保安基準第 14 条関係)

4 - 21 - 6 - 2 性能要件

次に掲げるばねその他の緩衝装置は、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 17 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 95 条第 1 項及び第 2 項関係)

ばねに損傷があり、リーフに著しいずれがあり、又は左右のばねのたわみに著しい不同があるもの

センター・ボルト、Uボルト、クリップ・ボルト及びナット又はクリップ・バンドに損傷若しくは脱落又は緩みがあるもの

ブラケット又はスライディング・シートに損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの
シャックル又はシャックル・ピンに著しい摩耗があるもの

サスペンション・アーム等のアーム類、トルク・ロッド等のロッド類又はスタビライザ等に損傷があり、又は取付部に著しいがたがあるもの

サスペンション・アーム等のアーム類等のダスト・ブーツに損傷があるもの

空気ばねのペローズ等に損傷若しくは空気漏れがあり、又は左右の空気ばねの高さに著しい不同があるもの

ばねの端部がブラケットから離脱しているもの又は離脱するおそれがあるもの

ストラットに損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの

ショック・アブソーバに著しい液漏れ、ガス漏れ若しくは損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの

ショック・アブソーバが取り外されているもの

オレオ装置に著しい液漏れがあるもの

フォーク・ロッカーアームの取付部に著しいがた又は緩みがあるもの

ばね又はスタビライザ等に溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行うことによりその機能を損なった部品を使用しているもの

改造を行ったことにより次のいずれかに該当するもの

ア 切断等によりばねの一部又は全部を除去したもの

イ ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有するもの

ウ ばねの取付方法がその機能を損なうおそれのあるもの

4 - 22 燃料装置

4 - 22 - 1 性能要件

4 - 22 - 1 - 1 視認等による審査

(略)

4 - 22 - 1 - 2 書面等による審査

(略)

4 - 22 - 2 欠番

4 - 22 - 3 欠番

4 - 22 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 22 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 12 条第 2 項関係)
- (2) 昭和 62 年 8 月 31 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって輸入された自動車以外の自動車)にあつては、昭和 62 年 2 月 28 日、輸入された自動車にあつては昭和 63 年 3 月 31 日)以前に製作された自動車については、4 - 22 - 6 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 12 条第 1 項関係)

4 - 22 - 5 従前規定の適用

昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 2 項関係)

4 - 22 - 5 - 1 性能要件

- (1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合しなければならない。
 - 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。この場合において、液体を燃料とする燃料装置であつて次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。
 - ア 配管(配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。)が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれのあるもの。
 - イ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがあるもの。
 - 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、自動車の動揺により燃料が漏れない構造であること。
 - 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から 300mm 以上離れていること。
 - 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、露出した電気端子及び電気開閉器から 200mm 以上離れていること。
 - 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、座席又は立席のある車室(隔壁により仕切られた運転者室を除く。)の内部に開口していないこと。
- (2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

4 - 22 - 6 従前規定の適用

昭和 62 年 8 月 31 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であつて輸入され

4 - 18 燃料装置

4 - 18 - 1 性能要件

4 - 18 - 1 - 1 視認等による審査

(略)

4 - 18 - 1 - 2 書面等による審査

た自動車以外の自動車にあっては、昭和 62 年 2 月 28 日、輸入された自動車にあっては昭和 63 年 3 月 31 日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 1 項関係)

4 - 22 - 6 - 1 性能要件

(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合しなければならない。

燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。この場合において、液体を燃料とする燃料装置であって次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

ア 配管(配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。)が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれのあるもの。

イ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがあるもの。

専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突等を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造であること。

燃料タンクの注入口及びガス抜口は、自動車の動揺により燃料が漏れない構造であること。

燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から 300mm 以上離れていること。

燃料タンクの注入口及びガス抜口は、露出した電気端子及び電気開閉器から 200mm 以上離れていること。

燃料タンクの注入口及びガス抜口は、座席又は立席のある車室(隔壁により仕切られた運転者室を除く。)の内部に開口していないこと。

(2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、

(1) の基準に適合するものとする。

(3) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、

(1) の基準に適合するものとする。

4 - 23 発生炉ガスの燃料装置

4 - 23 - 1 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 19 発生炉ガスの燃料装置

4 - 19 - 1 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 24 高圧ガスの燃料装置

4 - 24 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1) (略)
- (2) 液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び4 - 22 - 1 - 1 から までに掲げる基準に適合するものでなければならない。この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。（保安基準第 17 条第 2 項関係、細目告示第 20 条第 2 項関係、細目告示第 98 条第 2 項関係）

4 - 24 - 2 欠番

4 - 24 - 3 欠番

4 - 24 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 24 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条関係）

4 - 24 - 5 従前規定の適用

昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条関係）

4 - 24 - 5 - 2 性能要件

- (1) 高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 98 条第 1 項、第 176 条第 1 項関係）
- ガス容器は、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するものであること。この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことのない高圧ガス容器

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 45 条の容器検査又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされているかどうかを確認すること。この場合において、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第 2 条第 10 号の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。以下同じ。）にあっては、同法第 46 条により標章の掲示が燃料充填口近傍になされているので、これにより確認してもよい。

（参考）

〔ア後段において確認すべき標章〕

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 9 年 3 月）様式第 3

4 - 20 高圧ガスの燃料装置

4 - 20 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1) (略)
- (2) 液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び4 - 18 - 1 - 1 から までに掲げる基準に適合するものでなければならない。この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。（保安基準第 17 条第 2 項関係、細目告示第 20 条第 2 項関係、細目告示第 98 条第 2 項関係）

車載容器総括証票			
搭載容器本数			
充てん可能期限	年	月	日
検査有効期限	年	月	日
最高充てん圧力			
車台番号			

イ 容器再検査を受けたことのある高圧ガス容器

同法第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされているかどうかを確認すること。この場合において、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、同条による有効な標章の掲示が燃料充填口近傍になされているかどうかを確認すること。

(参考)

〔イ後段において確認すべき標章〕

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示(平成 9 年 3 月)

様式第 4

容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再検査日	年 月 日	

液化石油ガス(プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。)のガス容器は、車体外に取り付けるものを除き取り外してガスの充填を行なうものでないこと。

ガス容器は、車体外に取り付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取り付けられていること。この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。ただし、次

の工のいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。

ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車

(ア) 炭酸ガスによる方法

コンテナケースの換気孔の一つにノズル径4mmφ(又は6mmφ)の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に9.8kPaの圧縮炭酸ガスを30秒間送込み、そのままの状態にコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で審査する。

(イ) 発煙剤による方法

コンテナケースの換気孔の一つにノズル径4mmφ(又は6mmφ)の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した9.8kPaの圧縮空気を30秒間送込み、そのままの状態にコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により審査する。

イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車

(ア) 炭酸ガスによる方法

ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径4mmφ(又は6mmφ)の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に490kPa(ノズル径が6mmφの場合は、294kPa)の圧縮炭酸ガスを30秒間送込み、そのままの状態に車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で審査する。

(イ) 発煙剤による方法

ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径4mmφ(又は6mmφ)の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した490kPa(ノズル径が6mmφの場合は294kPa)の圧縮空気を30秒間送込み、そのままの状態に車室への煙の漏れの有無を目視により審査する。

ウ 気密審査結果の判定

(ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器による検知管のガス濃度が0.05%を超えるもの

(イ) 発煙剤による方法で、車室に煙が漏洩しているもの

エ 気密審査の省略

(ア) ガス容器バルブ、安全弁等がガス容器取付施工時と同じコンテナケースに確実に格納されており、当該コンテナケースに気密機能を損なうおそれのある損傷のないもの(燃料の種類を液化石油ガス又は圧縮天然ガスに変更した自動車に備えるものを除く。)

(イ) その他の方法により確実に気密機能を有していることが認められるもの。

ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取り付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、溶解アセチレン・ガス容器にあつては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないように取り付けられていること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

ア ガス容器の取付部及び導管の取付部に緩み又は損傷があるもの

イ 導管（導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。）であって、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの

排気管、消音器等によって著しく熱の影響を受けるおそれのあるガス容器及び導管には、適当な防熱装置が施されていること。この場合において、直射日光をうけるものには、おおいその他の適当な日よけを設けること。

導管は、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管若しくは銅管（アセチレン・ガスを含有する高圧ガスに係るものにあつては、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管）であること。ただし、低圧部に用いるもの及び液化石油ガスに係るものにあつては、耐油性ゴム管を使用することができる。

両端が固定された導管（耐油性ゴム管を除く。）は、中間の適当な部分が湾曲しているものであり、かつ、1 m以内の長さごとに支持されていること。

アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを使用するものにあつては、燃料装置中のガスと接触する部分に銅製品を使用していないこと。

高圧部の配管（ガス容器から最初の減圧弁までの配管をいう。以下 において同じ。）は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えること。この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のアからウまでに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果工に掲げる基準に適合する液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車の高圧部の配管は、この基準に適合するものとする。

ア 検知液による方法

ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液（石けん水等）を塗布し、発泡によりガス漏れを審査する。

イ ガス測定器による方法

ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部にガス測定器の検出部を当てガス漏れを審査する。

ウ 圧力計による方法

配管に圧力計を設置し、配管内に液化石油ガス又は圧縮天然ガスの常用圧力の不燃性ガスを1分間封入し、配管に設置した圧力計により圧力の低下状況を審査する。

エ アからウにより気密審査を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。

主止弁を運転者の操作しやすい箇所に、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。液化石油ガス以外の高圧ガスを燃料とする燃料装置には、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を備えること。

圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置には、低圧側の圧力の著しい上昇を有効に防止することができる安全装置を備えること。ただし、最終の減圧弁の低圧側が大気に開放されているものにあつては、この限りでない。

安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取り付けられたものであること。

アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを燃料とする燃料装置には、逆火防止装置を最終の減圧弁と原動機の吸入管との間に備えること。

(2) 液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、

構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び4-22-1-1 から までに掲げる基準に適合するものでなければならない。この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。(細目告示第98条第2項、第176条第2項関係)

4-25 電気装置

4-25-1 性能要件(視認等による審査)

(略)

4-25-2 欠番

4-25-3 欠番

4-25-4 適用関係の整理

(1) 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、4-25-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第14条関係)

4-25-5 従前規定の適用

昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条関係)

4-25-5-1 性能要件(視認等による審査)

自動車の電気装置は、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2、細目告示第99条関係、細目告示第99条関係)

車室内及び液化石油ガスのガス容器が取り付けられているトランク等の仕切られた部分の内部(以下「車室内等」という。)の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

車室内等の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようになっていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている(蓄電池端子の部分(蓄電池箱の上側)が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。)ものとする。

4-21 電気装置

4-21-1 性能要件(視認等による審査)

(略)

4 - 26 車枠及び車体

4 - 26 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)から(8) (略)

4 - 26 - 2 欠番

4 - 26 - 3 欠番

4 - 26 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和 34 年 9 月 15 日以前に製作された自動車（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。）については、4 - 26 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 1 号関係）
- (2) 昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く。）については、4 - 26 - 6（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 2 号関係）
- (3) 平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 26 - 7（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 1 項第 1 号関係）

4 - 26 - 5 従前規定の適用

昭和 34 年 9 月 15 日以前に製作された自動車（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。）については、次の基準に適合するものであればよ

4 - 22 車枠及び車体

4 - 22 - 1 性能要件

4 - 22 - 1 - 1 視認等による審査

(1)から(8) (略)

(9) 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。（保安基準第 18 条第 4 項、細目告示第 22 条第 10 項、細目告示第 100 条第 12 項）

(10) 専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員 11 人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。（保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 22 条第 11 項関係、細目告示第 100 条第 13 項関係）

形状は、1 辺の長さが 50cm 以上の正立正三角形とし、縁及び縁線の太さは 12mm 程度とする。ただし、車体の構造により当該寸法を確保することができない自動車（前面ガラス、前照灯、信号灯火類、冷却装置の空気取り入れ口等自動車の機能部品又は自動車登録番号標により規定寸法が確保できない自動車をいう。）にあつては、1 辺の長さを 30cm 以上とすることができる。

色彩は、縁線、文字及び記号を黒色とし、縁及び地を黄色とする。

文字は、「スクールバス」、「幼稚園バス」等適宜の文字とする。

様式の例

(略)

(11) 車両総重量が 20 t を超える自動車（被牽引自動車を除く。）の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。ただし、保安基準第 55 条の規定により同令第 4 条の規定の適用を受けない車両にあつては、この限りではない。（平成 5 年運輸省令第 38 号附則第 2 項関係）

い。(適用関係告示第15条第2項第1号関係)

4 - 26 - 5 - 1 性能要件

- (1) 車枠及び車体は、次の基準に適合するものでなければならない。
 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。この場合において著しく損傷した車枠及び車体は、「堅ろう」とされないものとする。
 車体は、車枠に確実に取り付けられ、振動、衝撃等によりゆみを生じないようになっていること。
- (2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。
- (3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)であって、次の規定に適合するもの

ア エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。ただし、バンパの下端より下方にある部分であって、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分(鉛直線と母線のなす角度が30°である円錐を静的に接触させながら移動させた場合の接触点の軌跡(以下「フロアライン」という。)より下方の部分を除く。)の角部が半径5mm以上であるもの又は角部の硬さが60ショア(A)以下の場合にあっては、この限りでない。

イ エア・スポイラ(バンパの下端より下方にある部分及び地上1.8mを超える部分を除く。)は、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分に半径2.5mm未満の角部を有さないものであること。ただし、角部の硬さが60ショア(A)以下のとき、又は角部の高さが5mm未満の場合若しくは角部の間隔(直径100mmの球体を2つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。)が40mm以下の場合であって角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。

角部の高さ(h)	角部の形状	角部の間隔()	角部の形状
h < 5mm	角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がないこと。	25 < 40mm	角部の半径が1.0mm以上であること。
		25	角部の半径が0.5mm以上であること。

ウ エア・スポイラは、その付近における車体の最外側(バンパの上端より下方にある部分にあっては、当該自動車の最外側)とならないものであること。

エ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部(以下「ウイング」という。)を有していないものであること。ただし、ウイング側端の部分と車体のすき間が20mmを超えない等ウイング側端の部分と車体とのすき間が極めて小さい場合、ウイング側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にある場合又はウイング側端が当該

自動車の最外側から165mm以上内側にないウイングの部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合にあっては、この限りでない。この場合において、ウイング側端付近に、車両中心線に平行な後向き方向に245N以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から165mm以上内側にないウイングの部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「ウイング側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にないウイングの部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。

(例) 角度の高さ及び間隔の例

図(略)

次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3)の規定にかかわらず、(2)の基準に適合するものとする。

ア 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ

イ 法第75条の2第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ

乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下(4)において同じ。)であって、車体の外形その他自動車の形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた外装と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

回転部分が突出する改造を行った自動車については、4-26-1(3)及びの基準を適用する。

(4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。

パンパの端部であって、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの

乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車(いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等)の後部に備えるパンパ(その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。)であって、次に該当しないもの

ア 車体の凹部に組み込まれているもの

イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びパンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの

地上1.8m以下に備えられているアンテナの取付部であって、その付近の車体の最外側から突出しているもの

後写鏡の取付金具に鋭利な突起を有しているもの

スピナー、ウイングナット等、車輪に取り付けるプロペラ状の装飾品を有するものレバー式のドア・ハンドルで先端が自動車の進行方向を向いているもの(先端が内側へ曲げてあるもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。)

貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、クレーンブームの車両前方への突出量及びクレーンブームの前端の取付高さが次に該当するもの

ア 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの

イ クレーン部を除く自動車の最前端からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの

ウ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの

(参考図)(略)

二輪自動車に備えられているフェアリングであって鋭利な突起を有するもの

(5) 最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行った自動車については、4-26-6-1(5)から(7)の基準を適用する。

4-26-6 従前規定の適用

昭和49年6月30日以前に製作された自動車(回転部分が突出する改造を行ったものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第2項第2号関係)

4-26-6-1 性能要件

(1) 車枠及び車体は、次の基準に適合するものでなければならない。

車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。この場合において著しく損傷した車枠及び車体は、「堅ろう」とされないものとする。

車体は、車枠に確実に取り付けられ、振動、衝撃等によりゆみを生じないようにしていること。

(2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。

(3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラに備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)であって、次の規定に適合するもの

ア エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。ただし、バンパの下端より下方にある部分であって、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分(鉛直線と母線のなす角度が30°である円錐を静的に接触させながら移動させた場合の接触点の軌跡(以下「フロアライン」という。)より下方の部分を除く。)の角部が半径5mm以上であるもの又は角部の硬さが60シヨア(A)以下の場合にあっては、この限りでない。

イ エア・スポイラ（バンパの下端より下方にある部分及び地上1.8mを超える部分を除く。）は、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分に半径2.5mm未満の角部を有さないものであること。ただし、角部の硬さが60シヨア（A）以下のとき、又は角部の高さが5mm未満の場合若しくは角部の間隔（直径100mmの球体を2つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。）が40mm以下の場合であって角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。

角部の高さ (h)	角部の形状	角部の間隔()	角部の形状
h < 5mm	角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がないこと。	25 < 40mm	角部の半径が1.0mm以上であること。
		25	角部の半径が0.5mm以上であること。

ウ エア・スポイラは、その付近における車体の最外側（バンパの上端より下方にある部分にあつては、当該自動車の最外側）とならないものであること。

エ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部（以下「ウイング」という。）を有していないものであること。ただし、ウイング側端の部分と車体のすき間が20mmを超えない等ウイング側端の部分と車体とのすき間が極めて小さい場合、ウイング側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にある場合又はウイング側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にないウイングの部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合にあつては、この限りでない。この場合において、ウイング側端付近に、車両中心線に平行な後向き方向に245N以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から165mm以上内側にないウイングの部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「ウイング側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にないウイングの部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。

（例）角度の高さ及び間隔の例

図（略）

次に掲げるエア・スポイラであつて損傷のないものは、(3)の規定にかかわらず、(2)の基準に適合するものとする。

ア 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ

イ 法第75条の2第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ

乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動

車を除く。以下(4)において同じ。)であって、車体の外形その他自動車の形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた外装と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

回転部分が突出する改造を行った自動車については、4-26-1(3)及びの基準を適用する。

- (4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。

バンパの端部であって、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの

乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車(いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等)の後部に備えるバンパ(その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。)であって、次に該当しないもの

ア 車体の凹部に組み込まれているもの

イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの

地上1.8m以下に備えられているアンテナの取付部であって、その付近の車体の最外側から突出しているもの

後写鏡の取付金具に鋭利な突起を有しているもの

スピナー、ウイングナット等、車輪に取り付けるプロペラ状の装飾品を有するもの
レバー式のドア・ハンドルで先端が自動車の進行方向を向いているもの(先端が内側へ曲げてあるもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。)

貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、クレーンブームの車両前方への突出量及びクレーンブームの前端の取付高さが次に該当するもの

ア 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの

イ クレーン部を除く自動車の最前端からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの

ウ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの

(参考図)(略)

二輪自動車に備えられているフェアリングであって鋭利な突起を有するもの

- (5) 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては、20分の11)以下であること。ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。

- (6) 次の各号に掲げるものは、(5)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造」とされるものとする。

物品を積載する装置を有しないもの
物品を積載する装置が次に該当するもの
ア タンク又はこれに類するもの
イ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
後面の煽が折りたたみ式でないものであって、その高さが荷台床面から 155 cm 以上のもの
バン型自動車等であって、後面の積御口の全体に観音開き式又は片開き式又はシャッター式の扉を備えているもの

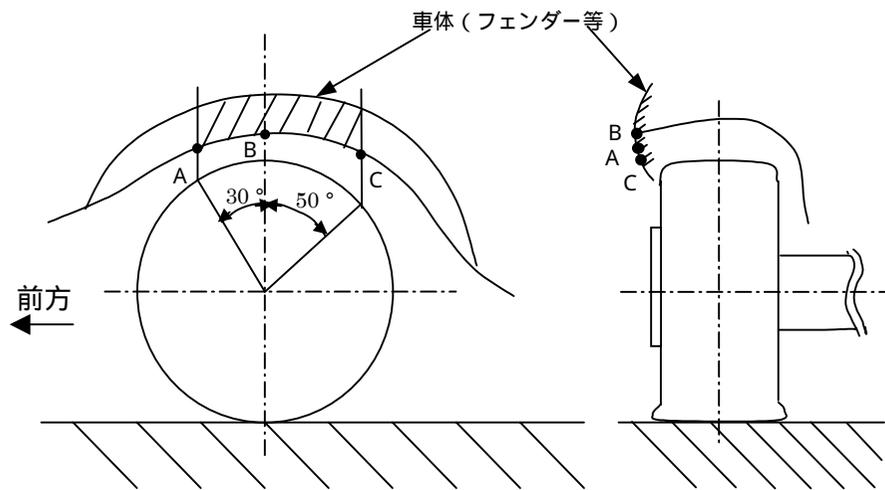
- (7) (5)の「最後の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキューバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとする。また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態において、それぞれ計測するものとする。

4 - 26 - 7 従前規定の適用

平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 1 項第 1 号関係)

4 - 26 - 7 - 1 性能要件

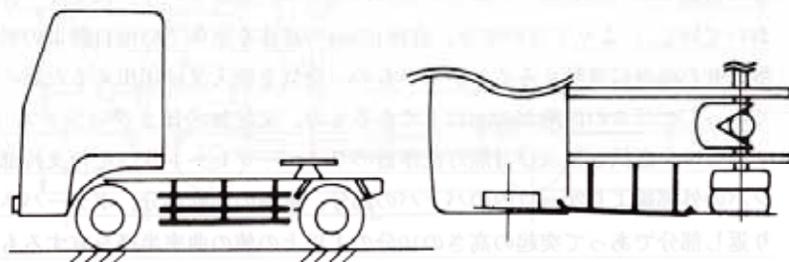
- (1) 車枠及び車体は、次の基準に適合するものでなければならない。
車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。この場合において著しく損傷した車枠及び車体は、「堅ろう」とされないものとする。
車体は、車枠に確実に取り付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じないようにしていること。
- (2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。
- (3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。
自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる部分の車体(フェンダー等)が、当該 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)より突出しているもの。
(参考図)



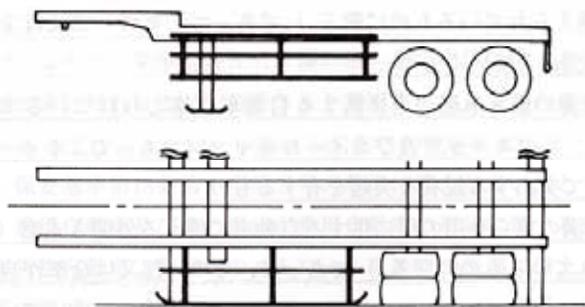
貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であって、4 - 29の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線（前車輪を有しない被けん引自動車にあっては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と鉛直面との交点を通り車両中心線に平行な直線）より外側に取り付けられているもの。

(参考図)

例1



例2



専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラに備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)であって、次の規定に適合するもの

ア エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。ただし、バンパの下端より下方にある部分であって、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分(鉛直線と母線のなす角度が 30° である円錐を静的に接触させながら移動させた場合の接触点の軌跡(以下「フロアライン」という。)より下方の部分を除く。)の角部が半径5mm以上であるもの又は角部の硬さが60ショア(A)以下の場合にあっては、この限りでない。

イ エア・スポイラ(バンパの下端より下方にある部分及び地上1.8mを超える部分を除く。)は、直径100mmの球体が静的に接触することのできる部分に半径2.5mm未満

の角部を有さないものであること。ただし、角部の硬さが60シヨア(A)以下のとき、又は角部の高さが5mm未満の場合若しくは角部の間隔(直径100mmの球体を2つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。)が40mm以下の場合であって角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。

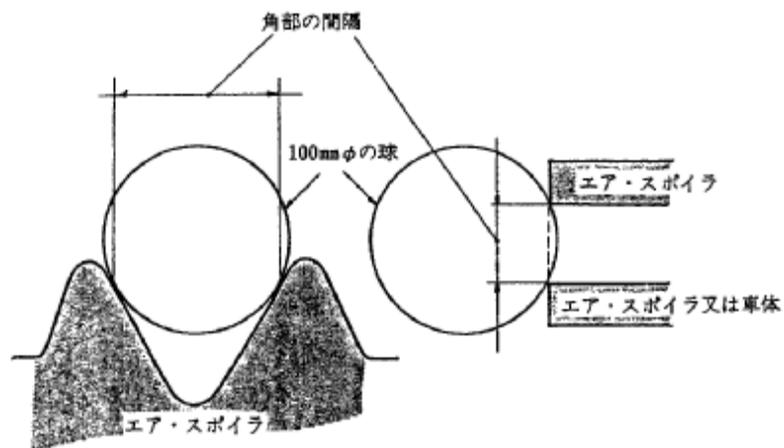
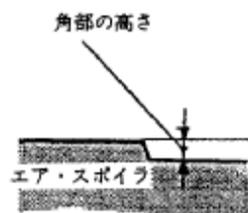
角部の高さ(h)	角部の形状	角部の間隔()	角部の形状
h < 5mm	角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がないこと。	25 < 40mm	角部の半径が1.0mm以上であること。
		25	角部の半径が0.5mm以上であること。

ウ エア・スポイラは、その付近における車体の最外側(バンパの上端より下方にある部分にあつては、当該自動車の最外側)とならないものであること。

エ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部(以下「ウイング」という。)を有していないものであること。ただし、ウイング側端の部分と車体のすき間が20mmを超えない等ウイング側端の部分と車体とのすき間が極めて小さい場合、ウイング側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にある場合又はウイング側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にないウイングの部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合にあつては、この限りでない。この場合において、ウイング側端付近に、車両中心線に平行な後向き方向に245N以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から165mm以上内側にないウイングの部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「ウイング側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にないウイングの部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。

(例) 角度の高さ及び間隔の例



次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3)の規定にかかわらず、(3)の基準に適合するものとする。

ア 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ

イ 法第75条の2第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ

乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下(4)において同じ。)であって、車体の外形その他自動車の形状

が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた外装と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

(4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。

パンパの端部であって、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの

乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車(いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等)の後部に備えるパンパ(その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。)であって、次に該当しないもの

ア 車体の凹部に組み込まれているもの

イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びパンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの

地上1.8m以下に備えられているアンテナの取付部であって、その付近の車体の最外側から突出しているもの

後写鏡の取付金具に鋭利な突起を有しているもの

スピナー、ウイングナット等、車輪に取り付けるプロペラ状の装飾品を有するもの
レバー式のドア・ハンドルで先端が自動車の進行方向を向いているもの(先端が内側へ曲げてあるもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。)

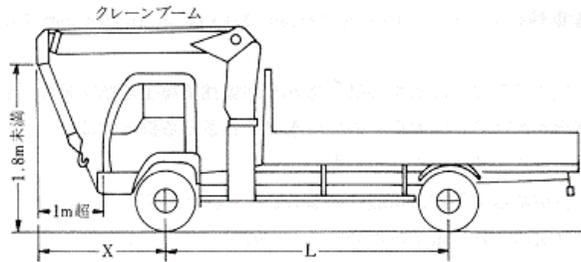
貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、クレーンブームの車両前方への突出量及びクレーンブームの前端の取付高さが次に該当するもの

ア 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの

イ クレーン部を除く自動車の最前端からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの

ウ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの

(参考図)



$$X > \frac{2}{3}L$$

二輪自動車に備えられているフェアリングであって鋭利な突起を有するもの

- (5) 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、最遠軸距の2分の1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあつては、20分の11）以下であること。ただし、大型特殊自動車であつて、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のもの及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。
- (6) 次に掲げるものは、(5)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造」とされるものとする。

物品を積載する装置を有しないもの

物品を積載する装置が次に該当するもの

ア タンク又はこれに類するもの

イ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの

後面の煽が折りたたみ式でないものであつて、その高さが荷台床面から155cm以上のもの

バン型自動車等であつて、後面の積御口の全体に観音開き式又は片開き式又はシャッター式の扉を備えているもの

- (7) (5)の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとする。また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態において、それぞれ計測するものとする。

4 - 27 衝突時の車枠及び車体の保護性能

4 - 27 - 1 性能要件（書面等による審査）

[前面衝突時の乗員保護性能]

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

4 - 22 - 1 - 2 書面等による審査

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

[オフセット衝突時の乗員保護性能]

(4)から(6) 欠番

[側面衝突時の乗員保護性能]

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

[歩行者保護性能]

(10)から(12) 欠番

4 - 27 - 2 欠番

4 - 27 - 3 欠番

4 - 27 - 4 適用関係の整理

(1) 次に掲げる自動車については、4 - 27 - 5 (従前規定の適用) を適用する。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 3 号から第 5 号関係)

平成 7 年 12 月 31 日(輸入された自動車にあっては平成 11 年 3 月 31 日)以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成 6 年 4 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

平成 11 年 6 月 30 日以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)であって次に掲げるもの

ア 専ら乗用の用に供する普通自動車及び小型自動車(原動機の相当部分が運転者席又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有する自動車に限る。)

イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であって車両総重量 2.8 t 以下の自動車

平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成 10 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)であって次に掲げるもの

ア 専ら乗用の用に供する軽自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有する自動車に限る。)

イ 貨物の運送の用に供する軽自動車であって車両総重量 2.8 t 以下の自動車

(2) 平成 12 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては平成 15 年 9 月 30 日)以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成 10 年 10 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)については、4 - 27 - 6 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 6 号関係)

(3) 平成 15 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 27 - 7 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 3 項第 1 号関係)

(4) 平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 27 - 8 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 1 項第 2 号、第 3 号関係)

4 - 27 - 5 従前規定の適用

からに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第2項第3号から第5号関係)

平成7年12月31日(輸入された自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

平成11年6月30日以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)であって次に掲げるもの

ア 専ら乗用の用に供する普通自動車及び小型自動車(原動機の相当部分が運転者席又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものに限る。)

イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であって車両総重量2.8t以下の自動車

平成12年6月30日以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)であって次に掲げるもの

ア 専ら乗用の用に供する軽自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものに限る。)

イ 貨物の運送の用に供する軽自動車であって車両総重量2.8t以下の自動車

4-27-5-1 性能要件

なし。

4-27-6 従前規定の適用

平成12年8月31日(輸入された自動車にあっては平成15年9月30日)以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成10年10月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第2項6号関係)

4-27-6-1 性能要件

(1) 自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のものの形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量2.8tを超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量2.8tを超えるものの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度20km/h毎時未滿の自動車並びに被牽引自動車を除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

(2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証

する書面の提示があるもの

- (3) 2 - 14 - 1 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。

次に掲げるすべての事項に該当するもの

ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの

図（略）

イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの
協定規則第 94 号への適合性を証する書面の提示があるもの

4 - 27 - 7 従前規定の適用

平成 15 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 3 項 1 号関係）

4 - 27 - 7 - 1 性能要件

- (1) 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のものの形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.8 t を超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.8 t を超えるものの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

- (2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

運転者席より前方の部分指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であつて、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提示があるもの

- (3) 2 - 14 - 1 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次の各号に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

次に掲げるすべての事項に該当するもの

ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの

図（略）

イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの
協定規則第94号への適合性を証する書面の提示があるもの

- (4) (1)の規定が適用される自動車(座席の地上面から高さが700mmを超える自動車を除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転

者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

(5) 次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。

運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するものであって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提示があるもの

(6) 2-14-1のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(4)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。

次に掲げるすべての事項に該当するもの

ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最側端（座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁の端部）からその位置における車両最外側までの水平距離が130mm以上であるもの

図（略）

イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの
米国連邦自動車安全基準第214号（Federal Register vol.55 45722 October 30,1990）への適合性を証する書面の提示があるもの

4-27-8 従前規定の適用

平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第1項第2号、第3号関係）

4-27-8-1 性能要件

(1) 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のものの形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量2.8tを超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量2.8tを超えるものの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

(2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証す

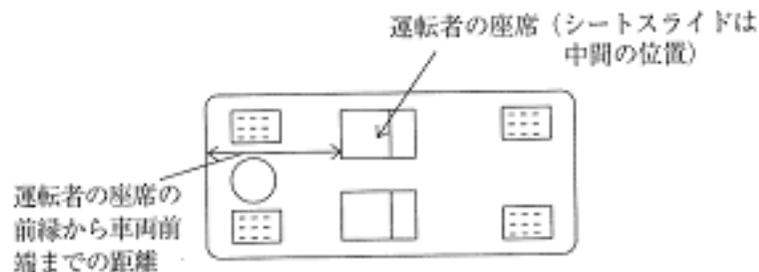
る書面の提示があるもの

- (3) 2 - 14 - 1 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる装置は、(1)の基準に関わらず、次に掲げるものであればよい。

次に掲げるすべての事項に該当するもの

ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの

（図）



イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの協定規則第94号への適合性を証する書面の提示があるもの

- (4) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものの形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるものの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

- (5) 次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。

運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車

体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するものであって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

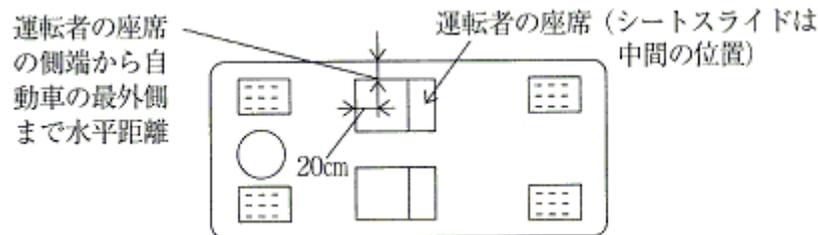
細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提示があるもの

- (6) 2-14-1のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる装置は、(4)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。

次に掲げるすべての事項に該当するもの

ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最側端（座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の端部）からその位置における車両最外側までの水平距離が130mm以上であるもの

（図）



イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの
米国連邦自動車安全基準第214号(Federal Register vol.55 45722 October 30, 1990)への適合性を証する書面の提示があるもの

4-28 車体表示

4-28-1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。（保安基準第18条第4項、細目告示第22条第10項、細目告示第100条第12項）
- (2) 専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車

である旨の表示をしなければならない。(保安基準第18条第5項関係、細目告示第22条第11項関係、細目告示第100条第13項関係)

形状は、1辺の長さが50cm以上の正立正三角形とし、縁及び縁線の太さは12mm程度とする。ただし、車体の構造により当該寸法を確保することができない自動車(前面ガラス、前照灯、信号灯火類、冷却装置の空気取り入れ口等自動車の機能部品又は自動車登録番号標により規定寸法が確保できない自動車をいう。)にあつては、1辺の長さを30cm以上とすることができる。

色彩は、縁線、文字及び記号を黒色とし、縁及び地を黄色とする。

文字は、「スクールバス」等適宜の文字とする。

様式の例



(3) 車両総重量が20tを超える自動車(被牽引自動車を除く。)の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。ただし、保安基準第55条の規定により同令第4条の規定の適用を受けない車両にあつては、この限りではない。(平成5年運輸省令第38号附則第2項関係)

図



備考

- (1) 色彩は、縁線及び文字を黒色とし、縁及び地を白色とする。
- (2) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

4 - 28 - 2 欠番

4 - 28 - 3 欠番

4 - 28 - 4 適用関係の整理

平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 28 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 1 項第 4 号及び第 5 号関係）

4 - 28 - 5 従前規定の適用

平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 1 項第 4 号及び第 5 号関係）

4 - 28 - 5 - 1 性能要件

- (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。
- (2) 専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員 11 人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に掲げる様式の例により、これらの者を運送する目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。

形状は、1 辺の長さが 50cm 以上の正立正三角形とし、縁及び縁線の太さは 12mm 程度とする。ただし、車体の構造により当該寸法を確保することができない自動車（前面ガラス、前照灯、信号灯火類、冷却装置の空気取り入れ口等自動車の機能部品又は自動車登録番号標により規定寸法が確保できないものをいう。）にあつては、1 辺の長さを 30cm 以上とすることができる。

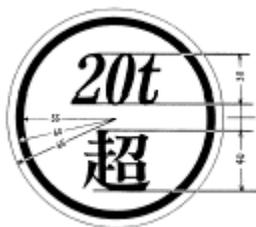
色彩は、縁線、文字及び記号を黒色とし、縁及び地を黄色とする。

文字は、「スクールバス」、「幼稚園バス」等適宜の文字とする。

様式の例



(3) 車両総重量が20tを超える自動車(被けん引自動車を除く。)の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。ただし、保安基準第55条の規定により同令第4条の規定の適用を受けない車両にあっては、この限りではない。(平成5年運輸省令第38号附則第2項関係)



備考

- (1) 色彩は、線画及び文字を黒色とし、線及び地を白色とする。
- (2) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

4 - 29 巻込防止装置
4 - 29 - 1 装備要件

4 - 23 巻込防止装置
4 - 23 - 1 装備要件

貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が8 t以上の普通自動車(乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)の両側面には、堅ろうであり、かつ、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止するものとして強度、形状等に関し4-29-2の基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。ただし、自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条の2第1項関係、細目告示第23条第3項関係、細目告示第101条第3項関係)

4-29-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 4-29-1の巻込防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条の2第1項関係、細目告示第23条第1項関係、細目告示第101条第1項関係)

(略)

(2) (略)

4-29-3 取付要件(視認等による審査)

(略)

4-29-4 適用関係の整理

(1) 昭和43年7月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上のものを除く。)については、4-29-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第16条第3項関係)

(2) 昭和48年11月30日以前に製作された貨物の運送の用に供する車両総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上の自動車及びこれらに該当する被けん引車をけん引するけん引自動車については、4-29-6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第16条第2項関係)

(3) 昭和55年10月31日以前に製作された自動車については、4-29-7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第16条第1項関係)

4-29-5 従前規定の適用

昭和43年7月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上のものを除く。)については、次の基準に適合する巻込防止装置を備えていればよい。(適用関係告示第16条第3項関係)

4-29-5-1 装備要件

なし。

4-29-5-2 性能要件

なし。

4-29-5-3 取付要件

なし。

4-29-6 従前規定の適用

昭和48年11月30日以前に製作された貨物の運送の用に供する車両総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上の自動車及びこれらに該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第16条第2項関係)

4-29-6-1 装備要件

貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が8 t以上の普通自動車(乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)の両側面には、堅ろうであり、かつ、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止するものとして強度、形状等に関し4-23-2の基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。ただし、自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条の2第1項関係、細目告示第23条第3項関係、細目告示第101条第3項関係)

4-23-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 4-23-1の巻込防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条の2第1項関係、細目告示第23条第1項関係、細目告示第101条第1項関係)

(略)

(2) (略)

4-23-3 取付要件(視認等による審査)

(略)

貨物の運送の用に供する車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の自動車及びこれらに該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車については、4-29-6-2及び4-29-6-3の基準に適合するものでなければならない。

4-29-6-2 性能要件

自動車の両側面は、歩行者が当該自動車の後輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造でなければならない。

4-29-6-3 取付要件

なし。

4-29-7 従前規定の適用

昭和55年10月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する巻込防止装置を備えていればよい。(適用関係告示第16条第1項関係)

4-29-7-1 装備要件

貨物の運送の用に供する普通自動車(4-29-6の自動車を除く。)及び車両総重量が8t以上の普通自動車(乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車及び4-29-6の自動車を除く。)の両側面には、4-29-7-2及び4-29-7-3の基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。ただし、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造の自動車にあっては、この限りでない。

4-29-7-2 性能要件

巻込防止装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 巻込防止装置は、堅ろうで、かつ、歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造であること。この場合において、腐食等により取付けが確実にないものは、「堅ろう」とされないものとする。
- (2) 鋼管一本等の形状を有する巻込防止装置は、(1)の基準に適合するものとする。

4-29-7-3 取付要件

- (1) 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上600mm以下となるよう取り付けられていること。
- (2) 巻込防止装置は、その平面部前端と前車輪との間隔及びその平面部後端と後車輪との間隔が400mm以下となるよう取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部の前端が補助脚より前方となるよう取り付けられていること。
- (3) 巻込防止装置は、その平面部が、最外側にある前車輪及び後車輪の接地部の中心点を結ぶ直線より外側になるよう取り付けられていること。
- (4) 巻込防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

4-30 突入防止装置

4-30-1 装備要件

4-24 突入防止装置

4-24-1 装備要件

貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量3.5t以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。)及びボール・トレーラの後面には、他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、4-30-2の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する構造を有する自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第24条第2項関係、細目告示第102条第2項関係)

～ (略)

4-30-2 性能要件

4-30-2-1 視認等による審査

- (1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第24条第1項関係、細目告示第102条第1項関係)

貨物の運送の用に供する普通自動車(4-30-2-2の自動車を除く。)に備える突入防止装置は、板状その他他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であつて、その長さは、これを備える自動車の幅の60%以上であること。

4-30-2-2に規定する突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが100mm以上であること。

突入防止装置は、堅ろうで運行に十分耐えるものであり、次に掲げるものでないこと。

ア 腐食等により取付けが確実でないもの

イ アに掲げるもののほか、堅ろうでないもの

突入防止装置は、外側端部が後方に曲がっている、又は鋭利な突起を有する等歩行者等に接触した場合において、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

4-30-2-2 書面等による審査

(略)

4-30-3 取付要件(視認等による審査)

(略)

4-30-4 適用関係の整理

- (1) 昭和43年7月31日以前に製作された自動車については、4-30-5(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示17条第2項第1号関係)
- (2) 昭和48年11月30日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が8t以上若しくは最大積載量が5t以上のもの又はこれらのものに該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車を除く。)については、4-30-6(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示17条第2項第2号関係)
- (3) 平成4年5月31日以前に製作された車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の自動車については、4-30-7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示17条第4項関係)

貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量3.5t以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。)及びボール・トレーラの後面には、他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、4-24-2の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する構造を有する自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第24条第2項関係、細目告示第102条第2項関係)

～ (略)

4-24-2 性能要件

4-24-2-1 視認等による審査

- (1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第24条第1項関係、細目告示第102条第1項関係)

貨物の運送の用に供する普通自動車(4-24-2-2の自動車を除く。)に備える突入防止装置は、板状その他他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であつて、その長さは、これを備える自動車の幅の60%以上であること。

4-24-2-2に規定する突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが100mm以上であること。

突入防止装置は、堅ろうで運行に十分耐えるものであり、次に掲げるものでないこと。

ア 腐食等により取付けが確実でないもの

イ アに掲げるもののほか、堅ろうでないもの

突入防止装置は、外側端部が後方に曲がっている、又は鋭利な突起を有する等歩行者等に接触した場合において、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

4-24-2-2 書面等による審査

(略)

4-24-3 取付要件(視認等による審査)

(略)

- (4) 平成9年9月30日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上のものについては、4-30-8（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示17条第3項第1号関係）
- (5) 平成9年9月30日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上のものを除く。）については、4-30-9（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示17条第3項第1号関係）
- (6) 平成17年8月31日以前（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、かつ、高さ2.0m以下の自動車にあっては平成19年8月31日）に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が7t以上のもの（牽引自動車を除く。）については、4-30-10（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示17条第1項第2号関係）
- (7) 平成17年8月31日以前（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、かつ、高さ2.0m以下の自動車にあっては平成19年8月31日）に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が7t未満のもの（牽引自動車を除く。）については、4-30-11（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示17条第1項第1号関係）

4-30-5 従前規定の適用

昭和43年7月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第17条第2項第1号関係）

4-30-5-1 装備要件

なし。

4-30-5-2 性能要件

なし。

4-30-5-3 取付要件

なし。

4-30-6 従前規定の適用

昭和48年11月30日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が8t以上若しくは最大積載量が5t以上のもの又はこれらのものに該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第17条第2項第2号関係）

4-30-6-1 装備要件

なし。

4-30-6-2 性能要件

なし。

4-30-6-3 取付要件

なし。

4-30-7 従前規定の適用

平成4年5月31日以前に製作された車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示17条第4項及び第1項第1号関係）

4-30-7-1 装備要件

貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の自動車（牽引自動車を除く。）には、次の基準に適合する突入防止装置を備えなけれ

ばならない。ただし、4-30-7-2及び4-30-7-3に規定する突入防止装置と同程度以上に他の自動車が増突した場合に増突した自動車の車体前部が増入することを防止することができる構造の自動車にあっては、この限りでない。

4-30-7-2 性能要件

4-30-11-2に同じ。

4-30-7-3 取付要件

4-30-11-3に同じ。

4-33-8 従前規定の適用

平成9年9月30日以前に製作された車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第3項第1号及び第1項第1号関係)

4-30-8-1 装備要件

貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の自動車(牽引自動車を除く。)には、次の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、4-30-8-2及び4-30-8-3に規定する突入防止装置と同程度以上に他の自動車が増突した場合に増突した自動車の車体前部が増入することを防止することができる構造の自動車にあっては、この限りでない。

4-30-8-2 性能要件

4-30-10-2に同じ。

4-30-8-3 取付要件

4-30-10-3に同じ。

4-30-9 従前規定の適用

平成9年9月30日以前に製作された自動車(車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上のものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第3項第1号及び第1項第1号関係)

4-30-9-1 装備要件

貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の自動車及び牽引自動車を除く。)には、次の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、他の自動車が増突した場合に増突した自動車の車体前部が増入するおそれの少ない構造の自動車にあっては、この限りでない。

4-30-9-2 性能要件

4-30-11-2に同じ。

4-30-9-3 取付要件

4-30-11-3に同じ。

4-30-10 従前規定の適用

平成17年8月31日(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、かつ、高さ2.0m以下の自動車にあっては平成19年8月31日)以前に製作された車両総重量が7t以上の自動車(牽引自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第1項第1号関係)

4-30-10-1 装備要件

貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量7t以上のもの(牽引自動車を

除く。)の後面には、次の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、4 - 30 - 10 - 2 及び 4 - 30 - 10 - 3 に規定する突入防止装置と同程度以上に他の自動車と追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造の自動車にあっては、この限りでない。

4 - 30 - 10 - 2 性能要件

突入防止装置は次の基準に適合するものでなければならない。

突入防止装置は、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上であって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 200mm までの間にあること。

及び 4 - 30 - 10 - 3 に掲げるもののほか、突入防止装置は、他の自動車と追突した場合に追突した自動車の車体前部が著しく突入することを防止することができる構造であること。

指定自動車等に備えられている突入防止装置又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、4 - 30 - 10 - 2 の基準に適合する例とする。

4 - 30 - 10 - 3 取付要件

突入防止装置は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下となるように取り付けられていること。

突入防止装置は、4 - 30 - 11 - 3 及び の基準に準じたものであること。

4 - 30 - 11 従前規定の適用

平成 17 年 8 月 31 日(長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、かつ、高さ 2.0m 以下の自動車にあっては平成 19 年 8 月 31 日)以前に製作された車両総重量が 7 t 未満の自動車(牽引自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 1 項第 1 号関係)

4 - 30 - 11 - 1 装備要件

貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量 7 t 以上の自動車及び牽引自動車を除く。)には、次の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、他の自動車と追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入するおそれの少ない構造の自動車にあっては、この限りでない。

4 - 30 - 11 - 2 性能要件

突入防止装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

突入防止装置は、板状その他他の自動車と追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができる形状であって、その長さは、これを備える自動車の幅の 60% 以上であること。この場合において、腐食等により取付けが確実でないものは、「堅ろう」とされないものとする。

4 - 30 - 11 - 3 取付要件

突入防止装置は、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 700mm 以下となるように取り付けられていること。

突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。

突入防止装置は、その平面部と空車状態において地上 1500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 600mm 以下となるように取り付けられていること。

突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

4 - 31 連結装置

4 - 31 - 1 性能要件（視認等による審査）

（略）

4 - 32 乗車装置

4 - 32 - 1 性能要件

4 - 32 - 1 - 1 視認等による審査

（略）

4 - 32 - 1 - 2 書面等による審査

(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、4 - 38 に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装には、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料を使用しなければならない。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項関係、細目告示第 104 条第 2 項関係）

(2)～(5) （略）

4 - 32 - 2 欠番

4 - 32 - 3 欠番

4 - 32 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 32 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 18 条第 2 項関係）

(2) 平成 6 年 3 月 31 日（輸入された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車を除く。）にあつては平成 7 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車については、4 - 32 - 6（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 18 条第 1 項関係）

4 - 32 - 5 従前規定の適用

昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 18 条第 2 項関係）

4 - 32 - 5 - 1 性能要件

4 - 25 連結装置

4 - 25 - 1 性能要件（視認等による審査）

（略）

4 - 26 乗車装置

4 - 26 - 1 性能要件

4 - 26 - 1 - 1 視認等による審査

（略）

4 - 26 - 1 - 2 書面等による審査

(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、4 - 32 に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装には、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料を使用しなければならない。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項関係、細目告示第 104 条第 2 項関係）

(2)～(5) （略）

- (1) 自動車の乗車装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
 自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。
 ア 側面に扉、鎖、ロープ等が備えられていない自動車の助手席であって、肘かけ又は握り手を有するもの
 イ 二輪自動車の後部座席であって、握り手及び足かけを有するもの
 ウ 消防自動車の立席であって、握り棒及び滑り止めを施した踏板（奥行 30cm 以上）を有するもの
 エ バス型自動車の立席であって、つり革、握り棒又は握り手を有するもの
 リンク式ドア開閉装置にあつては、構造上乗客の足をはさむ等安全な乗車を確保できないおそれのあるものでないこと。
- (2) 運転者及び運転者助手以外の者の用に供する乗車装置を備えた自動車には、これらの者の用に供する車室（以下「客室」という。）を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに緊急自動車にあつては、この限りでない。
- (3) 自動車の運転者室及び客室は、必要な換気を得られる構造でなければならない。

4 - 32 - 6 従前規定の適用

平成 6 年 3 月 31 日（輸入された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車を除く。）にあつては平成 7 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 16 条第 1 項関係）

4 - 32 - 6 - 1 性能要件

- (1) 自動車の乗車装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
 自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。
 ア 側面に扉、鎖、ロープ等が備えられていない自動車の助手席であって、肘かけ又は握り手を有するもの
 イ 二輪自動車の後部座席であって、握り手及び足かけを有するもの
 ウ 消防自動車の立席であって、握り棒及び滑り止めを施した踏板（奥行 30cm 以上）を有するもの
 エ バス型自動車の立席であって、つり革、握り棒又は握り手を有するもの
 リンク式ドア開閉装置にあつては、構造上乗客の足をはさむ等安全な乗車を確保できないおそれのあるものでないこと。
- (2) 運転者及び運転者助手以外の者の用に供する乗車装置を備えた自動車には、客室を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに緊急自動車にあつては、この限りでない。
- (3) 自動車の運転者室及び客室は、必要な換気を得られる構造でなければならない。
- (4) 専ら乗用の用に供する自動車のインストルメントパネル（運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造で

なければならない。ただし、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 20km/h 未満の自動車にあつては、この限りでない。

- (5) 指定自動車等に備えられているインストルメントパネルと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているインストルメントパネルであつて、その衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(4)の基準に適合するものとする。

4 - 33 運転者席

4 - 33 - 1 性能要件（視認等による審査）

(略)

4 - 34 座席

4 - 34 - 1 性能要件

4 - 34 - 1 - 1 視認等による審査

(1) (略)

- (2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 4 - 36 - 1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 2 項関係、細目告示第 28 条第 2 項関係、細目告示第 106 条第 2 項関係）

(略)

(3) ~ (7) (略)

4 - 34 - 1 - 2 書面等による審査

(略)

4 - 34 - 2 欠番

4 - 34 - 3 欠番

4 - 34 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和 26 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。）については、4 - 34 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 19 条第 3 項第 1 号関係）
- (2) 昭和 26 年 6 月 30 日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車については、4 - 34 - 6（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 19 条第 3 項第 1 号関係）
- (3) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。）については、4 - 34 - 7（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 19 条第 3 項第 1 号関係）

4 - 27 運転者席

4 - 27 - 1 性能要件（視認等による審査）

(略)

4 - 28 座席

4 - 28 - 1 性能要件

4 - 28 - 1 - 1 視認等による審査

(1) (略)

- (2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 4 - 30 - 1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 2 項関係、細目告示第 28 条第 2 項関係、細目告示第 106 条第 2 項関係）

(略)

(3) ~ (7) (略)

4 - 28 - 1 - 2 書面等による審査

(略)

係告示第 19 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 2 号関係)

- (4) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車については、4 - 34 - 8 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 19 条第 3 項第 2 号及び第 3 号関係)
- (5) 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 34 - 9 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 19 条第 2 項第 2 号関係)
- (6) 平成 19 年 6 月 30 日(乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成 24 年 6 月 30 日)以前に製作された自動車については、4 - 34 - 10 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 19 条第 1 項関係)

4 - 34 - 5 従前規定の適用

昭和 26 年 6 月 30 日以前に製作された自動車(旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 3 項第 1 号関係)

4 - 34 - 5 - 1 性能要件

- (1) 自動車の運転者席の幅は、4 - 12 - 7 - 1 (1) に掲げる装置(乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。)のうち最外側のもまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 200mm までとする。

図 (略)

- (2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席及び専ら幼児の運送を目的とする自動車(以下「幼児専用車」という。)の幼児用座席を除く。)は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上(非常口付近に設けられる座席にあっては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあっては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上)でなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって 4 - 36 - 7 - 1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。

補助座席(容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられるものをいう。)

乗車定員 11 人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1 人用のもの

かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席

- (3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 20cm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁(肘かけがあるときは肘かけの内縁)の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であつて一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から 10cm 以上 30cm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 5 cm までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。

奥行は、座席の中央部の前縁から後縁(背あてがあるときは背あての前縁)までの最短水平距離とする。

3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が40cm未満のもの又は当該座席隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅40cm以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。

に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅40cm以上となる空間を有するものは、(2)に規定する「幅40cm以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

図（略）

- (4) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、幅400mm以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない。
- (5) 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下であり、かつ、前向きに設けられたものでなければならない。
- (6) 乗車定員11人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅500mm以上、有効高さ280mm以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。この場合において、「大部分の窓」は、側窓総数3分の2程度以上のものとし、「有効幅」は水平に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする。
- (7) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。

4-34-6 従前規定の適用

昭和26年6月30日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第19条第3項第1号関係）

4-34-6-1 性能要件

- (1) 自動車の運転者席の幅は、4-12-7-1(1)に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ200mmまでとする。

図（略）

- (2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び専ら幼児の運送を目的とする自動車（以下「幼児専用車」という。）の幼児用座席を除く。）は、1人につき、大きさが幅380mm以上、奥行400mm以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅380mm以上、奥行250mm以上、次に掲げる座席にあつては幅300mm以上、奥行250mm以上）でなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて4-36-7-1(1)に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。

補助座席（容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられるものをいう。）

乗車定員11人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1人用のもの

かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の

運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席

- (3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 20cm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から 10cm 以上 30cm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 5 cm までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。

奥行は、座席の中央部の前縁から後縁（背あてがあるときは背あての前縁）までの最短水平距離とする。

3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が 40cm 未満のもの又は当該座席隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 40cm 以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。

に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 40cm 以上となる空間を有するものは、(2)に規定する「幅 40cm 以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

図（略）

- (4) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、幅 400mm 以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない。

- (5) 幼児専用車の幼児用座席は、1 人につき大きさが幅 270mm 以上、奥行 230mm 以上 270mm 以下であり、床面からの高さが 250mm 以下であり、かつ、前向きに設けられたものでなければならない。

- (6) 座席には、その前方の座席、隔壁等と次に掲げる長さ以上の間げきがなければならない。ただし、前方の座席が当該座席と向かい合っているものにあつては、その 2 倍以上の長さの間げきがなければならない。この場合において、リクライニング機構を有する運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）にあつては背もたれを鉛直面から後方に 30° まで倒した状態とする。

乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の座席（幼児専用車の幼児用座席を除く。） 200mm（車輪おい等のためやむを得ないものにあつては、180mm）

幼児専用車の幼児用座席 150mm

- (7) (6)の「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局部的な突出部を除く。）までの最短水平距離とする。この場合において、スライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席にあつては、間げきが最小となるように調節した状態とする。

図（略）

- (8) 乗車定員 11 人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅 500mm 以上、有効高さ 280mm 以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。この場合

において、「大部分の窓」は、側窓総数3分の2程度以上のものとし、「有効幅」は水平に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする。

(9) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。

4 - 34 - 7 従前規定の適用

昭和35年3月31日以前に製作された自動車（旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第19条第2項第1号及び第3項第2号関係）

4 - 34 - 7 - 1 性能要件

(1) 自動車の運転者席の幅は、4 - 12 - 7 - 1 (1)に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ200mmまでとする。

図（略）

(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び専ら幼児の運送を目的とする自動車（以下「幼児専用車」という。）の幼児用座席を除く。）は、1人につき、大きさが幅380mm以上、奥行400mm以上（非常口付近に設けられる座席にあっては幅380mm以上、奥行250mm以上、次に掲げる座席にあっては幅300mm以上、奥行250mm以上）でなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって4 - 36 - 7 - 1 (1)に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものには、この限りでない。

補助座席（容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられるものをいう。）

乗車定員11人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1人用のもの

かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる1人用の座席

(3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から10cm以上30cm以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは1個の肘かけにつき5cmまでは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。

奥行は、座席の中央部の前縁から後縁（背あてがあるときは背あての前縁）までの最短水平距離とする。

3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が40cm未満のもの又は当該座席隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅40cm以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。

に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅40cm以上となる空間を有するものは、(2)に規定する「幅40cm以上の着席するために必要な

空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

図（略）

- (4) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、幅400mm以上の着席するに必要な空間を有するものでなければならない。
- (5) 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下であり、かつ、前向きに設けられたものでなければならない。
- (6) 乗車定員11人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅500mm以上、有効高さ300mm以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。この場合において、「大部分の窓」は、側窓総数3分の2程度以上のものとし、「有効幅」は水平に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする。
- (7) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。

4-34-8 従前規定の適用

昭和35年3月31日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第19条第3項第2号及び第3号関係）

4-34-8-1 性能要件

- (1) 自動車の運転者席の幅は、4-12-7-1(1)に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ200mmまでとする。

図（略）

- (2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び専ら幼児の運送を目的とする自動車（以下「幼児専用車」という。）の幼児用座席を除く。）は、1人につき、大きさが幅380mm以上、奥行400mm以上（非常口付近に設けられる座席にあっては幅380mm以上、奥行250mm以上、次に掲げる座席にあっては幅300mm以上、奥行250mm以上）でなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって4-36-7-1(1)に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。

補助座席（容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられるものをいう。）

乗車定員11人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1人用のもの

かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる1人用の座席

- (3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であつて一

体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から 10cm 以上 30cm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 5 cm までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。

奥行は、座席の中央部の前縁から後縁（背あてがあるときは背あての前縁）までの最短水平距離とする。

3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が 40cm 未満のもの又は当該座席隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 40cm 以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。

に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 40cm 以上となる空間を有するものは、(2)に規定する「幅 40cm 以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

図（略）

(4) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、幅 400mm 以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない。

(5) 幼児専用車の幼児用座席は、1 人につき大きさが幅 270mm 以上、奥行 230mm 以上 270mm 以下であり、床面からの高さが 250mm 以下であり、かつ、前向きに設けられたものでなければならない。

(6) 座席には、その前方の座席、隔壁等と次に掲げる長さ以上の間げきがなければならない。ただし、前方の座席が当該座席と向かい合っているものにあつては、その 2 倍以上の長さの間げきがなければならない。この場合において、リクライニング機構を有する運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）にあつては背もたれを鉛直面から後方に 30°まで倒した状態とする。

乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の座席（幼児専用車の幼児用座席を除く。）200mm（車輪おおい等のためやむを得ないものにあつては、180mm）

幼児専用車の幼児用座席 150mm

(7) (6)の「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局部的な突出部を除く。）までの最短水平距離とする。この場合において、スライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席にあつては、間げきが最小となるように調節した状態とする。

図（略）

(8) 乗車定員 11 人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅 500mm 以上、有効高さ 300mm 以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。この場合において、「大部分の窓」は、側窓総数 3 分の 2 程度以上のものとし、「有効幅」は水平に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする。

(9) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。

4 - 34 - 9 従前規定の適用

昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであれ

ばよい。(適用関係告示第19条第2項第2号関係)

4-34-9-1 性能要件

- (1) 自動車の運転者席の幅は、4-12-7-1(1)に掲げる装置(乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。)のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ200mmまでとする。

図 (略)

- (2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席及び専ら幼児の運送を目的とする自動車(以下「幼児専用車」という。)の幼児用座席を除く。)は、1人につき、大きさが幅380mm以上、奥行400mm以上(非常口付近に設けられる座席にあっては幅380mm以上、奥行250mm以上、次に掲げる座席にあっては幅300mm以上、奥行250mm以上)でなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって4-30-7-1(1)に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。

補助座席(容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられる1人用のものをいう。)

乗車定員11人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1人用のもの

かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる1人用の座席

- (3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁(肘かけがあるときは肘かけの内縁)の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であつて一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から10cm以上30cm以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは1個の肘かけにつき5cmまでは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。

奥行は、座席の中央部の前縁から後縁(背あてがあるときは背あての前縁)までの最短水平距離とする。

3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であつて、その幅が40cm未満のもの又は当該座席隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅40cm以上となる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。

に規定する座席以外の座席であつて、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅40cm以上となる空間を有するものは、(2)に規定する「幅40cm以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

図 (略)

- (4) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)は、1人につき、幅400mm以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない。

(5) 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下であり、かつ、前向きに設けられたものでなければならない。

(6) 座席には、その前方の座席、隔壁等と次に掲げる長さ以上の間げきがなければならない。ただし、前方の座席が当該座席と向かい合っているものにあつては、その2倍以上の長さの間げきがなければならない。この場合において、リクライニング機構を有する運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）にあつては背もたれを鉛直面から後方に30°まで倒した状態とする。

乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の座席（幼児専用車の幼児用座席を除く。） 200mm

幼児専用車の幼児用座席 150mm

(7) (6)の「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局部的な突出部を除く。）までの最短水平距離とする。この場合において、スライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席にあつては、間げきが最小となるように調節した状態とする。

図（略）

(8) 乗車定員11人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅500mm以上、有効高さ300mm以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。この場合において、「大部分の窓」は、側窓総数3分の2程度以上のものとし、「有効幅」は水平に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする。

(9) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。

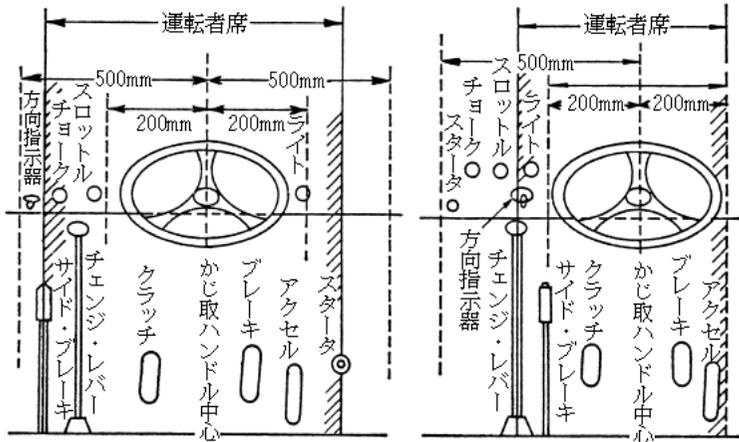
4-34-10 従前規定の適用

平成19年6月30日（乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成24年6月30日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第19条第1項関係）

4-34-10-1 性能要件

(1) 自動車の運転者席の幅は、4-12-7-1(1)に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ200mmまでとする。

（図）



- (2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び専ら幼児の運送を目的とする自動車（以下「幼児専用車」という。）の幼児用座席を除く。）は、1人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上（非常口付近に設けられる座席にあっては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあっては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上）でなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって 4 - 36 - 7 - 1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。

補助座席（容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられる 1 人用のものをいう。）

乗車定員 11 人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1 人用のもの

かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席

- (3) 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 20cm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であつて一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から 10cm 以上 30cm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 5 cm までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。

奥行は、座席の中央部の前縁から後縁（背あてがあるときは背あての前縁）までの最短水平距離とする。

3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であつて、その幅が 40cm 未満のもの又は当該座席隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 40cm 以上と

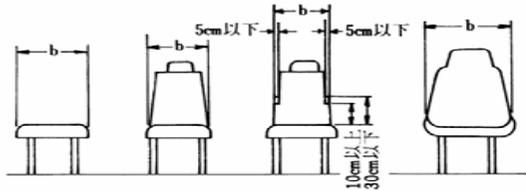
なる空間を車室内に有しないものは、(2)の基準に適合しないものとする。

に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅40cm以上となる空間を有するものは、(2)に規定する「幅40cm以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合するものとする。

(例)

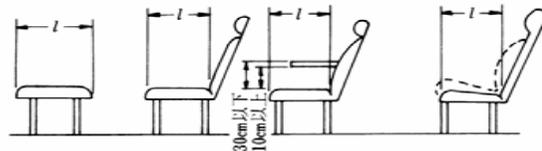
(イ) 座席の幅

b: 座席の幅



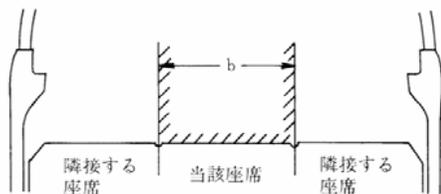
(ロ) 座席の奥行

l: 座席の奥行



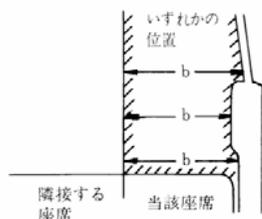
(イ) 空間の幅 (3)関係

b: 空間の幅



(ニ) 空間の幅 (4)関係

b: 空間の幅

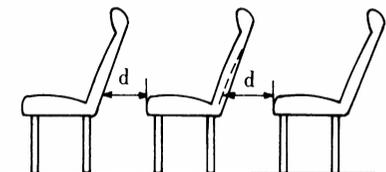


- (4) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、幅400mm以上の着席するに必要な空間を有するものでなければならない。
- (5) 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下であり、かつ、前向きに設けられたものでなければならない。
- (6) 座席には、その前方の座席、隔壁等と次に掲げる長さ以上の間げきがなければならない。ただし、前方の座席が当該座席と向かい合っているものにあつては、その2倍以上の長さの間げきがなければならない。この場合において、リクライニング機構を有する運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）にあつては背もたれを鉛直面から後方に30°まで倒した状態とする。
乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の座席（幼児専用車の幼児用座席を除く。） 200mm
幼児専用車の幼児用座席 150mm
- (7) (6)の「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局部的な突出部を除く。）までの最短水平距離とする。この場合において、スライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席にあつては、間げき

が最小となるように調節した状態とする。

(例) 座席の間げき

d : 間げき



(8) 乗車定員 11 人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅 500mm 以上、有効高さ 300mm 以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。この場合において、「大部分の窓」は、側窓総数 3 分の 2 程度以上のものとし、「有効幅」は水平に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする。

(9) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。

(10) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（次に掲げる座席を除く。）及び当該座席の取付装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものでなければならない。

またがり式の座席

容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられるもの

かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席

横向きに備えられた座席

非常口付近に備えられた座席

法第四十七条の二の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席

(11) (10)の自動車の座席（4 - 38 - 8 に規定する頭部後傾抑止装置を含む。以下同じ。）の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。ただし、(10) から に掲げる座席の後面部分にあっては、この限りでない。

(12) 指定自動車等に備えられている座席（頭部後傾抑止装置を含む。）及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置であって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(10)及び(11)の基準に適合するものとする。

4 - 35 補助座席定員

4 - 34 - 1 - 1 (2) アからウまでに掲げる座席以外の座席の定員は、座席定員の2分の1以上であり、かつ、車いすの用に供する床面には立席を設けないとして計算した場合の乗車定員の3分の1以上でなければならない。この場合において、「車いすの用に供する床面」とは、車いす用である旨の表示がなされ、車いすの固定器具又は握り棒を床面又はその周辺の壁面等に備えた床面であって、立席の用に供する床面と明瞭に区分されているものをいい、かつ、車いすの用に供するために最低限必要な床面は、有効長さ1,200mm、有効幅800mmとする。(保安基準第22条の2関係、細目告示第29条関係、細目告示第107条関係)

4 - 36 座席ベルト等

4 - 36 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席(4 - 34 - 1 - 2 (1)アからオまでに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。))及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第1項関係)

表(略)

(2)~(4) (略)

4 - 36 - 2 性能要件(書面等による審査)

(1) 4 - 36 - 1の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係)

(2) (略)

(3) 4 - 36 - 1の座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第22条第3項関係、細目告示第

4 - 29 補助座席定員

4 - 28 - 1 - 1 (2) アからウまでに掲げる座席以外の座席の定員は、座席定員の2分の1以上であり、かつ、車いすの用に供する床面には立席を設けないとして計算した場合の乗車定員の3分の1以上でなければならない。この場合において、「車いすの用に供する床面」とは、車いす用である旨の表示がなされ、車いすの固定器具又は握り棒を床面又はその周辺の壁面等に備えた床面であって、立席の用に供する床面と明瞭に区分されているものをいい、かつ、車いすの用に供するために最低限必要な床面は、有効長さ1,200mm、有効幅800mmとする。(保安基準第22条の2関係、細目告示第29条関係、細目告示第107条関係)

4 - 30 座席ベルト等

4 - 30 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席(4 - 28 - 1 - 2 (1)アからオまでに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。))及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第1項関係)

表(略)

(2)~(4) (略)

4 - 30 - 2 性能要件(書面等による審査)

(1) 4 - 30 - 1の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係)

(2) (略)

(3) 4 - 30 - 1の座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第22条第3項関係、

<p>78 条第 6 項関係)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 - 36 - 3 欠番</p> <p>4 - 36 - 4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、4 - 36 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 1 項関係)</p> <p>昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供するもの(軽自動車を除く。))に限る。)</p> <p>昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供するもの(軽自動車を除く。))を除く。)</p> <p>昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車(普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。))に限る。)</p> <p>昭和 62 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては昭和 63 年 3 月 31 日)以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車に限る。)</p> <p>(2) 昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車にあっては、専ら専用の用に供するもの(軽自動車を除く。))に限る。については、4 - 36 - 6 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 4 項から第 6 項関係)</p> <p>(3) 昭和 62 年 8 月 31 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって輸入された自動車以外のもの)にあっては昭和 62 年 2 月 28 日、輸入された自動車にあっては昭和 63 年 3 月 31 日)以前に製作された自動車については、4 - 36 - 7 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 3 項関係)</p> <p>(4) 平成 6 年 3 月 31 日(輸入された自動車にあっては平成 7 年 3 月 31 日)以前に製作された自動車については、4 - 36 - 8 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 2 項関係)</p> <p>4 - 36 - 5 従前規定の適用</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 1 項関係)</p> <p>昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供するもの(軽自動車を除く。))に限る。)</p> <p>昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供するもの(軽自動車を除く。))を除く。)</p> <p>昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車(普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。))に限る。)</p> <p>昭和 62 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては昭和 63 年 3 月 31 日)以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車に限る。)</p> <p>4 - 36 - 5 - 1 装備要件</p> <p>なし。</p> <p>4 - 36 - 5 - 2 性能要件</p> <p>なし。</p> <p>4 - 36 - 6 従前規定の適用</p>	<p>細目告示第 78 条第 6 項関係)</p> <p>(4) (略)</p>
--	--

昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車にあっては、専ら専用の用に供するもの（軽自動車を除く。）に限る。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 4 項から第 6 項関係）

4 - 36 - 6 - 1 装備要件

- (1) 当該自動車の座席（4 - 34 - 1 - 2 (1)アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）には、第一種座席ベルトの取付装置を備えなければならない。ただし、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、この限りでない。
- (2) (1)の自動車の運転者席及びこれと並列の当該自動車の側面に隣接する座席（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあっては運転者席及び旅客 3 人の用に供する座席、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車以外の自動車で、昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された専ら乗用の用に供するもの（軽自動車を除く。）及び昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作されたもの（軽自動車を除く。）に係る同項の第一種座席ベルトの取付装置には、4 - 36 - 6 - 2 (2)の基準に適合する座席ベルトを備えなければならない。
- (3) (1)及び(2)の「第一種座席ベルト」とは、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。
- (4) (1)及び(2)の「自動車の側面に隣接する座席」とは、座席の中心部の前縁から、奥行の方向に水平距離で 20cm の位置における座席の側端からその高さにおける客室内壁面（ホイールハウス、肘かけその他の突起物及び局部的なくぼみ部を除く。）までの水平距離が 20cm を超える座席以外の座席とする。

4 - 36 - 6 - 2 性能要件

- (1) 4 - 36 - 6 - 1 の座席ベルトの取付装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。
 - 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようになっていること。
 - 取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
 - 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
 - 座席ベルトを容易に取り付けることのできる構造であること。
- (2) 4 - 36 - 6 - 1 (2)の座席ベルトは、次の基準に適合するものでなければならない。
 - 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。
 - 第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。
 - 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調節することができるものであること。
- (3) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付位置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

(4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は「J I S D 4604」自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(2)の基準に適合する例とする。

4 - 36 - 7 従前規定の適用

昭和 62 年 8 月 31 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって輸入された自動車以外のものであつては昭和 62 年 2 月 28 日、輸入された自動車にあつては昭和 63 年 3 月 31 日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。
(適用関係告示第 20 条第 3 項関係)

4 - 36 - 7 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席(4 - 34 - 1 - 2 アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であつて、乗車定員 11 人以上の自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車以外のもの	運転者席及びこれと並列の座席	第二種座席ベルト((三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。以下同じ。)固定した屋根を有さないために、4 - 30 - 7 - 2 (2) の基準に適合する座席ベルトを備えることができない自動車にあつては、第一種座席ベルト(二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。以下同じ。))
	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	第一種座席ベルト
普通自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除く。)	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト

(2) (1)の表中の「第二種座席ベルト」とは、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。

(3) (1)の表中の「第一種座席ベルト」とは、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。

(4) (1)の「自動車の側面に隣接する座席」とは、座席の中心部の前縁から、奥行の方向に水平距離で 20cm の位置における座席の側端からその高さにおける客室内壁面(ホイールハウス、肘かけその他の突起物及び局部的なくぼみ部を除く。)までの水平距離が 20cm

を超える座席以外の座席とする。

4 - 36 - 7 - 2 性能要件

- (1) 4 - 36 - 7 - 1 (1)の座席ベルトの取付装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。

振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようにしていること。

取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。

乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。

座席ベルトを容易に取り付けることのできる構造であること。

- (2) 4 - 36 - 7 - 1 (1)の座席ベルトは、次の基準に適合するものでなければならない。

当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。

第二種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。

第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。

容易に、着脱することができ、かつ、長さを調節することができるものであること。

- (3) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付位置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

- (4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は「J I S D 4604」自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(2)の基準に適合する例とする。

4 - 36 - 8 従前規定の適用

平成6年3月31日（輸入された自動車にあっては平成7年3月31日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第20条第2項関係）

4 - 36 - 8 - 1 装備要件

- (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席（4 - 34 - 1 - 2 (1)アからオまでに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員 10 人以下の自動車	運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するもの	三点式座席ベルト等少なくとも当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（以下「第二種座席ベルト」という。）
	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、乗車人員が座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。以下「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト
普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以下のもの及び高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員 10 人以下のものを除く。）	すべての座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
普通自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車に限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

(2) (1)の表中の「第二種座席ベルト」とは、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。

(3) (1)の表中の「第一種座席ベルト」とは、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。

(4) (1)の表中の「自動車の側面に隣接するもの」とは、座席の中心部の前縁から、奥行の

方向に水平距離で20cmの位置における座席の側端からその高さにおける客室内壁面（ホイールハウス、肘かけその他の突起物及び局部的なくぼみ部を除く。）までの水平距離が20cmを超える座席以外の座席とする。

4 - 36 - 8 - 2 性能要件

- (1) 4 - 36 - 8 - 1 (1)の座席ベルトの取付装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。

振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようになっていること。

取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。

乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。

座席ベルトを容易に取り付けることのできる構造であること。

- (2) 4 - 36 - 8 - 1 (1)の座席ベルトは、次の基準に適合するものでなければならない。

当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。

第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。

第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。

容易に、着脱することができ、かつ、長さを調節することができるものであること。

運転者席及びこれと並列の座席に備える第二種座席ベルト並びに運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。

- (3) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付位置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であつて、損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

- (4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は「J I S D 4604」自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであつて、所定の性能を保持し及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(2)の基準に適合する例とする。

4 - 37 座席ベルト非装着時警報装置

4 - 37 - 1 装備要件

専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員10人以下の自動車には、4 - 37 - 2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第4項関係）

4 - 31 座席ベルト非装着時警報装置

4 - 31 - 1 装備要件

専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員10人以下の自動車には、4 - 31 - 2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第4項関係）

4 - 37 - 2 性能要件（視認等による審査）

4 - 37 - 1の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、4 - 36 - 1の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。この場合において、次に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。（細目告示第30条第4項関係、細目告示第108条第7項関係）

～（略）

4 - 37 - 3 欠番

4 - 37 - 4 適用関係の整理

(1) 平成6年3月31日（輸入された自動車にあっては平成7年3月31日）以前に製作された自動車については、4 - 37 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第20条第2項関係）

4 - 37 - 5 従前規定の適用

平成6年3月31日（輸入された自動車にあっては平成7年3月31日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第20条第2項関係）

4 - 37 - 5 - 1 装備要件

なし。

4 - 37 - 5 - 2 性能要件

なし。

4 - 38 頭部後傾抑止装置等

4 - 38 - 1 装備要件

自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のものを除く。）二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（4 - 34 - 1 - 2(1)アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、4 - 38 - 2の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第22条の4関係）

4 - 38 - 2 性能要件（書面等による審査）

頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。

～（略）

4 - 38 - 3 欠番

4 - 38 - 4 適用関係の整理

4 - 31 - 2 性能要件（視認等による審査）

4 - 31 - 1の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、4 - 30 - 1の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。この場合において、次に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。（細目告示第30条第4項関係、細目告示第108条第7項関係）

～（略）

4 - 32 頭部後傾抑止装置等

4 - 32 - 1 装備要件

自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のものを除く。）二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（4 - 28 - 1 - 2(1)アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、4 - 32 - 2の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第22条の4関係）

4 - 32 - 2 性能要件（書面等による審査）

頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。

～（略）

- (1) 昭和44年3月31日以前に製作された自動車（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供するものを除く。）については、4-38-5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第21条第2項第1号関係）
- (2) 昭和45年3月31日以前に製作された自動車で専ら乗用の用に供するもの以外のものについては、4-38-6（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第21条第2項第2号関係）
- (3) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車及び昭和45年3月31日以前に製作された自動車であって、専ら乗用の用に供するものについては、4-38-7（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第21条第3項関係）
- (4) 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、4-38-9（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第21条第1項関係）

4-38-5 従前規定の適用

昭和44年3月31日以前に製作された自動車（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第21条第2項第1号関係）

4-38-5-1 装備要件

なし。

4-38-5-2 性能要件

なし。

4-38-6 従前規定の適用

昭和45年3月31日以前に製作された自動車で専ら乗用の用に供するもの以外のものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第21条第2項第2号関係）

4-38-6-1 装備要件

なし。

4-38-6-2 性能要件

なし。

4-38-7 従前規定の適用

昭和48年11月30日以前に製作された自動車及び昭和45年3月31日以前に製作された自動車であって、専ら乗用の用に供するものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第21条第3項関係）

4-38-7-1 装備要件

自動車（普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）、乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（審査事務規程4-34-1-2(1)アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては、運転者席及び旅客3人の用に供する座席）には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。ただし、当該座席が4-38-8-2(1)及びの基準に適合するものであるときは、この限りでない。

4-38-7-2 性能要件

4-38-8-2に同じ

4-38-8 従前規定の適用

平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 21 条第 1 項関係)

4 - 38 - 8 - 1 装備要件

自動車(普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席(4 - 34 - 1 - 2 (1)アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席及びこれと並列の座席(一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあっては、運転者席及び旅客 3 人の用に供する座席)には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。ただし、当該座席が 4 - 38 - 8 - 2 (1) 及び の基準に適合するものであるときは、この限りでない。

4 - 38 - 8 - 2 性能要件

- (1) 頭部後傾抑止装置は次の基準に適合するものでなければならない。
 - 他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、当該自動車の乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止することのできるものであること。
 - 乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのない構造のものであること。
 - 振動、衝撃等により脱落することのないように備えられたものであること。
- (2) 次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に障害を与えるおそれのある損傷のないものは(1)の基準に適合するものとする。
 - 指定自動車等に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置。
 - J I S D 4604「自動車乗車用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であって、的確に備えられたもの。

4 - 39 年少者用補助乗車装置

4 - 39 - 1 性能要件(書面等による審査)

(略)

4 - 39 - 2 欠番

4 - 39 - 3 欠番

4 - 39 - 4 適用関係の整理

- (1) 平成 7 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 39 - 5 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 22 条関係)

4 - 39 - 5 従前規定の適用

平成 7 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 22 条関係)

4 - 39 - 5 - 1 性能要件

- (1) 年少者用補助乗車装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであること。
 - 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を

4 - 33 年少者用補助乗車装置

4 - 33 - 1 性能要件(書面等による審査)

(略)

装着した者に傷害を与えるおそれが少ない構造であること。

当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者及び当該年少者用補助乗車装置が4 - 30 - 2 (3)の基準に適合する座席ベルトにより座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。

容易に着脱することができるものであること。

(2) 次に掲げる年少者用補助装置は、(1)の基準に適合しないものとする。

幼児用シートのうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるもの。

自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルトにより固定

できない構造であるもの。

年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難であるもの。

緊急時に保護者又は第三者によって容易に救出することができない構造であるもの。

(3) 次に掲げる年少者用補助装置は、(1)の基準に適合するものとする。

指定自動車等に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置。

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置。

4 - 40 通路

4 - 40 - 1 性能要件（視認等による審査）

（略）

4 - 40 - 2 欠番

4 - 40 - 3 欠番

4 - 40 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車(旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。)については、4 - 40 - 5 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第23条第1項関係)

(2) 昭和35年3月31日以前に製作された乗車定員11人以上の自動車(幼児専用車以外のもの(座席定員が増加することとなる改造を行う場合を除く。))については、4 - 40 - 6 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第23条第3項関係)

(3) 昭和37年9月30日以前に製作された乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車で、旅客の用に供する乗降口(乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口(運転者のみの用に供するものを除く。))を除く。)が有効高さ900mm以上有効開口幅500mm以上であり、かつ、乗降口から旅客の用に供する座席(乗降口から直接着席できるものを除く。)までの旅客の出入りに際して使用する部分が有効高さ1,200mm以上有効幅300mm以上又は有効高さ900mm以上有効幅500mm以上であるもの(乗降口又は旅客の出入りに際

4 - 34 通路

4 - 34 - 1 性能要件（視認等による審査）

（略）

して使用する部分に係る改造を行う場合を除く。)については、4 - 40 - 7 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第23条第2項関係)

4 - 40 - 5 従前規定の適用

昭和35年3月31日以前に製作された自動車(旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第23条第1項関係)

4 - 40 - 5 - 1 性能要件

- (1) 通路は、安全且つ容易に通行できるものでなければならない。
- (2) 乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車を除く。)には、乗降口から座席へ至ることのできる有効幅(通路に補助座席が設けられている場合は、当該補助座席を折り畳んだときの有効幅)300mm以上の通路を設けなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席については、この限りでない。この場合において、「有効幅」は、通路として有効に利用できる部分の幅とする。なお、座席のスライド等により通路の有効幅が変化するものにあつては、通路の有効幅が最小となる場合の幅とする。
- (3) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が、次の各号に該当する座席は、当該座席に関し、(2)の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。
 - 座席側面が通路に接している座席又は通路の近傍に位置する座席
 - 最前部の前向き座席(に係る座席を除く。)であつて、当該座席の背あての床面への正射影が通路に接しているもの又は通路の近傍に位置するもの
 - 横向き座席、最奥部の座席等であつて、当該座席の用に供する床面が通路に接しているもの
 - から までの座席の側方に隣接して設けられた座席であつて、それぞれ定員2名分までのもの
- (4) 次の各号に掲げる座席にあつて、乗降口から容易に着席できるものは、(2)ただし書きの「乗降口から直接着席できる座席」とされるものとする。
 - 乗降口に隣接して設けられた座席
 - の座席の側方に隣接して設けられた座席であつて、定員2名分までのもの
- (5) (2)の規定の適用については、座席の前縁から250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。

4 - 40 - 6 従前規定の適用

昭和35年3月31日以前に製作された乗車定員11人以上の自動車(幼児専用車以外のもの(座席定員が増加することとなる改造を行う場合を除く。))については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第23条第3項関係)

4 - 40 - 6 - 1 性能要件

- (1) 通路は、安全且つ容易に通行できるものでなければならない。
- (2) 乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車を除く。)には、乗降口から座席へ至ることのできる有効幅(通路に補助座席が設けられている場合は、当該補助座席を折り畳んだときの有効幅)300mm以上の通路を設けなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席については、この限りでない。この場合において、「有効幅」は、通路として有効に利用できる部分の幅とする。なお、座席のスライド等により通路の有効幅が変化するものにあつては、通路の有効幅が最小となる場合の幅とする。

(3) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が、次の各号に該当する座席は、当該座席に関し、(2)の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。

座席側面が通路に接している座席又は通路の近傍に位置する座席

最前部の前向き座席（に係る座席を除く。）であって、当該座席の背あての床面への正射影が通路に接しているもの又は通路の近傍に位置するもの

横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面が通路に接しているもの

から までの座席の側方に隣接して設けられた座席であって、それぞれ定員 2 名分までのもの

(4) 次の各号に掲げる座席にあつて、乗降口から容易に着席できるものは、(2)ただし書きの「乗降口から直接着席できる座席」とされるものとする。

乗降口に隣接して設けられた座席

の座席の側方に隣接して設けられた座席であつて、定員 2 名分までのもの

4 - 40 - 7 従前規定の適用

昭和 37 年 9 月 30 日以前に製作された乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で、旅客の用に供する乗降口（乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口（運転者のみの用に供するものを除く。）を除く。）が有効高さ 900mm 以上有効開口幅 500mm 以上であり、かつ、乗降口から旅客の用に供する座席（乗降口から直接着席できるものを除く。）までの旅客の出入りに際して使用する部分が有効高さ 1,200mm 以上有効幅 300mm 以上又は有効高さ 900mm 以上有効幅 500mm 以上であるもの（乗降口又は旅客の出入りに際して使用する部分に係る改造を行う場合を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 23 条第 2 項関係）

4 - 40 - 7 - 1 性能要件

通路は、安全かつ容易に通行できるものでなければならない。

4 - 41 立席

（略）

4 - 42 乗降口

4 - 42 - 1 装備要件

（略）

4 - 42 - 2 性能要件

4 - 42 - 2 - 1 視認等による審査

(1) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りで

4 - 35 立席

（略）

4 - 36 乗降口

4 - 36 - 1 装備要件

（略）

4 - 36 - 2 性能要件

4 - 36 - 2 - 1 視認等による審査

(1) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この

ない。(保安基準第 25 条第 5 項関係、細目告示第 35 条第 3 項関係、細目告示第 113 条第 3 項関係)

乗降口の有効幅(乗降口として有効に利用できる部分の幅をいう。以下 4 - 42 において同じ。)は、600mm 以上であること。

乗降口の有効高さ(乗降口として有効に利用できる部分の高さをいう。以下 4 - 42 において同じ。)は、1,600mm(4 - 40 - 1(3)の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあっては、1,200mm) 以上であること。

(参考図)(略)

空車状態において床面の高さが地上 450mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 400mm (最下段の踏段にあっては、450mm) 以下の踏段を備えること。

乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。

の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

(2) (略)

4 - 42 - 2 - 2 書面等による審査

(略)

4 - 42 - 3 欠番

4 - 42 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で、旅客の用に供する乗降口(乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口(運転者のみの用に供するものを除く。))を除く。)が有効高さ 900mm 以上有効開口幅 500mm 以上であり、かつ、乗降口から旅客の用に供する座席(乗降口から直接着席できるものを除く。)までの旅客の出入りに際して使用する部分が有効高さ 1200mm 以上有効幅 300mm 以上又は有効高さ 900mm 以上有効幅 500mm 以上であるもの(乗降口又は旅客の出入りに際して使用する部分に係る改造を行う場合を除く。))については、4 - 42 - 5 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 2 項第 1 号関係)
- (2) 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車(1)に掲げるものを除く。)及び幼児専用車については、4 - 42 - 6 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 2 項第 1 号関係)
- (3) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。))については、4 - 42 - 7 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 2 項第 2 号関係)
- (4) 昭和 37 年 9 月 30 日以前に製作された乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で、旅客の用に供する乗降口(乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口(運転者のみの用に供するものを除く。))を除く。)が有効高さ 900mm 以上有効開口幅 500mm 以上であり、かつ、乗降口から旅客の用に供する座席(乗降口から直接着席できるものを除く。)までの旅客の出入りに際して使用する部分が有効高さ 1200mm 以上有効幅 300mm 以上又は有効高さ 900mm 以上有効幅 500mm 以上であるもの(乗降口又は旅客の出入りに際して使用する部分に係る改造を行う場合を除く。))については、4 - 42 - 8 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 2 項第 3 号関係)
- (5) 昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 42 - 9 (従前規定の適

限りでない。(保安基準第 25 条第 5 項関係、細目告示第 35 条第 3 項関係、細目告示第 113 条第 3 項関係)

乗降口の有効幅(乗降口として有効に利用できる部分の幅をいう。以下 4 - 36 において同じ。)は、600mm 以上であること。

乗降口の有効高さ(乗降口として有効に利用できる部分の高さをいう。以下 4 - 36 において同じ。)は、1,600mm(4 - 34 - 1(3)の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあっては、1,200mm) 以上であること。

(参考図) (略)

空車状態において床面の高さが地上 450mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 400mm (最下段の踏段にあっては、450mm) 以下の踏段を備えること。

乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。

の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

(2) (略)

4 - 36 - 2 - 2 書面等による審査

(略)

用)の規定を適用する。(適用関係告示第24条第2項第4号関係)

(6) 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、4-42-10(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第24条第2項第5号関係)

(7) 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、4-42-11(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第24条第1項関係)

4-42-5 従前規定の適用

昭和26年12月31日以前に製作された乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車(幼児専用車を除く。)で、旅客の用に供する乗降口(乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口(運転者のみの用に供するものを除く。))を除く。)が有効高さ900mm以上有効開口幅500mm以上であり、かつ、乗降口から旅客の用に供する座席(乗降口から直接着席できるものを除く。)までの旅客の出入りに際して使用する部分が有効高さ1,200mm以上有効幅300mm以上又は有効高さ900mm以上有効幅500mm以上であるもの(乗降口又は旅客の出入りに際して使用する部分に係る改造を行う場合を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第2項第1号関係)

4-42-5-1 装備要件

4-42-8-1に同じ。

4-42-5-2 性能要件

4-42-5に規定する自動車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。

空車状態において床面の高さが地上450mmを超える自動車の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

4-42-6 従前規定の適用

昭和26年12月31日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車(4-42-4(1)に掲げるものを除く。)及び幼児専用車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第2項第1号関係)

4-42-6-1 装備要件

4-42-9-1に同じ。

4-42-6-2 性能要件

(1) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

乗降口の有効幅は、600mm以上であること。

乗降口の有効高さは、1,600mm(4-40-1(3)の規定により通路の有効高さを1,200mmとすることができる自動車にあつては、1,200mm)以上であること。

図(略)

乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。

空車状態において床面の高さが地上450mmを超える自動車の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

(2) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口

から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

空車状態において床面の高さが地上 300mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm (最下段の踏段にあつては、300mm) 以下であり、有効奥行きが 200mm 以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 200mm あればよい。

図(略)

乗降口及び踏段は、(1)の基準に準じたものであること。

4 - 42 - 7 従前規定の適用

昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 2 項第 2 号関係)

4 - 42 - 7 - 1 装備要件

- (1) 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。
- (2) 客室の乗降口には、確実に閉じることができるとびらを備えなければならない。ただし、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。

4 - 42 - 7 - 2 性能要件

乗車定員 11 人以上の自動車(緊急自動車を除く。)の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。

図(略)

乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。

空車状態において床面の高さが地上 450mm を超える自動車の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

4 - 42 - 8 従前規定の適用

昭和 37 年 9 月 30 日以前に製作された乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で、旅客の用に供する乗降口(乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口(運転者のみの用に供するものを除く。))を除く。)が有効高さ 900mm 以上有効開口幅 500mm 以上であり、かつ、乗降口から旅客の用に供する座席(乗降口から直接着席できるものを除く。)までの旅客の出入りに際して使用する部分が有効高さ 1,200mm 以上有効幅 300mm 以上又は有効高さ 900mm 以上有効幅 500mm 以上であるもの(乗降口又は旅客の出入りに際して使用する部分に係る改造を行う場合を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 2 項第 3 号関係)

4 - 42 - 8 - 1 装備要件

- (1) 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。
- (2) 客室の乗降口には、確実に閉じることができるとびらを備えなければならない。ただし、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、こ

の限りでない。

4 - 42 - 8 - 2 性能要件

4 - 42 - 8 に規定する自動車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。空車状態において床面の高さが地上 450mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を備えること。乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

4 - 42 - 9 従前規定の適用

昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 2 項第 4 号関係）

4 - 42 - 9 - 1 装備要件

- (1) 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。
- (2) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外のすべての者が利用できる乗降口をその左側面に 1 個以上設けなければならない。
- (3) 客室の乗降口には、確実に閉じることができるとびらを備えなければならない。ただし、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。

4 - 42 - 9 - 2 性能要件

4 - 42 - 10 - 2 に同じ。

4 - 42 - 10 従前規定の適用

昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 2 項第 5 号関係）

4 - 42 - 10 - 1 装備要件

4 - 42 - 11 - 1 に同じ。

4 - 42 - 10 - 2 性能要件

- (1) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。乗降口の有効高さは、1,600mm（4 - 40 - 1 (3) の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあつては、1,200mm）以上であること。
図（略）

空車状態において床面の高さが地上 450mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を備えること。

乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。

の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

- (2) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

空車状態において床面の高さが地上 300mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm (最下段の踏段にあっては、300mm) 以下であり、有効奥行きが 200mm 以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 200mm あればよい。

図(略)

乗降口及び踏段は、(1) (を除く。) の基準に準じたものであること。

4 - 42 - 11 従前規定の適用

平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 1 項関係)

4 - 42 - 11 - 1 装備要件

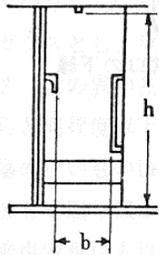
- (1) 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。この場合において、客室の乗降口のうち 1 個は、右側面以外の面に設けなければならない。
- (2) 乗車定員 11 人以上の自動車(緊急自動車を除く。)及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外のすべての者が利用できる乗降口をその左側面に 1 個以上設けなければならない。
- (3) 客室の乗降口には、確実に閉じることができるとびらを備えなければならない。ただし、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。

4 - 42 - 11 - 2 性能要件

- (1) 自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがない構造でなければならない。
- (2) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。

乗降口の有効高さは、1,600mm (4 - 34 - 1 (3) の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあつては、1,200mm) 以上であること。



b : 有効幅
h : 有効高さ

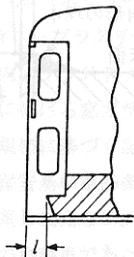
空車状態において床面の高さが地上 450mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 400mm (最下段の踏段にあっては、450mm) 以下の踏段を備えること。

乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。

の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

- (3) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあっては、この限りでない。

空車状態において床面の高さが地上 300mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm (最下段の踏段にあっては、300mm) 以下であり、有効奥行きが 200mm 以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあっては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 200mm あればよい。



l : 有効奥行き

乗降口及び踏段は、(2) (を除く。) の基準に準じたものであること。

- (4) 指定自動車に備えられている扉と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた扉であって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

4 - 43 非常口

4 - 43 - 1 装備要件

幼児専用車及び乗車定員 30 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）には、非常時に容易に脱出できるものとして設置位置、大きさ等に関し 4 - 43 - 2 の基準に適合する非常口を設けなければならない。ただし、すべての座席が乗降口から直接着席できる自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 26 条第 1 項関係）

4 - 43 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 4 - 43 - 1 の非常口は、設置位置、大きさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 36 条第 1 項関係、細目告示第 114 条第 1 項関係）

～（略）

(2)、(3)（略）

4 - 43 - 3 欠番

4 - 43 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車を除く。）については、4 - 43 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 25 条第 3 項関係）
- (2) 昭和 31 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 43 - 6（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 25 条第 1 項関係）
- (3) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車を除く。）については、4 - 43 - 7（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 25 条第 2 項第 1 号関係）
- (4) 昭和 36 年 3 月 31 日以前に製作された乗車定員 30 人以上の自動車で客室の長さが 4.5m 未満のものについては、4 - 43 - 8（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 25 条第 2 項第 2 号関係）

4 - 43 - 5 従前規定の適用

昭和 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 25 条第 3 項関係）

4 - 43 - 5 - 1 装備要件

なし。

4 - 43 - 5 - 2 性能要件

なし。

4 - 43 - 6 従前規定の適用

昭和 31 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 25 条第 1 項関係）

4 - 43 - 6 - 1 装備要件

幼児専用車及び乗車定員 30 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）には、4 - 43 - 6 - 2 の基準に適合する非常口を設けなければならない。ただし、すべての座席が乗降口から直接着席できる自動車にあつては、この限りでない。

4 - 43 - 6 - 2 性能要件

- (1) 4 - 43 - 6 - 1 の非常口は、次の基準に適合するものでなければならない。
非常口は、客室の右側面の後部（客室の右側面のうち客室の長手方向の中央部より後

4 - 37 非常口

4 - 37 - 1 装備要件

幼児専用車及び乗車定員 30 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）には、非常時に容易に脱出できるものとして設置位置、大きさ等に関し 4 - 37 - 2 の基準に適合する非常口を設けなければならない。ただし、すべての座席が乗降口から直接着席できる自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 26 条第 1 項関係）

4 - 37 - 2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 4 - 37 - 1 の非常口は、設置位置、大きさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 36 条第 1 項関係、細目告示第 114 条第 1 項関係）

～（略）

(2)、(3)（略）

方の部分をいう。)又は後面に設けられていること。この場合において、非常口の有効幅の中心がこの部分より後方のものは、この基準に適合するものとする。

乗車定員 30 人以上の自動車の非常口は、及び に掲げる場合を除き、有効幅 400mm 以上、有効高さ 1,200mm 以上であること。

客室の右側面の後部に設ける非常口は、これに接して車輪おおいの張り出し又は前向座席があるためやむを得ない場合は、床面からの高さ 450mm までの部分の有効幅が 250mm 以上でその他の部分の有効幅が 400mm 以上であり、かつ、有効高さが 1,200mm 以上であること。

客室の右側面の後部に設ける非常口は、これに接して車輪おおいの張り出しがない場合で前向座席があるためやむを得ない場合は、床面からの高さ 650mm までの部分の有効幅が 300mm 以上でその他の部分の有効幅が 400mm 以上であり、かつ、有効高さが 1,300mm 以上であること。

乗車定員 30 人未満の幼児専用車の非常口は、有効幅 300mm 以上、有効高さ 1,000mm 以上であること。

非常口には、常時確実に閉鎖することができ、火災、衝突その他の非常の際に客室の内外からかぎその他の特別な器具を用いなくて開放できる外開きのとびらを備えること。この場合において、とびらは、自重により再び閉鎖することがないものでなければならない。

非常口の付近には、バンパ、牽引こう、その他の脱出の妨げとなるものが突出しておらず、非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと。この場合において、「非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと」とは、脱出の際につまずかないような構造となっていることをいい、次の例に示すものはこれに適合するものとする。

図(略)

非常口付近にある座席は、脱出の妨げとならないように、容易に取りはずし又は折り畳むことができる構造であること。この場合において、「脱出の妨げにならない」とは、座席を取り外し又は折り畳んだ状態において、通路から非常口までの有効幅及び有効高さが、 に掲げる自動車にあっては 、その他の自動車にあっては 、又は の基準に適合し、かつ、その状態が保持できるものをいう。

- (2) 非常口を設けた自動車には、非常口又はその付近に、見やすいように、非常口の位置及びとびらの開放の方法が表示されていなければならない。この場合において、灯火により非常口の位置を表示するときは、その灯火の色は、緑色でなければならない。
- (3) 非常口を設けた自動車には、非常口のとびらが開放した場合にその旨を運転者に警報する装置を備えなければならない。

4 - 43 - 7 従前規定の適用

昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(幼児専用車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 25 条第 2 項第 1 号関係)

4 - 43 - 7 - 1 装備要件

乗車定員 30 人以上の自動車(緊急自動車を除く。)には、4 - 43 - 7 - 2 の基準に適合する非常口を設けなければならない。ただし、すべての座席が乗降口から直接着席できる自動車にあっては、この限りでない。

4 - 43 - 7 - 2 性能要件

(1) 4 - 43 - 7 - 1の非常口は、次の基準に適合するものでなければならない。

非常口は、客室の右側面の後部(客室の右側面のうち客室の長手方向の中央部より後方の部分をいう。)又は後面に設けられていること。この場合において、非常口の有効幅の中心がこの部分より後方のものは、この基準に適合するものとする。

乗車定員30人以上の自動車の非常口は、及びに掲げる場合を除き、有効幅400mm以上、有効高さ1,200mm以上であること。

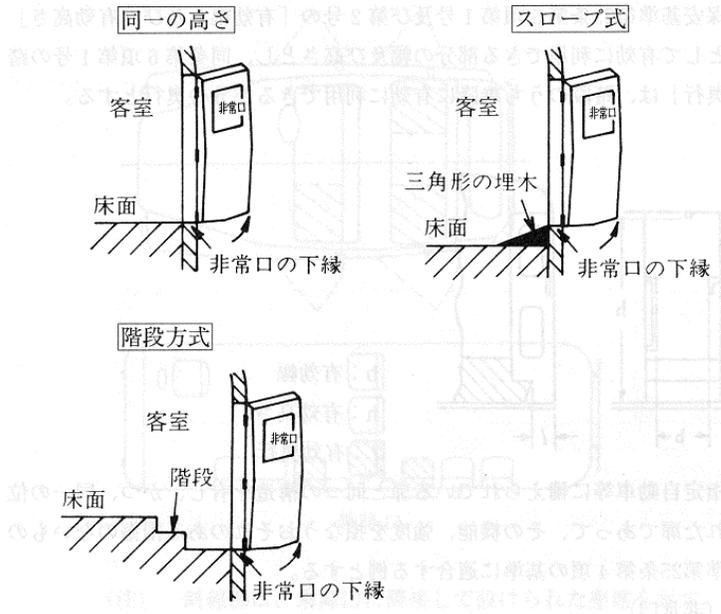
客室の右側面の後部に設ける非常口は、これに接して車輪おおいの張り出し又は前向座席があるためやむを得ない場合は、床面からの高さ450mmまでの部分の有効幅が250mm以上でその他の部分の有効幅が400mm以上であり、かつ、有効高さが1,200mm以上であること。

客室の右側面の後部に設ける非常口は、これに接して車輪おおいの張り出しがない場合で前向座席があるためやむを得ない場合は、床面からの高さ650mmまでの部分の有効幅が300mm以上でその他の部分の有効幅が400mm以上であり、かつ、有効高さが1,300mm以上であること。

非常口には、常時確実に閉鎖することができ、火災、衝突その他の非常の際に客室の内外からかぎその他の特別な器具を用いなくて開放できる外開きのとびらを備えること。この場合において、とびらは、自重により再び閉鎖することがないものでなければならない。

非常口の付近には、バンパ、牽引こう、その他の脱出の妨げとなるものが突出しておらず、非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと。この場合において、「非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと」とは、脱出の際につまずかないような構造となっていることをいい、次の例に示すものはこれに適合するものとする。

(例)



非常口附近にある座席は、脱出の妨げとならないように、容易に取りはずし又は折り畳むことができる構造であること。この場合において、「脱出の妨げにならない」とは、座席を取り外し又は折り畳んだ状態において、通路から非常口までの有効幅及び有効高さが、 ≥ 1000 mm又は ≥ 1800 mmの基準に適合し、かつ、その状態が保持できるものをいう。

- (2) 非常口を設けた自動車には、非常口又はその附近に、見やすいように、非常口の位置及びびらの開放の方法が表示されていなければならない。この場合において、灯火により非常口の位置を表示するときは、その灯火の色は、緑色でなければならない。

4 - 43 - 8 従前規定の適用

昭和 36 年 3 月 31 日以前に製作された乗車定員 30 人以上の自動車で客室の長さが 4.5m 未満のものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 25 条第 2 項第 2 号関係)

4 - 43 - 8 - 1 装備要件

なし。

4 - 43 - 8 - 2 性能要件

- (1) 非常口を設けた自動車には、非常口又はその附近に、見やすいように、非常口の位置及

びとびらの開放の方法が表示されていなければならない。この場合において、灯火により非常口の位置を表示するときは、その灯火の色は、緑色でなければならない。

(2) 非常口を設けた自動車には、非常口のとびらが開放した場合にその旨を運転者に警報する装置を備えなければならない。

4 - 44 物品積載装置

4 - 44 - 1 性能要件（視認等による審査）

（略）

4 - 45 高圧ガス運送装置

4 - 45 - 1 性能要件（視認等による審査）

高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 28 条関係、細目告示第 38 条関係、細目告示第 116 条関係）

ガス運送容器については、4 - 24 - 1(1) 及び の基準を準用する。

ガス運送装置の配管については、4 - 24 - 1(1) から まで及び の基準を準用する。

ガス運送装置のガスと接触する部分については、4 - 24 - 1(1) の基準を準用する。

ガス運送容器及び配管の取付については、4 - 24 - 1(1) の基準を準用する。

ガス充てん弁をガス充てん口の近くに、ガス供給弁をガス供給口の近くに備えること。

一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 2 条第 2 号の毒性ガス(液化ガスを除く。)に係るガス運送容器には、容器内の圧力を指示する圧力計をガス止弁で仕切られたガス運送容器又はガス運送容器の一群ごとに運転者の見やすい場所に設けること。

の圧力計は零からガス充てん圧力の 1.5 倍以上 2 倍以下までの目盛をしたものであること。

の圧力計は、照明装置を備え、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったものであること。

4 - 38 物品積載装置

4 - 38 - 1 性能要件（視認等による審査）

（略）

4 - 39 高圧ガス運送装置

4 - 39 - 1 性能要件（視認等による審査）

高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 28 条関係、細目告示第 38 条関係、細目告示第 116 条関係）

ガス運送容器については、4 - 20 - 1(1) 及び の基準を準用する。

ガス運送装置の配管については、4 - 20 - 1(1) から まで及び の基準を準用する。

ガス運送装置のガスと接触する部分については、4 - 20 - 1(1) の基準を準用する。

ガス運送容器及び配管の取付については、4 - 20 - 1(1) の基準を準用する。
ガス充てん弁をガス充てん口の近くに、ガス供給弁をガス供給口の近くに備えること。

一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 2 条第 2 号の毒性ガス(液化ガスを除く。)に係るガス運送容器には、容器内の圧力を指示する圧力計をガス止弁で仕切られたガス運送容器又はガス運送容器の一群ごとに運転者の見やすい場所に設けること。

の圧力計は零からガス充てん圧力の 1.5 倍以上 2 倍以下までの目盛をしたものであること。

の圧力計は、照明装置を備え、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったものであること。

4 - 46 窓ガラス

4 - 46 - 1 性能要件（書面等による審査）

（略）

4 - 46 - 2 欠番

4 - 46 - 3 欠番

4 - 46 - 4 適用関係の整理

- (1) 昭和 32 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車を除く。）については、4 - 46 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 26 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 2 号関係）
- (2) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、4 - 46 - 6（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 26 条第 3 項第 1 号関係）
- (3) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、4 - 46 - 7（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 26 条第 3 項第 1 号関係）
- (4) 昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、4 - 46 - 8（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 26 条第 2 項第 2 号関係）
- (5) 昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、4 - 46 - 9（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 26 条第 2 項第 2 号関係）
- (6) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、4 - 46 - 10（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 26 条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 2 号関係）
- (7) 昭和 62 年 8 月 31 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって輸入された自動車以外のものにあつては昭和 62 年 2 月 28 日、輸入された自動車にあつては昭和 63 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車については、4 - 46 - 11（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 26 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 3 号関係）
- (8) 平成元年 4 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 46 - 12（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 26 条第 1 項関係）

4 - 46 - 5 従前規定の適用

昭和 32 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 2 号関係）

4 - 46 - 5 - 1 性能要件

- (1) 自動車の運転者席の前面ガラスは、透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものでなければならない。
- (2) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。
- (3) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同

4 - 40 窓ガラス

4 - 40 - 1 性能要件（書面等による審査）

（略）

程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

表(略)

4 - 46 - 6 従前規定の適用

昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 3 項第 1 号関係)

4 - 46 - 6 - 1 性能要件

- (1) 自動車の運転者席の前面ガラスは、透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのない安全ガラスでなければならない。
- (2) (1)の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス(ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。)又はガラス-プラスチック(車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを接着したものをいう。)とする。
- (3) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。
- (4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

表(略)

4 - 46 - 7 従前規定の適用

昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 3 項第 1 号関係)

4 - 46 - 7 - 1 性能要件

- (1) 自動車の窓ガラス(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車(幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。))にあつては、前面ガラス)は、安全ガラスでなければならない。ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。
- (2) 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者室及び客室と仕切られた場所は、(1)の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされるものとする。
- (3) 自動車の運転者席の前面ガラスは、透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものでなければならない。
- (4) (1)の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス(ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。)又はガラス-プラスチック(車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを接着したものをいう。)とする。
- (5) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備え

られた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)及び(3)の基準に適合するものとする。

- (6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)及び(3)の基準に適合するものとする。

表(略)

4 - 46 - 8 従前規定の適用

昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された自動車(幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 2 号関係)

4 - 46 - 8 - 1 性能要件

- (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラスは、透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのない安全ガラスでなければならない。
- (2) (1)の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス(ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。)又はガラス - プラスチック(車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを接着したものをいう。)とする。
- (3) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。
- (4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

表(略)

4 - 46 - 9 従前規定の適用

昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 2 号関係)

4 - 46 - 9 - 1 性能要件

- (1) 自動車の窓ガラス(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車(幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。))にあつては、前面ガラス)は、安全ガラスでなければならない。ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。
- (2) 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者室及び客室と仕切られた場所は、(1)の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされるものとする。
- (3) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラスは、透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものでなければならない。
- (4) (1)の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス(ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。)又はガラス - プラスチ

ック(車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを接着したものをいう。)とする。

(5) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)及び(3)の基準に適合するものとする。

(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)及び(3)の基準に適合するものとする。

表(略)

4 - 46 - 10 従前規定の適用

昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車(幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 2 号関係)

4 - 46 - 10 - 1 性能要件

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラスは、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、 の規定は、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車には、適用しない。

透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのない安全ガラスであること。

損傷した場合においても運転者の直前の視野を確保できるものであること。

(2) (1) の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス(ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。)又はガラス - プラスチック(車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを接着したものをいう。)とする。

(3) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

表(略)

4 - 46 - 11 従前規定の適用

昭和 62 年 8 月 31 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって輸入された自動車以外のものであっては昭和 62 年 2 月 28 日、輸入された自動車にあっては昭和 63 年 3 月 31 日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 3 号関係)

4 - 46 - 11 - 1 性能要件

(1) 自動車の窓ガラス(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車(幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。)にあっては、前面ガラス)は、安全ガラスでなければならない。ただし、衝突等に

より窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。

- (2) 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者室及び客室と仕切られた場所は、(1)の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされるものとする。
- (3) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラスは、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、の規定は、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車には、適用しない。

透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。

損傷した場合においても運転者の直前の視野を確保できるものであること。

- (4) (1)の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス(ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。)又はガラス-プラスチック(車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを接着したものをいう。)とする。
- (5) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1)及び(3)の基準に適合するものとする。
- (6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1)及び(3)の基準に適合するものとする。

表(略)

4 - 46 - 12 従前規定の適用

平成元年 4 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 1 項関係)

4 - 46 - 12 - 1 性能要件

- (1) 自動車の窓ガラス(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車(幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。))にあつては、前面ガラス)は、安全ガラスでなければならない。ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。
- (2) 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者室及び客室と仕切られた場所は、(1)の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされるものとする。
- (3) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラスは、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、及びの規定は、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車には、適用しない。

透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。

損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであること。

容易に貫通されないものであること。

- (4) (1)の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス(ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。)又はガラス-プラスチック(車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを接

着したものをいう。)とする。

- (5) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)及び(3)の基準に適合するものとする。
- (6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)及び(3)の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格No43に基づくもの	FMVSS No 205及びこれに基づくANSZ Ⅸ1の規定によるもの
(1) (2)以外の前面ガラス	L	Ⓔ43 R - Ⓕ43 R - Ⓖ43 R -	AS 1, AS 14
(2) 大型特殊自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車の前面ガラス	L, L, Z, T	Ⓔ43 R - Ⓕ43 R - Ⓖ43 R - Ⓗ43 R - Ⓙ43 R -	AS 1, AS 2, AS 14
(3) 側面ガラス（運転者座より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	L, L, T	Ⓔ43 R -	AS 1, AS 2, AS 4, AS 14, AS 15
(4) (1)、(2)及び(3)以外の窓ガラス	L, L, T	Ⓔ43 R - Ⓕ43 R -	AS 1, AS 2, AS 3, AS 4, AS 5, AS 8, AS 9, AS 10, AS 11, AS 12, AS 14, AS 15, AS 16

4 - 47 窓ガラス貼付物等

4 - 47 - 1 性能要件

4 - 47 - 1 - 1 視認等による審査

(1) 4 - 46 - 1 (5)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものがはり付けられ、塗装され、又は刻印されていない。ただし、自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係)

～ (略)

道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車(以下 4 - 47 において「乗用自動車」という。)にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

(ア)、(イ) (略)

イ (略)

～ (略)

(2) (1) の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲(後写鏡及び 4 - 89 の装置を確認するために必要な範囲並びに 4 - 89 - 1 ただし書きの自動車の窓ガラスのうち 4 - 89 - 1 の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。)以外の範囲とする。(細目告示第 39 条第 4 項関係、細目告示第 117 条第 5 項関係)

～ (略)

(3) (略)

4 - 47 - 1 - 2 テスタ等による審査

(略)

4 - 47 - 2 欠番

4 - 47 - 3 欠番

4 - 47 - 4 適用関係の整理

(1) 平成元年 4 月 30 日以前に製作された自動車については、4 - 47 - 5 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 26 条第 1 項第 3 号関係)

4 - 47 - 5 従前規定の適用

平成元年 4 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 1 項第 3 号関係)

4 - 47 - 5 - 1 性能要件

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)には、次に掲げるもの以外のものがはり付けられ、又は塗装されていない。

整備命令標章

4 - 41 窓ガラス貼付物等

4 - 41 - 1 性能要件

4 - 41 - 1 - 1 視認等による審査

(1) 4 - 40 - 1 (5)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものがはり付けられ、塗装され、又は刻印されていない。ただし、自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係)

～ (略)

道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車(以下 4 - 41 において「乗用自動車」という。)にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

(ア)、(イ) (略)

イ (略)

～ (略)

(2) (1) の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲(後写鏡及び 4 - 82 の装置を確認するために必要な範囲並びに 4 - 82 - 1 ただし書きの自動車の窓ガラスのうち 4 - 82 - 1 の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。)以外の範囲とする。(細目告示第 39 条第 4 項関係、細目告示第 117 条第 5 項関係)

～ (略)

(3) (略)

4 - 41 - 1 - 2 テスタ等による審査

(略)

臨時検査合格標章

検査標章

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第94号）第9条の2第1項（同法第9条の4において準用する場合を含む。）又は第10条の2第1項の保険標章、共済標章又は保険・共済除外標章

道路交通法第51条第3項又は第63条第4項の標章

車室内に備えるはり付け式の後写鏡

公共の電波の受信のために前面ガラスにはり付けるアンテナ。この場合において、乗用自動車であって細目告示別添37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域A又は試験領域Bにはり付ける場合にあつては、次のア又はイに掲げる要件、乗用自動車以外であつて試験領域にはり付ける場合にあつては、ウに掲げる要件を満足しなければならない。

ア 試験領域Aにはり付ける場合にあつては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。

イ 試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）にはり付ける場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。

ウ 試験領域にはり付ける場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。

からに掲げるもののほか、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの

自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であつて、側面ガラスのうち、標識又は刻印の上縁の高さがその附近のガラス開口部（ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。）の下縁から100mm以下、かつ標識又は刻印の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付又は刻印されたもの

からまでに掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したものの
(2) 次に掲げる範囲は、(1)の「側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）」とされないものとする。

運転者席より後方の座席等の側面ガラス

側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁（運転者席に頭部後傾抑止装置が備えられていない自動車にあつては、運転者席に備えられている背あて上部の前縁、運転者席に頭部後傾抑止装置及び背あてが備えられていない自動車にあつては、通常の運転姿勢にある運転者の頭部の後端）を含み、かつ、車両中心線に直交する鉛直面より後方の部分。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に25°の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。（追加理由：当該規定が抜けているため）

(3) (1)の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（後写鏡及び4-89の装置を確認するために必要な範囲並びに4-89-1ただ

し書きの自動車の窓ガラスのうち 4 - 89 - 1 の障害物を確認するために必要な範囲を除く。) 以外の範囲とする。

前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部(ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。)の実長の 20% 以内の範囲

側面ガラスであって、自動車の側面に設けられた扉等より上方に設けられた窓ガラスの範囲

側面ガラスであって、自動車の側面に設けられた扉等の下部に設けられた窓ガラスの範囲

に掲げるもののほか、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられた扉の窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲

(4) 前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等はり付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

ただし可視光線透過率が 70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。

(5) 窓ガラスにはり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、(1) の「透明であり」とされるものとする。

運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては、他の自動車、歩行者等

(2) 及び にあつては、交通信号機

(2) 及び にあつては、歩行者等

4 - 48 騒音防止装置

4 - 48 - 1 装備要件

(略)

4 - 48 - 2 性能要件(テスト等による審査)

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。以下 4 - 48 - 2 において同じ。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係)

(略)

(2) ~ (4) (略)

4 - 48 - 3 欠番

4 - 48 - 4 適用関係の整理

(1) 次の表の左覧に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、4 - 48 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 9

4 - 42 騒音防止装置

4 - 42 - 1 装備要件

(略)

4 - 42 - 2 性能要件(テスト等による審査)

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。以下 4 - 42 - 2 において同じ。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係)

(略)

(2) ~ (4) (略)

項、第 11 項及び第 12 項関係)	
ア 型式指定自動車及び施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車	昭和 46 年 3 月 31 日(同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車にあっては、同年 12 月 31 日)
イ 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成 10 年運輸省令第 67 号)による改正前の道路運送車両法施行規則第 62 条の 3 の 2 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車(以下「騒音防止装置認定自動車」という。)	昭和 50 年 12 月 31 日
ウ 国土交通大臣が指定する自動車(ア及びイに掲げる自動車を除く。)	昭和 53 年 12 月 31 日
エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。))に限る。)	昭和 61 年 5 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成元年 3 月 31 日)
オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)	昭和 63 年 5 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成 3 年 3 月 31 日)
カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)	平成元年 5 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成 4 年 3 月 31 日)
(2) 次の表に掲げる自動車であって、平成 11 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成 12 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 10 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車、施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車並びに騒音防止装置認定自動車を除く。)については、4 - 48 - 6 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 13 項関係)	
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。))を除く。)であって、車両総重量が 3.5 t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)	
ウ 軽自動車(二輪自動車に限る。)	
(3) 普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び二	

輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この号において同じ。)を除く。)であって車両総重量が1.7t以下のもの並びに軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)であって運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成12年8月31日(輸入された自動車にあつては、平成13年3月31日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、4-48-7(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第15項関係)

(4) 専ら乗用の用に供する乗車定員7人以上10人以下の自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)であつて、平成13年8月31日(輸入された自動車にあつては、平成14年3月31日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、4-48-8(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第16項関係)

(5) 次の表に掲げる自動車であつて、平成13年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成12年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、4-48-9(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第19項関係)

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。)を除く。)であつて、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のものうち、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの

イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)であつて、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの

(6) 車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)であつて、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成12年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、4-48-10(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第19項関係)

(7) 車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のもの及び乗車定員11人以上であつてすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの並びに二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)であつて、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成13年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、4-48-11(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第21項関係)

<p>(8) 次の表に掲げる自動車であって、平成 15 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、4 - 48 - 12 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 21 項関係)</p>	
<p>ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。)を除く。)であって、車両総重量が 3.5 t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</p>	
<p>イ 小型自動車(二輪自動車に限る。)</p>	
<p>4 - 42 - 5 従前規定の適用 次の表の左覧に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 9 項、第 11 項及び第 12 項関係)</p>	
<p>ア 型式指定自動車及び施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車</p>	<p>昭和 46 年 3 月 31 日(同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車にあっては、同年 12 月 31 日)</p>
<p>イ 騒音防止装置認定自動車</p>	<p>昭和 50 年 12 月 31 日</p>
<p>ウ 国土交通大臣が指定する自動車(ア及びイに掲げる自動車を除く。)</p>	<p>昭和 53 年 12 月 31 日</p>
<p>エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。)に限る。)</p>	<p>昭和 61 年 5 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成元年 3 月 31 日)</p>
<p>オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)</p>	<p>昭和 63 年 5 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成 3 年 3 月 31 日)</p>
<p>カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)</p>	<p>平成元年 5 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成 4 年 3 月 31 日)</p>
<p>4 - 48 - 5 - 1 装備要件 4 - 48 - 12 - 1 に同じ。</p>	
<p>4 - 48 - 5 - 2 性能要件(テスト等による審査) (1) 自動車(被牽引自動車を除く。以下 4 - 48 - 5 - 2 において同じ。)は、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音(当該自動車の原動機が最高出力時の回転数の 60% で無負荷運転されている場合に発生する、排気管の開口部から後方へ 20m 離れた地上高さ 1.2m の位置における騒音の大きさをいう。)を dB で表した値がそれぞれ 85dB を超えない構造でなければならない。(保安基準</p>	

第 30 条第 1 項関係)

(2) 自動車の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

(3) 法 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)

4 - 48 - 6 従前規定の適用

次の表に掲げる自動車であって、平成 11 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあつては、平成 12 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 10 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車並びに騒音防止装置認定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 13 項関係)

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。)を除く。)であつて、車両総重量が 3.5 t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの

イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)

ウ 軽自動車(二輪自動車に限る。)

4 - 48 - 6 - 1 装備要件

4 - 48 - 12 - 1 に同じ。

4 - 48 - 6 - 2 性能要件(テスト等による審査)

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。以下 4 - 48 - 6 - 2 において同じ。)は、別添 5「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造でなければならない。

この場合において、近接排気騒音の基準に適合する自動車は、当分の間、定常走行騒音の基準に適合するものとして取り扱うことができる。(保安基準第 30 条第 1 項関係)

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	近接排気騒音
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。)を除く。)であつて、車両総重量が 3.5 t を越え、原動機の最高出力が 150kW を越えるもの	85	107
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)	85	103
ウ 軽自動車(二輪自動車に限る。)	85	99

(2) 自動車の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒

音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

- (3) 法 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)

4 - 48 - 7 従前規定の適用

普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下 4 - 48 - 7 において同じ。))を除く。)であって車両総重量が 1.7 t 以下のもの並びに軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)であって運転者室の前方に原動機を有するもののうち、平成 12 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあつては、平成 13 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 15 項関係)

4 - 48 - 7 - 1 装備要件

4 - 48 - 12 - 1 に同じ。

4 - 48 - 7 - 2 性能要件(テスト等による審査)

- (1) 自動車(被牽引自動車を除く。以下 4 - 48 - 7 - 2 において同じ。)は、別添 5「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造でなければならない。

この場合において、近接排気騒音の基準に適合する自動車は、当分の間、定常走行騒音の基準に適合するものとして取り扱うことができる。(保安基準第 30 条第 1 項関係)

定常走行騒音 85dB

近接排気騒音 103dB

- (2) 4 - 48 - 7 中「運転者室の前方に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端又は後端を通り、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラス下端の最前部を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点より前方にあるものをいう。

この場合、原動機本体とは、原動機にファン、充電発電機、空気清浄器等の機関に必要な付属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取り除いた状態をいう。ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図)(略)

- (3) 自動車の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。
- (4) 法 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)

4 - 48 - 8 従前規定の適用

専ら乗用の用に供する乗車定員 7 人以上 10 人以下の自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)であって、平成 13 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあっては、平成 14 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 11 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 16 項関係)

4 - 48 - 8 - 1 装備要件

4 - 48 - 12 - 1 に同じ。

4 - 48 - 8 - 2 性能要件(テスト等による審査)

4 - 48 - 10 - 2 に同じ。

4 - 48 - 9 従前規定の適用

次の表に掲げる自動車であって、平成 13 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 19 項関係)

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。))を除く。)であって、車両総重量が 3.5 t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもののうち、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの

イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの

4 - 48 - 9 - 1 装備要件

4 - 48 - 12 - 1 に同じ。

4 - 48 - 9 - 2 性能要件

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。以下 4 - 48 - 9 - 2 において同じ。)は、別添 5「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造でなければならない。

この場合において、近接排気騒音の基準に適合する自動車は、当分の間、定常走行騒音の基準に適合するものとして取り扱うことができる。(保安基準第 30 条第 1 項関係)

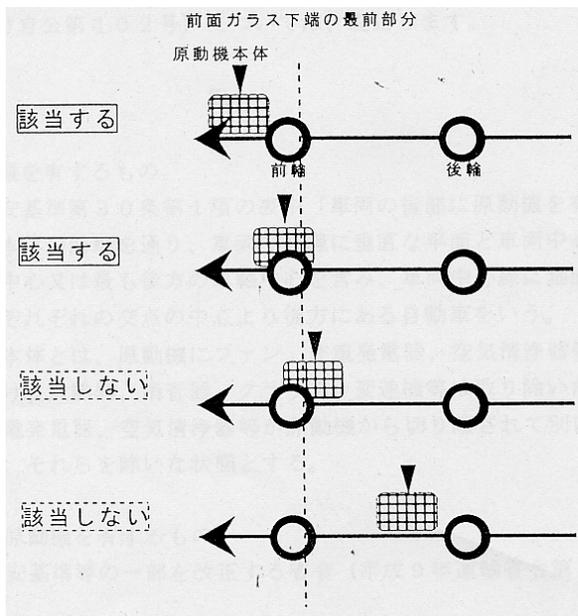
自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	近接排気騒音
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）を除く。）であって、車両総重量が 3.5 t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもののうち、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	85	105
イ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	85	103

(2) (1)の表中「運転者室の前方に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端又は後端を通り、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラス下端の最前部を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点より前方にあるものをいう。

この場合、原動機本体とは、原動機にファン、充電発電機、空気清浄器等の機関に必要な付属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取り除いた状態をいう。ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図)

「運転者室の前方に原動機を有するもの」の該当判定



(3) 自動車の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

(4) 法75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第30条第3項関係)

4-48-10 従前規定の適用

車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第19項関係)

4-48-10-1 装備要件

4-48-12-1に同じ。

4-48-10-2 性能要件

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。以下4-48-10-2において同じ。)は、別添5「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び細目告示別添39「定

常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造でなければならない。

この場合において、近接排気騒音の基準に適合する自動車は、当分の間、定常走行騒音の基準に適合するものとして取り扱うことができる。(保安基準第 30 条第 1 項関係)

定常走行騒音 85dB

近接排気騒音 103dB

(2) 自動車の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

(3) 法 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)

4 - 48 - 11 従前規定の適用

車両総重量が 3.5 t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの及び乗車定員 11 人以上であってすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの並びに二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)であって、平成 14 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 21 項関係)

4 - 48 - 11 - 1 装備要件

4 - 48 - 12 - 1 に同じ。

4 - 48 - 11 - 2 性能要件

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。以下 4 - 48 - 11 - 2 において同じ。)は、別添 5「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造でなければならない。

この場合において、近接排気騒音の基準に適合する自動車は、当分の間、定常走行騒音の基準に適合するものとして取り扱うことができる。(保安基準第 30 条第 1 項関係)

定常走行騒音 85dB

近接排気騒音 105dB

(2) 自動車の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

(3) 法 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)

4 - 48 - 12 従前規定の適用

次の表に掲げる自動車であって、平成 15 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適

用関係告示第 27 条第 21 項関係)

ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。)を除く。)であって、車両総重量が 3.5 t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの

イ 小型自動車(二輪自動車に限る。)

4 - 48 - 12 - 1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、次の基準に適合する消音器を備えなければならない。
(保安基準第 30 条第 2 項関係、細目告示第 40 条第 2 項関係、細目告示第 118 条第 2 項関係)

消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。

消音器本体が切断されていないこと。

消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。

消音器に破損又は腐食がないこと。

4 - 48 - 12 - 2 性能要件(テスト等による審査)

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。以下 4 - 48 - 12 - 2 において同じ。)は、テスト等その他適切な方法により審査したときに、別添 5「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造でなければならない。

この場合において、近接排気騒音の基準に適合する自動車は、当分の間、定常走行騒音の基準に適合するものとして取り扱うことができる。(保安基準第 30 条第 1 項関係)

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	近接排気騒音
ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。)を除く。)であって、車両総重量が 3.5 t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	85	107
イ 小型自動車(二輪自動車に限る。)	85	99

(2) 自動車の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

(3) 法 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)

4 - 49 排出ガス等発散防止装置

4 - 49 - 1 性能要件(視認等による審査)

4 - 43 排出ガス等発散防止装置

4 - 43 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車は、運行中ばい煙、悪臭のあるガス又は有害なガスを多量に発散しないもの

- (1) 自動車は、運行中ばい煙、悪臭のあるガス又は有害なガスを多量に発散しないものでなければならない。(保安基準第31条第1項)
- (2) 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受ける一酸化炭素等発散防止装置は、当該装置を備える自動車を4-50から4-52までの基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第31条第8項関係)

4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能

4-50-1 性能要件

4-50-1-1 テスタ等による審査

(略)

4-50-1-2 書面による審査

(略)

4-50-2 欠番

4-50-3 欠番

4-50-4 適用関係の整理

排気管からの排出ガス発散防止性能については、適用関係告示第28条(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)で定めるところによる。

でなければならない。(保安基準第31条第1項)

- (2) 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受ける一酸化炭素等発散防止装置は、当該装置を備える自動車を4-44から4-46までの基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第31条第8項関係)

4-44 排気管からの排出ガス発散防止性能

4-44-1 性能要件

4-44-1-1 テスタ等による審査

(略)

4-44-1-2 書面による審査

(略)